秋田城跡

平成元年度秋田城跡発掘調査概報

秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所

平成元年度 秋田城跡発掘調査概報正誤表

ページ	行	誤	正
9	上から6行目	約5度北に	約5度東に
10	下から3行目	約30m～40m	約30cm～40cm

平成元年度秋田城跡発掘調査概報

秋　田　城　跡

秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所

序　　文

新しい年号で始まった平成元年は、秋田城跡の発掘調査と保存事業に取って、これまでにない大きな成果がありました。

その一つは、第54次調査で外郭の門としては初めて東門跡が発見され、城郭の構造や城内外への交通路の問題を考える上で貴重な資料となったことです。

二つめは、同調査区内で発見された漆紙文書です。文字は５行、17文字ですが、その内容は古代の住民台帳とも言うべき「大帳案」と呼ばれるもので、発掘調査では全国で初めて出土した貴重なものです。

三つめは、史跡公園造りの初年度として環境整備事業に着手し、鵜ノ木地区の古代の池を復元したことで、これから市民の野外学習、あるいは憩いの広場として活用されるものと期待しております。

今後の課題としてまだ未知の点も数多く残されていますが、各方面の方々からご指導をいただきながら、調査研究に取りくみ、より良い史跡造りをめざし努力してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、この調査に当たりご指導くださいました文化庁、宮城県教育委員会、多賀城跡調査研究所、秋田県教育委員会、それに環境整備の指導委員の皆様に対し心から感謝申し上げます。

平成２年３月31日

秋田市教育委員会

教育長　長　門　伸　一

目　　次

Ⅰ　調査の計画……1

Ⅱ　第54次発掘調査……2

1）調査経過……2

2）検出遺構と出土遺物……8

3）各層位と出土遺物……44

4）まとめ……62

Ⅲ　調査成果の普及と関連研究活動……66

1）講演会等への協力……66

2）研究会等の発表と参加……66

Ⅳ　附　　章

秋田城跡第54次調査出土漆紙文書……1
—「（出羽国）大帳案」様文書—

例言

○本報告書の執筆、編集は小松、日野、西谷があたった。

また遺物実測、図面トレースは日野、西谷、松下があたり、補助員の石塚信子、斎藤尚子、それに同志社大学学生伊藤武士の協力を得た。写真は遺構が日野、西谷、遺物は西谷があたった。

○漆紙文書の解読は、国立歴史民俗博物館、秋田県埋蔵文化財センター、また墨書土器の解読には宮城県東北歴史資料館、同多賀城跡調査研究所、それに東北大学助教授今泉隆雄氏の指導、協力を得た、記して感謝したい。

なお、「大帳案」様漆紙文書については、国立歴史民俗博物館助教授平川南氏から特別寄稿をいただいた。

○発掘調査では、上記の他に下記の諸氏及び関係各機関から指導、助言をいただいた、記して感謝したい。（順不同）

新野直吉、岡田茂弘、渡辺定夫、桑原滋郎、宮本長二郎、牛川善幸、古川雅清、丹羽茂、狩野久、松村恵司、文化庁記念物課、秋田県教育委員会。

凡　例

◦遺物

1．土器断面を黒色に塗りつぶしたのが須恵器である。

2．土器の性格の相違は下記のスクリーントーンで表現した。

黒色処理

漆容器

転用硯

また、調整技法、切り離し等の表記は下記の如くである。

ケ　ズ　リ＝回転ケズリ。回転以外はその都度別記。

ヘラ切り
糸　切　り＝回転ヘラ切り・回転糸切り。回転以外はその都度別記。

3．遺物実測図、写真の縮尺は１／３である。

◦遺構

1．遺構断面図については、まだ調査途中であるため、地山飛砂層が露出した部分についてのみスクリーントーンを使用した。それ以外の最下層については、遺物包含層であり、来年度継続調査を実施する。

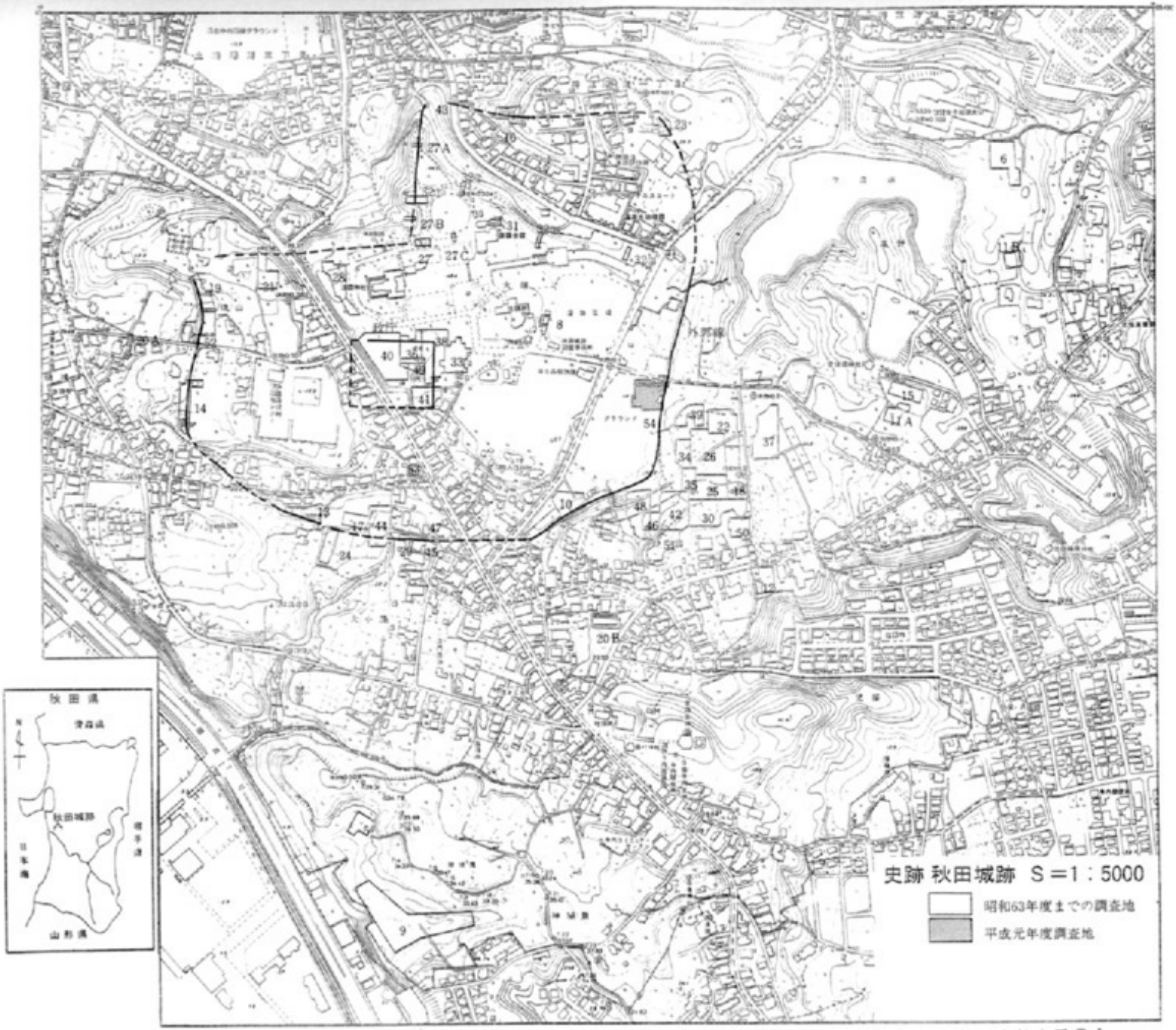

第1図　秋田城跡発掘調査位置図

秋田市教育委員会

Ⅰ 調 査 の 計 画

平成元年度の発掘調査は、第54次調査を実施した。

発掘調査事業費は、総事業費（本体額）1,400万円のうち、国庫補助額700万円（50%）、県費補助額350万円（25%）、市費負担金350万円（25%）である。

調査計画は、下記表Ⅰの如く立案した。

表1　発掘調査計画

調査次数	調査地区	発掘面積㎡(坪)	調査実施期間
第54次	鵜ノ木地区北西部	1,500㎡(453)	4月～11月
計		1,500㎡(453)	

第54次発掘調査は、東辺外郭線のほぼ中央部であることから外郭東門の検出を目的に実施した。調査の結果、東門、外郭築地、布掘り（材木塀）、掘立柱建物跡、竪穴住居跡それに築地によって堰き止められてできた湿地等多数の遺構、それに数点の漆紙文書も検出された。遺構の多くは、覆土も厚く、また重複も激しいため検出作業が極めて困難であった。中でも築地によって堰き止められてできた湿地からは、多量の木製品と共に200点を越える木簡が検出され、貴重な資料を得ることができたが、一方では遺物包含層が地表から4～5mと深い上、前述の多量の遺物取り上げ作業に時間を費やし、調査に大幅な遅れが生じた。しかも木簡の出土する泥炭層の下層には、崩壊瓦層を含む遺物包含層が厚く堆積し、まだかなりの調査期間が必要と考えられた。

そこで、11月に文化庁記念物課埋蔵担当調査官に現地指導を仰いだ結果、次年度も引き続き同地の調査を継続することが望ましいという結論に達した。また泥炭層以下の遺物は、次年度、下層遺構群を調査後に同報告書で述べることとした。

平成元年度の発掘調査実施状況は下記表Ⅱの如くである。

表2　発掘調査実施状況

調査次数	調査地区	発掘面積㎡(坪)	調査実施期間
第54次	鵜ノ木地区北西部	1,273㎡(386)	4月11日～12月18日
計		1,273㎡(386)	

調査途中ではあったが、東門を始め主な遺構と漆紙文書等貴重な資料が検出されたため、10月に現地説明会を開催したところ、200人を越える参加者を得た。

II　第54次発掘調査

1）　調査経過

第54次調査は寺内字大畑、鵜ノ木地区を対象に平成元年４月11日から12月18日にかけて実施した。調査面積は1,273㎡（約386坪）である。

調査地は東外郭推定線と政庁東門の中軸線の東への延長線の交叉する地点を中心とする地域で、不明であった外郭東門を検出することを調査目的とした。調査地の現況は元高清水小学校グラウンドで、東の鵜ノ木地区より約６ｍ高い平坦地となっている。

調査はグラウンド造成の際の盛土、整地土の除去から開始していった（４月13日～５月14日）。グラウンド造成は昭和15年に行われているが、厚さは調査区南東部で深さ約1.6m、北・西部では約0.4mである。グラウンド造成土下層は厚さ30cm～40cmの旧耕作土で、南東方向に低くなる段々畑の形状を残していた。このことから、グラウンドは南東方向に低くなる地形を平坦に整地したものであることが判明した。南側の第10次調査では現況の耕作土直下で外郭築地積土を検出しており、本調査地南部から第10次調査地の間で地形が沢状に落ちこんでいたものと考えられた。

旧耕作土を除去した段階で南西部、北東部の一部で遺物包含層、粘土層が認められるものの、北

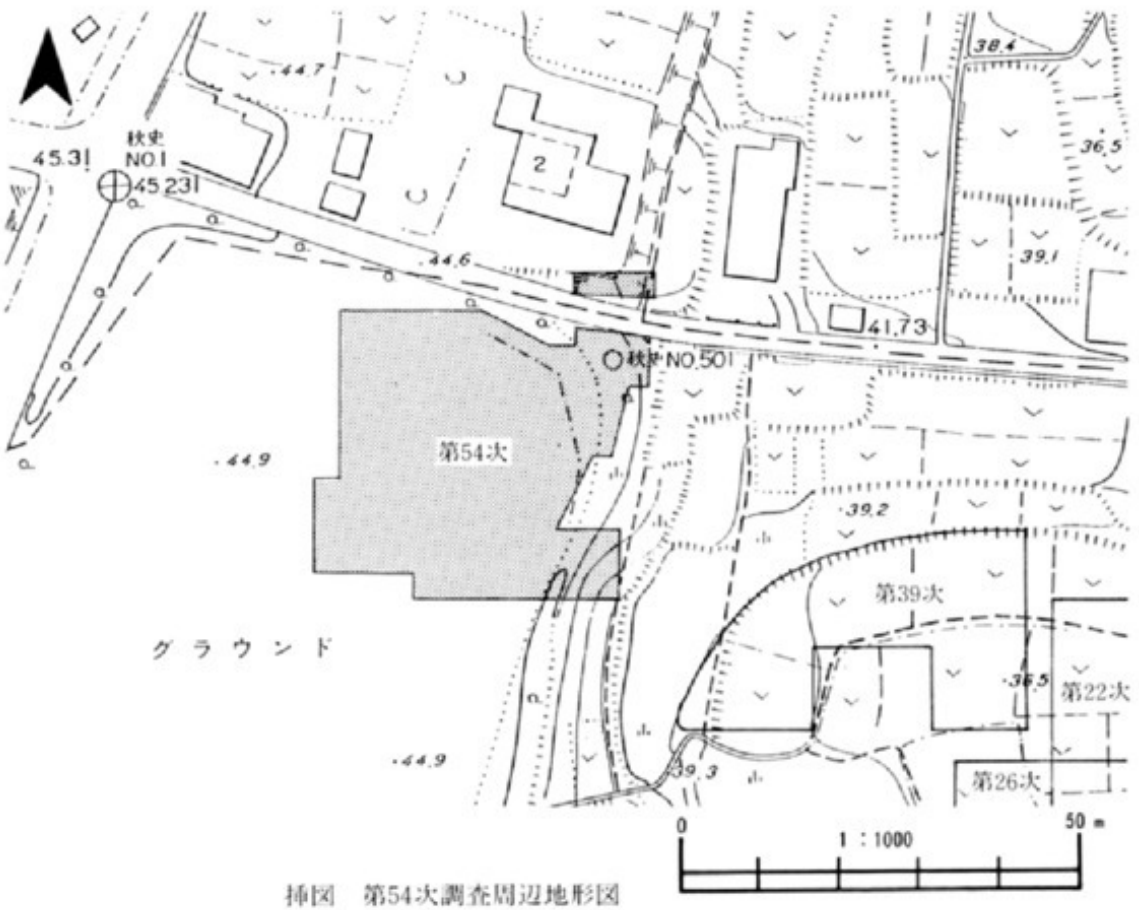

挿図　第54次調査周辺地形図

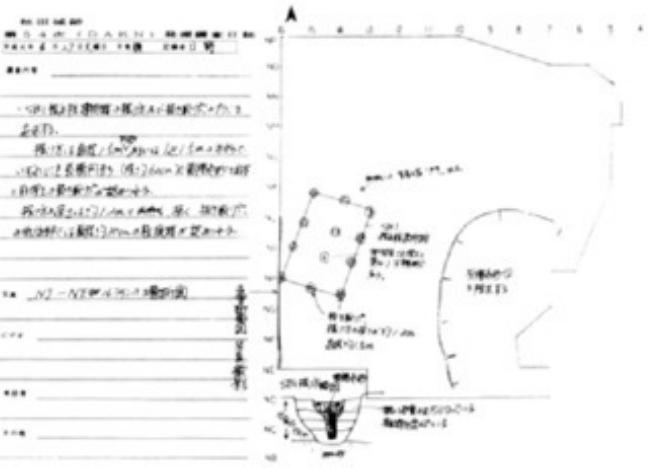

部、南東部を中心に全体に黄褐色砂となり、この面でＳＤ993～996溝を検出した（５月15日）。

土層観察用の畔の断面図、写真撮影終了後ＳＤ993～996溝の埋土を掘り上げ、溝の全体写真（５月30日）、平面実測を実施した（６月１日）。

溝の掘り上げは秋田市制100周年記念事業「緑のまちあゆみ展」の発掘体験教室の参加者によって行われ、埋土からは須恵器、土師器、赤褐色土器などが出土した（５月27、28日）。

南東部を中心に認められた黄褐色砂は当初地山の飛砂と考えられていたが、精査の結果、下層に炭化物を含む遺物包含層が入りこんでいくことが確認されたため、除去していった（６月２日～14日）。黄褐色砂はグラウンド造成土と同じ堆積状況を示し、南東部で最も厚く、1.8mを計り、北西方向に次第に薄くなっている。層内からは赤褐色土器片、須恵器片、鉄鍋などが出土した（６月10日）。

黄褐色砂下層は褐色砂、暗褐色砂となるが、この層は北部には認められず、北部の黄褐色砂は地山飛砂層と判明した。北東部ではこの飛砂層上に粘土堆積層を検出しているが外郭築地の崩壊土と考えられた（６月15日）。

褐色砂、暗褐色砂、粘質土、炭化物を含む包含層と、調査区は黄褐色砂を除去した段階で地区毎に複雑な状況となってきたが、これらを層序順に整理した結果、上層から褐色砂、暗褐色砂、炭化物を含む包含層（焼土・炭化物層）、崩壊土と考えられる粘質土であることが判明し、上層の褐色砂から除去していった。

北東部の粘質土の堆積する地域では炭化物・焼土層の堆積が認められず、飛砂層、粘質土面にて、方形の落ち込みが７ケ所で確認され、精査の結果、ＳＩ1002竪穴住居跡を検出した（６月21日）。

焼土・炭化物層の堆積する西部、中央から南部にかけて、同層面を精査したところ、黄褐色砂の円形の掘り方状の落ち込みを検出、東西２間、南北３間のＳＢ1001掘立柱建物跡と判明した。掘り方を断ち割りした結果、黄褐色砂を埋土とするものは抜き取り穴で、柱掘り方はさらに規模も深さも大きいものであった（23日）。

南東部の黄褐色砂下層は、焼土・炭化物層となり、東西、南北約15mの範囲で窪地状になってお

り、この窪地が後日、ＳＧ1031湿地と判明した。

ＳＧ1031湿地上の焼土・炭化物層の一部除去、ＳＢ1001建物跡の柱掘り方断ち割り、精査を実施していった（６月29日）。

ＳＢ1001建物跡の遺構写真撮影、平面図作成（６月30日）と平行して、ＳＩ1002付近の竪穴住居跡の精査、追求を行い、ＳＩ1002、1004（７月１日）、1005（４日）を検出、掘り下げていった。ＳＢ1001建物跡北側では直径30cm～50cmの円形ピット列（４日）、ＳＫ1024土器溜（５日）を検出した。

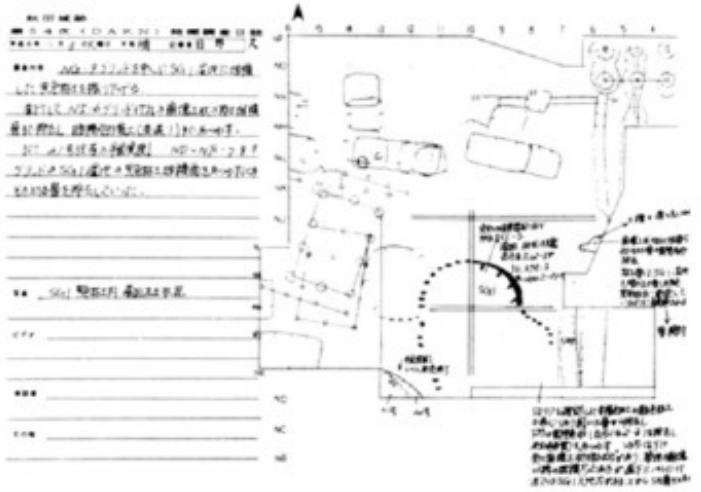

焼土・炭化物層面で検出した遺構の全景写真撮影を実施（７日）、終了後、全体的に同層を除去していった。焼土・炭化物層は赤褐色土器を多量に含む層で、灰釉陶器片も出土した。この層を除去した段階でＳＩ1006、1007、1009を確認した（11日）。ＳＩ1009は西半分を明確にする必要があるため、調査区南西部を拡張したところＳＩ1008を検出した（12日）。

ＳＩ1009埋土を精査中、ＳＫ1026を確認、土壙埋土内には十数点の完形の赤褐色土器が認められた。また、ＳＢ1001建物跡の南側で、これと重複し、新しい、小ぶりな掘立柱建物跡ＳＢ999、北側でＳＫ1025土壙を検出した（13日）。

ＳＢ1001建物跡の周辺を継続して精査したところ、ＳＩ1010竪穴住居跡のプランを検出、埋土を建物の柱掘り方が切っており、建物北側で検出したピット列は、建物の南、東、西でも認められ、建物の庇と判断した（15日）。ＳＧ1031の窪地は、トレンチ調査では焼土・炭化物層下は、褐色砂、暗褐色砂、灰褐色砂、暗（黄）褐色砂、黄褐色砂、灰黒（褐）色粘土の順で高位部から低位部に流れ込んだ状況で堆積しているのが観察された（17日）。

ＳＧ1031の全体と、外郭遺構を明確にするため、南東地区を東側に拡張し、築地崩壊土と考えられる粘土層を検出、精査を実施した（26日）。粘土層は東に急激に傾斜しており、上面にて黄褐色砂を埋土とする、南北方向の溝状遺構を検出した（31日）。溝状遺構は東西に凹凸のある状況で、部分的に柱痕状の灰白色土の堆積があり、築地崩壊後の材木塀（柱列塀）の布掘り溝ＳＡ997Ａと判断された（８月２日）。

ＳＡ997Ａ布掘り溝の平面図、写真撮影の終了後、崩壊土状の粘土層の除去作業を行ない、下層

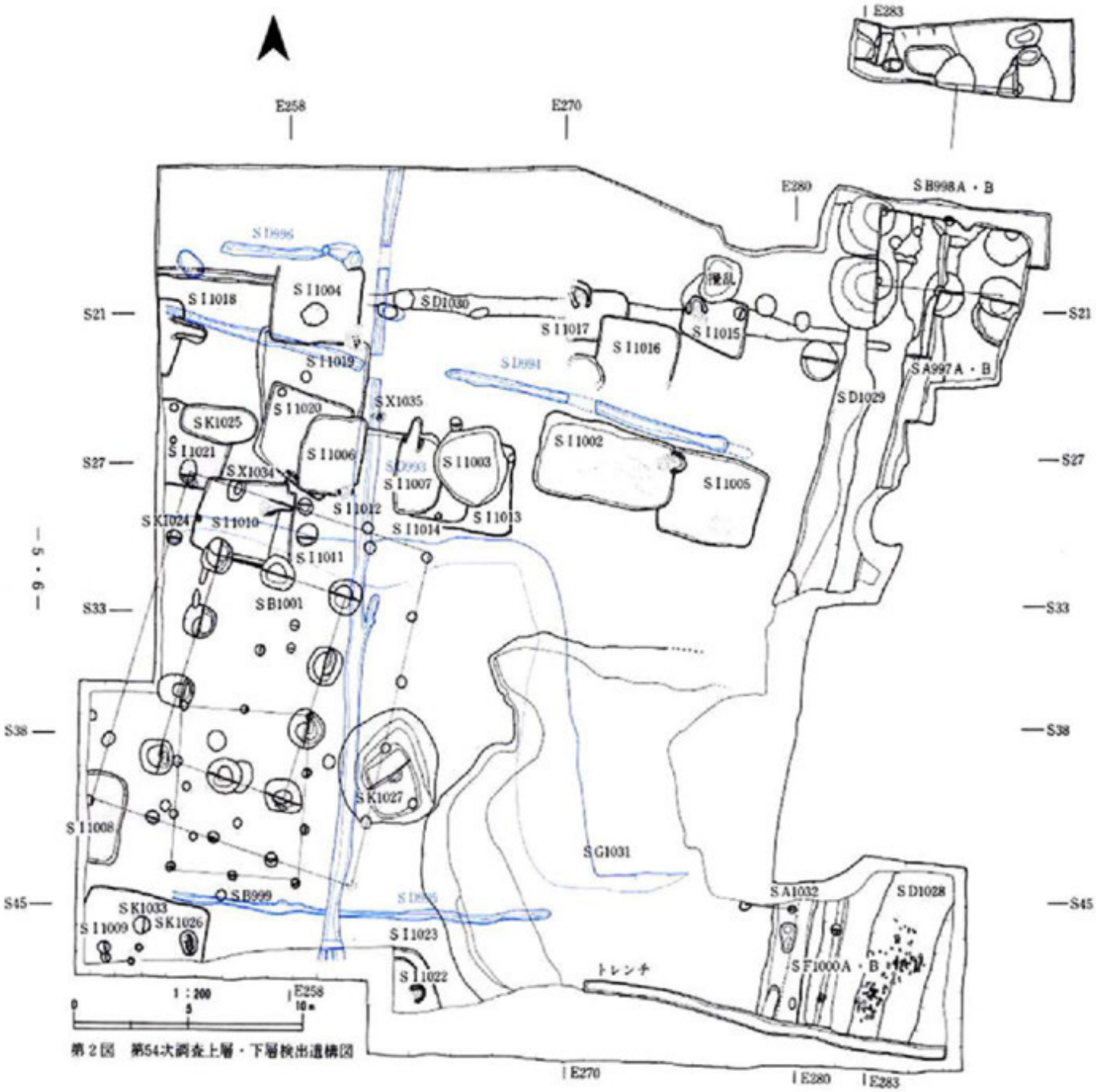

第2図　第54次調査上層・下層検出遺構図

の遺構を追求していった。崩壊土は外郭外になる東側から掘り下げ、西側はＳＧ1031埋土との関係を考慮しながら掘り下げていった。崩壊土を除去した段階でＳＤ1028溝を、また、積土の基底部では約３ｍの間隔で寄柱を検出した（８日）。

調査区北東部の粘土層も一連の崩壊土の可能性が強まったため、布掘り溝、築地積土を明確にする必要があり精査に入った（18日）。

精査の結果、直径約1.5mと約３ｍの円形の掘り方状落ち込みが重複しているのが確認され、ＳＡ997Ａと連続すると考えられる黄褐色砂を埋土とする溝を検出した（24日）。

掘り方状落ち込みと溝の全体を明確にするため、北東に調査区を拡張、並行して検出したＳＩ1013の精査を行なった（29日）。

拡張の結果、東西２間、南北１間分のＳＢ998Ａ・Ｂ掘立柱建物跡を検出、ＳＡ998Ａ布掘り溝が南梁の中央の柱に取り付くこと、掘り方の規模などから、この建物跡が外郭東門である可能性が考えられた。並行して調査していた住居跡は新たにＳＩ1014～1017を検出した。また、ＳＢ998Ａ・Ｂ付近から西に伸びるＳＤ1030を検出、東門から政庁へ至る道路の南側溝とも考えられた。住居跡群がＳＧ1031の北、西部の高位緩斜面を中心に造営されていることが確認されたため、さらに住居跡の重複が考えられることから、精査を実施したところ、ＳＩ1010の南西、調査区西壁直下、地表下1.3mの位置で暗褐色砂内から二ツ折りになった漆紙文書（大帳案様文書）を検出した（31日）。

住居跡群の追求を引き続き実施し、ＳＩ1018～1021を調査区北西部で検出した（９月５日）。

調査区中央、ＳＧ1031西では傾斜面に沿って赤褐色粘土の堆積を確認。下層には、炭化物、焼土層が認められた。粘土層面にて直径約６ｍの円形の落ち込みＳＫ1027を確認した（13日）。ＳＫ1027は以前から下層の褐色砂を除去した段階で不鮮明ながら土層の相違が認められていたものである。

住居跡群の精査と並行してＳＧ1031内の灰黒（褐）色粘土まで、流入した砂層を層序毎に除去していった（18日）。灰黒（褐）色粘土はトレンチ調査によると下層にスクモ堆積層が認められ、木製品が一部出土していた。

調査区内の検出遺構の状況がまとまってきた段階で、多賀城跡調査研究所の現地指導を仰ぎ（19日）、ＳＢ998Ａ・Ｂについては、調査区北側の道路外に拡張区を設定することとし、建物の全体の規模を追求していった（25日）。拡張区の精査の結果、道路北側でも掘り方を確認、東西２間（2.7m＋2.7m）、南北３間（2.7m＋３m＋2.7m）の掘立柱の八脚門であることが明確になった（27日）。

精査の終了した遺構から写真撮影、平面実測を実施し、並行してＳＧ1031内に堆積した灰黒（褐）色粘土を除去していった。調査区中央南部ではＳＧ1031のプランを精査中、下層黄褐色砂面にて、ＳＩ1022、1023竪穴住居跡を検出した（10月２日）。

ＳＧ1031は、スクモの堆積する湿地と判明したが、スクモ上にある灰黒（褐）色粘土は粘性の強いもので、窪地を平坦に整地している土層と考えられ、布掘り溝ＳＡ997Ａ掘り込み面直下の粘土

層の下に位置するものであることと、下層にも厚い崩壊土状の粘土層のあることが確認された。灰黒（褐）色粘土層からは須恵器坏、木皿、板状木製品が出土した（３日）。

灰黒（褐）色粘土を除去し、スクモ層をあらわす作業を実施していったがスクモ層は複雑に砂層、粘土層と互層状に堆積していた。ＳＧ1031スクモ層を中心に鋤、鍬の木部、曲物、絵馬などの多様な木製品とともに木簡が出土しはじめた（４日～17日）。

調査の途中であったが、全体的に遺構が明確になったため、10月14日には現地説明会を開催し、参加者は220名であった。

ＳＫ1027は赤褐色粘土層面で確認した段階で精査に入っていなかったが、掘り下げを実施したところ方形の井側状の痕跡が認められ井戸跡の可能性が生じてきた。しかし、底面まで調査した結果、井戸掘削のために掘り込まれた方形の土壙と考えられた。なお、ＳＫ1027の確認された赤褐色粘土からは二点目の漆紙文書が出土した（17日～20日）。

ＳＧ1031湿地のスクモ掘り下げは、これと並行して実施した。木簡、木製品などの遺物が引き続き出土し、出土地点、レベルを測定し、写真撮影後、取り上げていった。スクモは詳細に観察すると、加工材の木屑、籾殻などを含む人工的な廃棄物が多く、自然に形成されたものではないことが判明した。木簡には「延暦十年」、「同十三年」の紀年銘のあるものが出土した（～10月30日）。

最深部で約１ｍの厚さのあるスクモ堆積の掘り下げと並行して、ＳＧ1031湿地の土層断面図作成と写真撮影を行い（10月31日～11月15日）、終了後、土層観察用の畔を除去していった（24日）。

スクモ堆積の下層は灰青色砂層となるが、この層の上面までで、現地表から約６ｍの深さとなり、さらに下層にまだ瓦片や加工材などが認められた。湧水もあり、危険なことから、来年度、本年度調査地の南側も含め、再度調査を実施することとした。

本年度、確認した木簡の検出数は203点を数えた。

11月21日、航空写真、25日～27日、全体写真、遺構写真撮影、27日～12月５日までに最終的な平面実測と調査区南壁の土層断面図作成、写真撮影を実施した。

12月６日には機材の撤去、18日には重機による埋め戻しの手直しと保安フェンス補修を行い、本年度の調査を全て終了した。なお、木簡、漆紙文書については目下、一部を除いて解読の途中であり、本報告書から割愛し、来年度報告の予定である。

２）　検出遺構と出土遺構

遺構はその検出面と重複関係から大きく４時期に区分される。上層から順序に、

〔Ａ．黄褐色砂層面遺構〕

〔Ｂ．焼土・炭化物層面遺構〕

〔Ｃ．灰黒（褐）色粘土整地上層遺構〕

〔Ｄ．灰黒（褐）色粘土整地下層遺構〕

以上の４時期であるが、竪穴住居跡はその重複関係から、さらに小期に細分可能である。

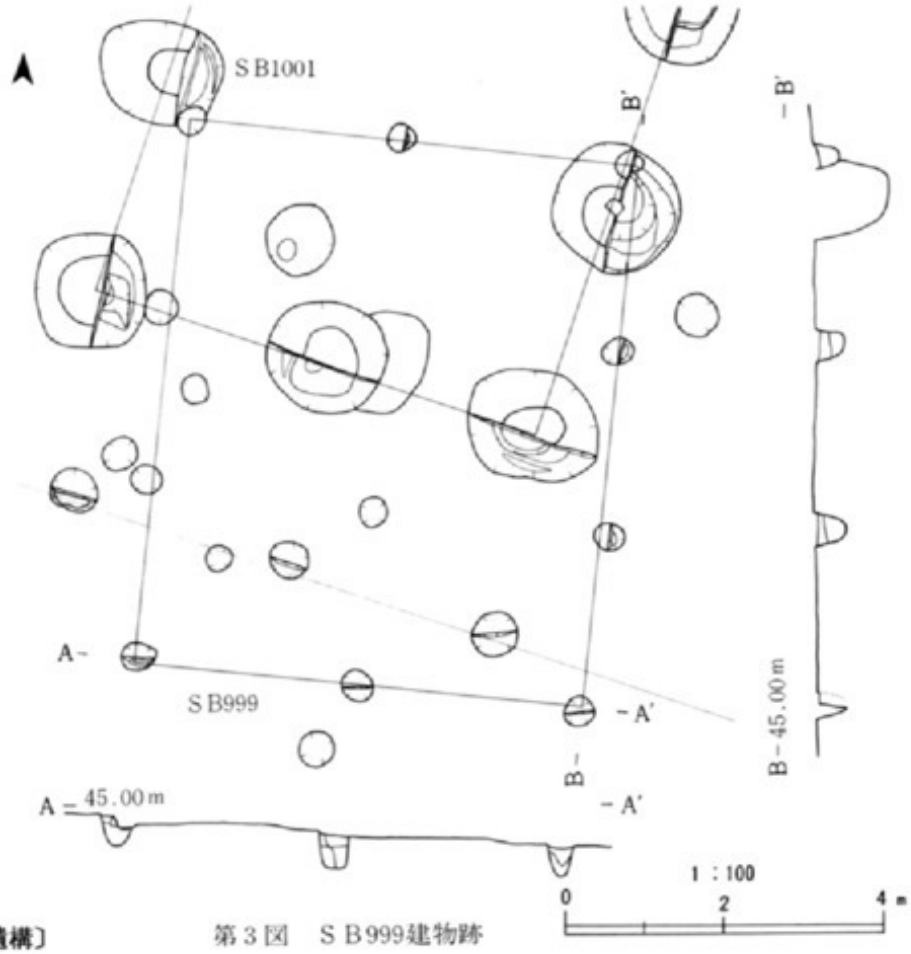

〔A．黄褐色砂層面遺構〕　　第３図　ＳＢ999建物跡

ＳＢ999建物跡（第３図、図版５）

焼土、炭化物を除去した段階で検出された梁行２間、桁行３間の南北棟掘立柱建物跡である。本来の掘り込み面は、ＳＢ1001の掘り方を切っていることから、さらに上層の黄褐色砂と考えられる。規模は、北梁行が北から2.7m＋2.9m、東桁行が北から2.3m＋2.35m＋2.2mである。建物の方向は、桁行が北で約５度北に偏する。掘り方は、平面形がいずれも40cm前後の円形、深さが確認面から30cm～50cmを計る。掘り方内埋土は、黄褐色砂が主体をなすことから、調査区の東半部を整地している黄褐色砂面から掘り込まれていたものと考えられる。

建物跡、竪穴住居跡群の中で最も新しい遺構である。

遺物は、掘り方内から赤褐色土器、須恵器片が出土している。

ＳＤ993溝跡（第２図、図版３、表３）

南北方向に伸びる幅40cm～60cm、深さ約40cmの溝である。調査基準線に対し約５度北で東に偏する。ＳＤ999建物跡と方位が一致し、同時期と考えられる。

ＳＤ994～996溝跡（第２図、図版３、表３）

いずれもＳＤ993と交叉する東西方向の溝であるが、東側で消失している。東で南に約２度から10度偏している。幅、深さともにＳＤ993と同規模で、切り合いが判然としないことから同時期の可能性が考えられた。

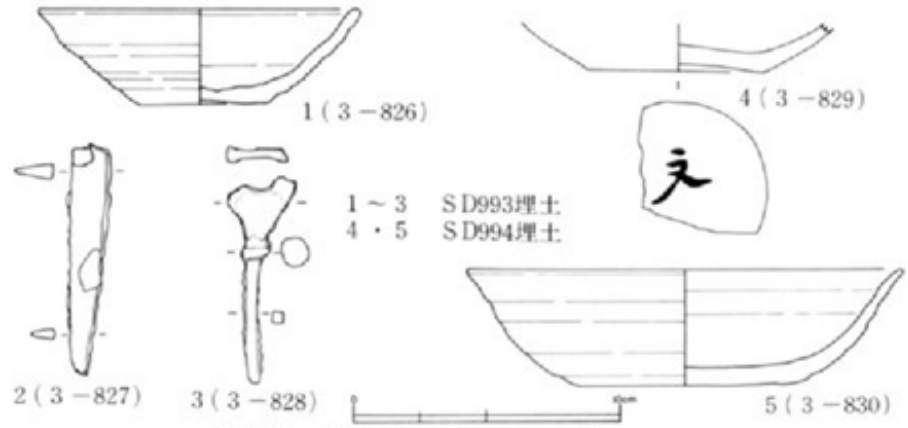

第4図　SD993－996溝出土遺物

表3　SD993～996溝出土遺物（第4図、図版23）

No.	種類	出土層位	切り離し	調整	備考
1	赤褐色土器坏	SD993埋土	糸切り		
2	刀子	〃			
3	鉄鏃	〃			雁又
4	赤褐色土器坏	SD994埋土	糸切り		墨書「文」
5	〃	〃	〃		

〔B．焼土、炭化物層面遺構〕

SA997A布掘り溝（第2・8図、図版3・4）

外郭築地崩壊後の材木塀（柱列塀）の布掘り溝で、後述のSA997Bとほぼ同位置で重複し、これより新しいものである。北で東に約15度振れる方位をとり、SB998A外郭東門の南梁間の中央の柱に取りついている。

掘り方は深さ約1.5m、幅が上面で約2m、底面で約40cmのV字状で、全体に黄褐色砂を埋土の主体とする抜き取りがある。

底面から約80cm上位付近まで材（柱）の痕跡と考えられる幅20cmの立ち上りがあり、この部分で本来の溝埋土である赤褐色粘質土が認められる。

本溝の上面と築地基底部との間は比高差が約2mあり、その間に10層以上の粘土・砂層の堆積が観察される。抜き取りは、前述の黄褐色砂層面から掘り込まれている。

SB998A建物跡（外郭東門跡）（第5図、図版6・7・8）

東西2間、南北3間の掘立柱の八脚門である。南から三列目の掘り方は道路の下に位置しており、調査できなかったが桁行の柱間の全長が8.4mであり、確認できる南の一間が2.7mであることから、中の間を3m、北の一間を2.7mと推定した。

建物方位は北で東に約10度振れている。掘り方は直径約1.5mの円形で、深さは約1.2m、埋土は褐色砂を主体としている。柱痕跡は直径約30m～40mの円形でほぼ底面付近まで垂直に落ちている。南梁間の中央の柱に外郭の布掘り溝SA997Aが取りついており、この中央の柱と南二列目の中央の柱を結ぶ状態で幅30cm、深さ50cmの溝を検出しており、この間を遮蔽する施設が考えられる。

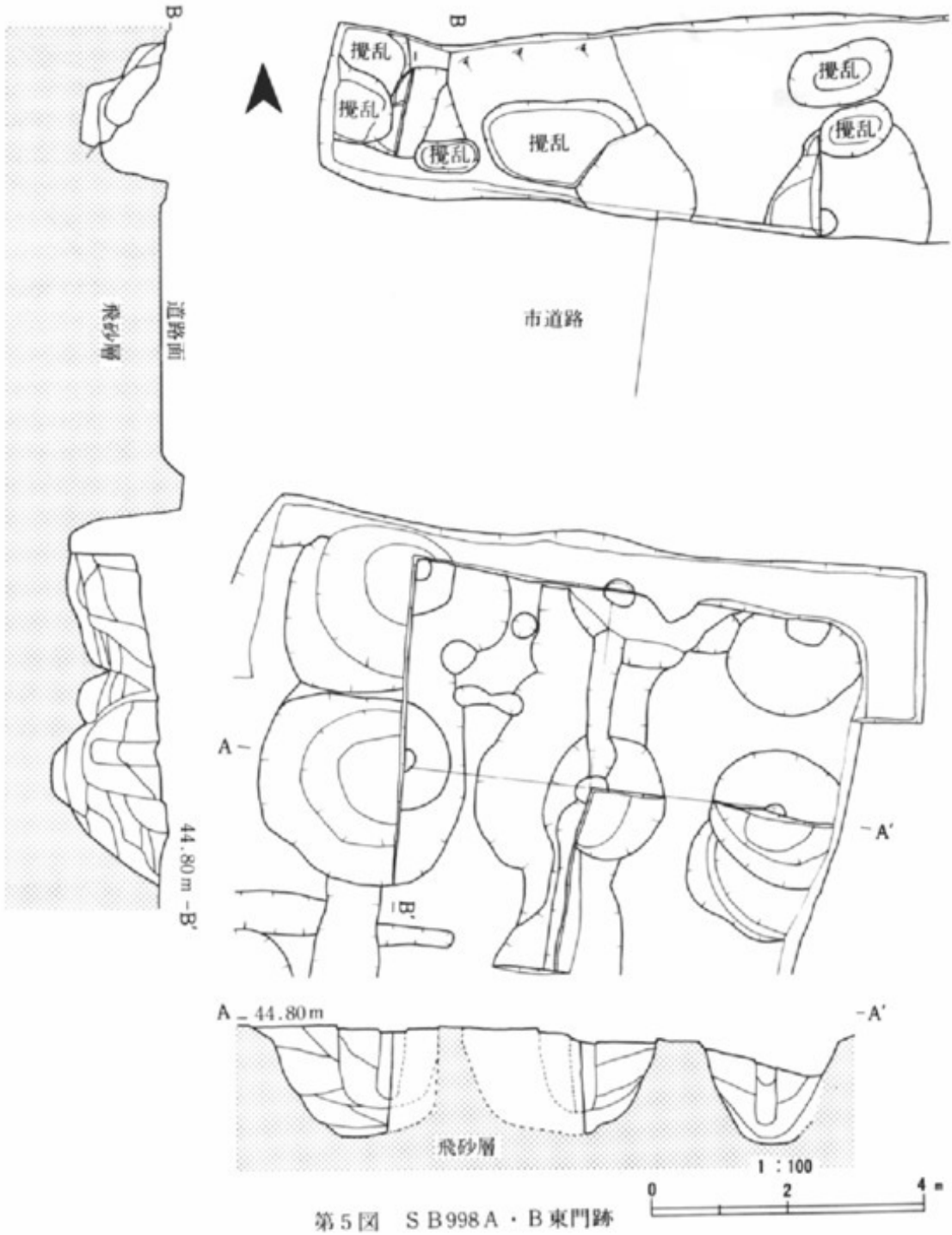

第5図　ＳＢ998Ａ・Ｂ東門跡

掘り方埋土からは回転糸切り無調整の赤褐色土器、瓦、須恵器坏の破片、鉄滓、スサ入り焼土などが出土している。

ＳＢ1001建物跡（第6・7図、図版10・11、表4）

褐色砂（炭化物多量混入）面で検出された、梁間2間、桁行3間の身舎に四面の土庇が付く南北棟の掘立柱建物跡である。規模は、いずれも抜き取り穴が認められることから柱痕跡が不明である

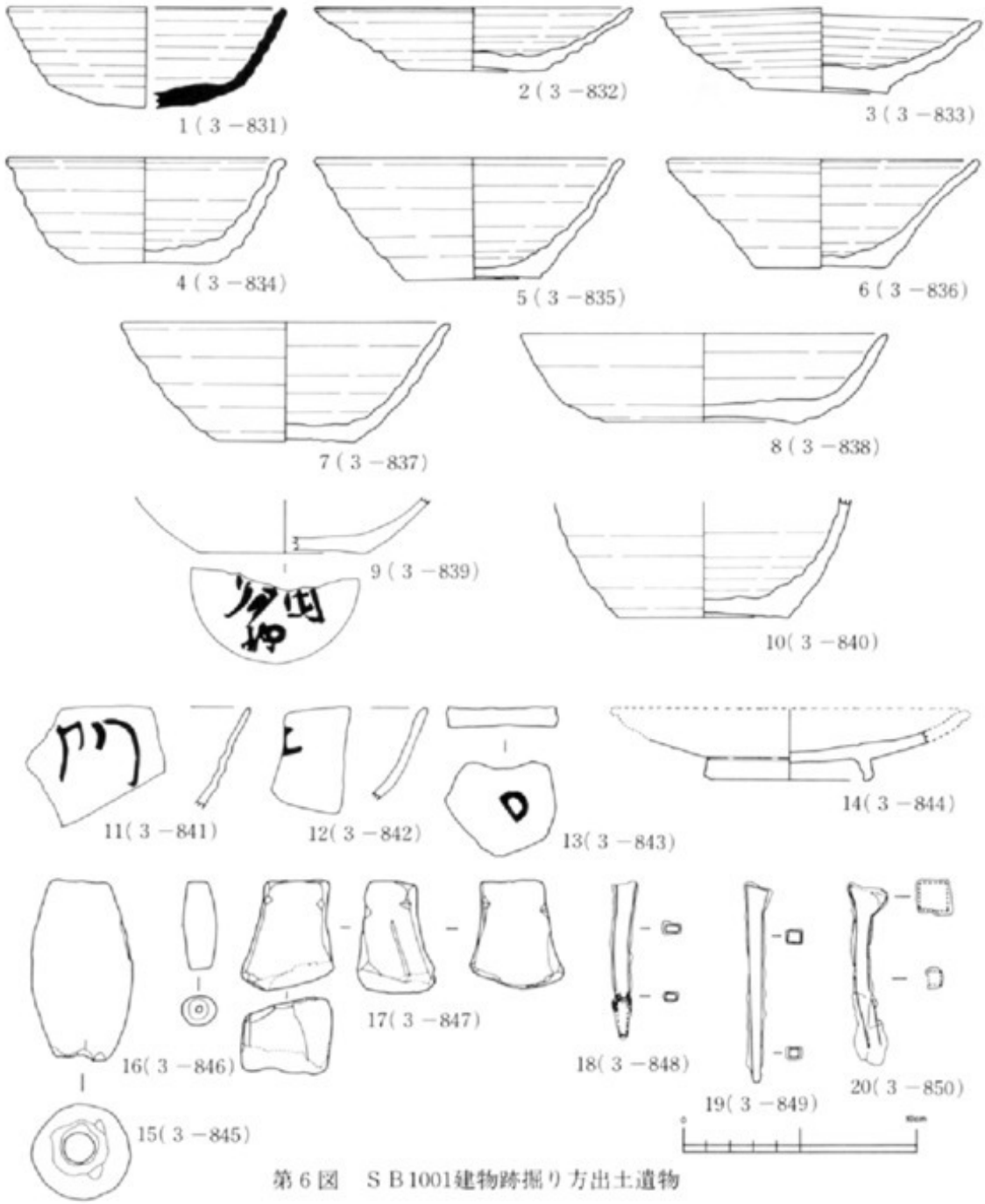

第6図　ＳＢ1001建物跡掘り方出土遺物

が、掘り方の心心で計測すると、身舎の北梁行が西から2.7m＋3.1m、東桁行が北から2.9m＋2.8m＋2.9mである。同じく庇部分は、北梁行が西から2.2m＋3.1m＋2.9m＋2.8m、東桁行が北から2.5m＋2.65m＋2.85m＋3.1m＋2.8mである。建物方向は、北で17度東に偏する。掘り方平面形は、身舎が、径1.4m～1.6mの円形、庇が50cm～70cm前後のやや小形の円形を呈する。掘り方埋土は、深さ１m～1.5mの炭化物、黄色粘土ブロックの混入するよごれた褐色砂である。また柱痕跡と考えられる部分は、黄褐色砂が充塡されており、いずれも抜き取られたことが判明した。庇

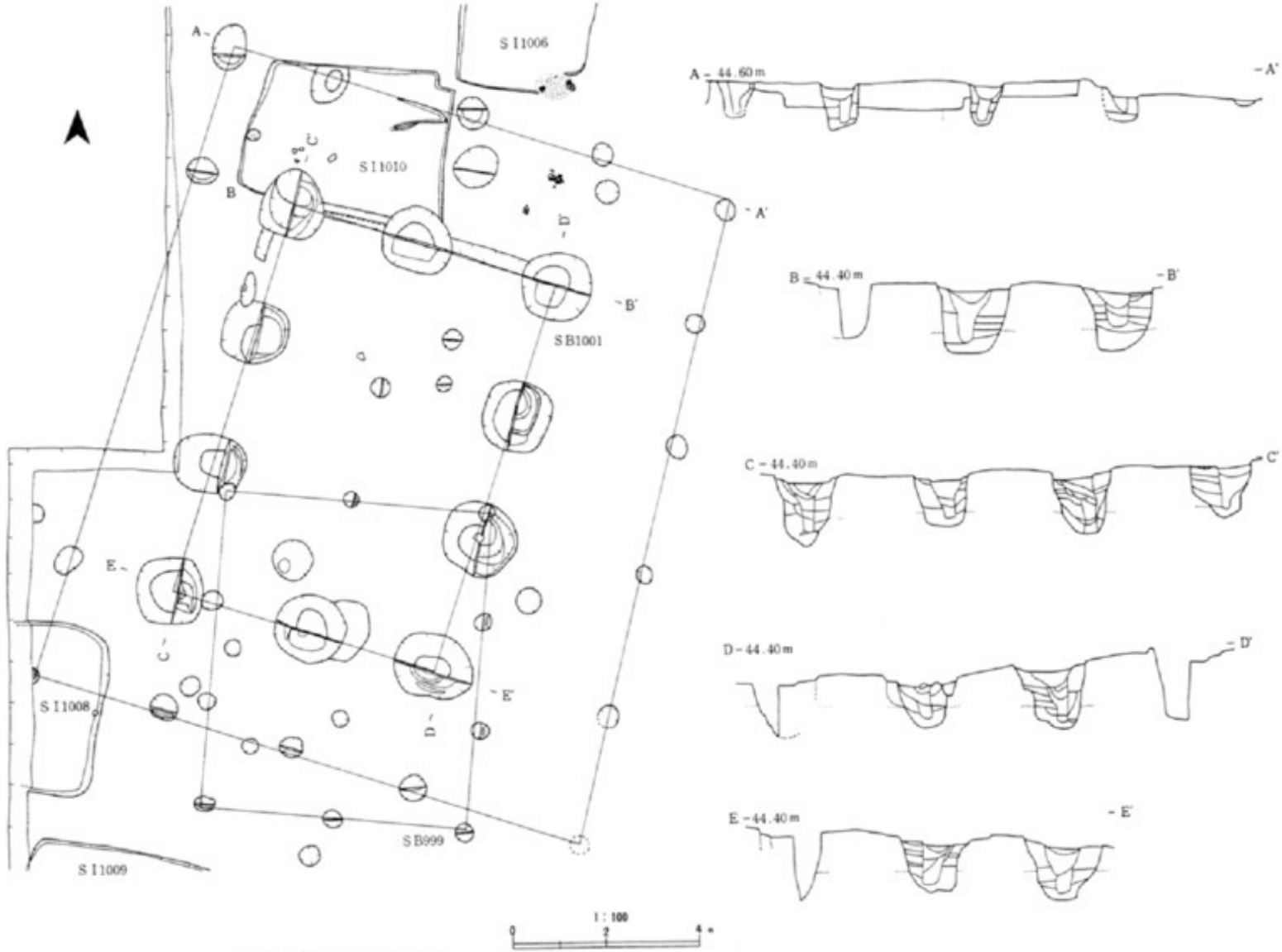

第7図　SB999・1001建物跡

表4　ＳＢ1001建物跡掘り方出土遺物（第７図、図版23）

No.	種　　類	出土層位	切り離し	調　　整	備　　考
1	須恵器坏	掘り方埋土	ヘラ切り		
2	赤褐色土器皿	抜き取り埋土	糸切り		
3	〃	掘り方埋土	〃		
4	赤褐色土器坏	抜き取り埋土	〃		
5	〃	〃	〃		
6	〃	掘り方埋土	〃		
7	〃	〃	〃		
8	〃	〃	〃		
9	〃	〃	〃		墨書「月ヵ月ヵ内ヵ」
10	赤褐色土器小形甕	掘り方埋土	〃		
11	赤褐色土器坏	〃			墨書「門」
12	〃	〃			墨書判読不能
13	〃	抜き取り埋土	糸切り		墨書「口」ヵ
14	灰釉陶器	掘り方埋土		底部外面削り	内面に施釉
15	土錘	〃			
16	〃	〃			
17	砥石	〃			凝灰岩
18	鉄鏃	〃			
19	鉄釘	〃			
20	〃	〃			

掘り方は、深さ80cm～１ｍである。

ＳＩ1108、1010竪穴住居跡と重複するが本建物が新しい。

ＳＫ1024土器溜め（第30図、表23）

調査区西壁中央付近で検出した直径約70cm、深さ約10cmの浅い掘り込みを伴う土器溜めで、焼土・炭化物上の黄褐色粘土面で確認された。

遺物はＳＢ1001建物跡の北庇掘り方を覆う状態で赤褐色土器（回転糸切り、無調整）坏、皿が10点ほどまとまって出土した。

〔Ｃ．灰黒（褐）色粘土整地上層遺構〕

本遺構面は、焼土・炭化物層を除去した段階で確認され、ＳＧ1031湿地の整地層、灰黒（褐）色粘土上に位置づけられるものである。

ＳＡ997Ｂ布掘り溝（第２・８図、図版３・４）

外郭築地崩壊後の材木塀（柱列塀）の布掘り溝である。ＳＡ997Ａとほぼ同位置で重複し、これより古い。調査区南東では、ＳＡ997Ａより東に約80cmズレており、深さも約40cmほど深くなっている。掘り込み底面から築地基底部までの比高差は約0.7m、一部築地積土を切っている。

ＳＡ997Ａと同様に、この時期の外郭東門ＳＢ998Ｂの南梁間の中央の柱に取りついている。

掘り方は現況で幅約１ｍ、深さ約80cmのＵ字状で、埋土は赤褐色粘土を主体としている。抜き取り状の掘り込みが認められ、ＳＡ997Ａのような明確な材（柱）の痕跡は観察されなかった。

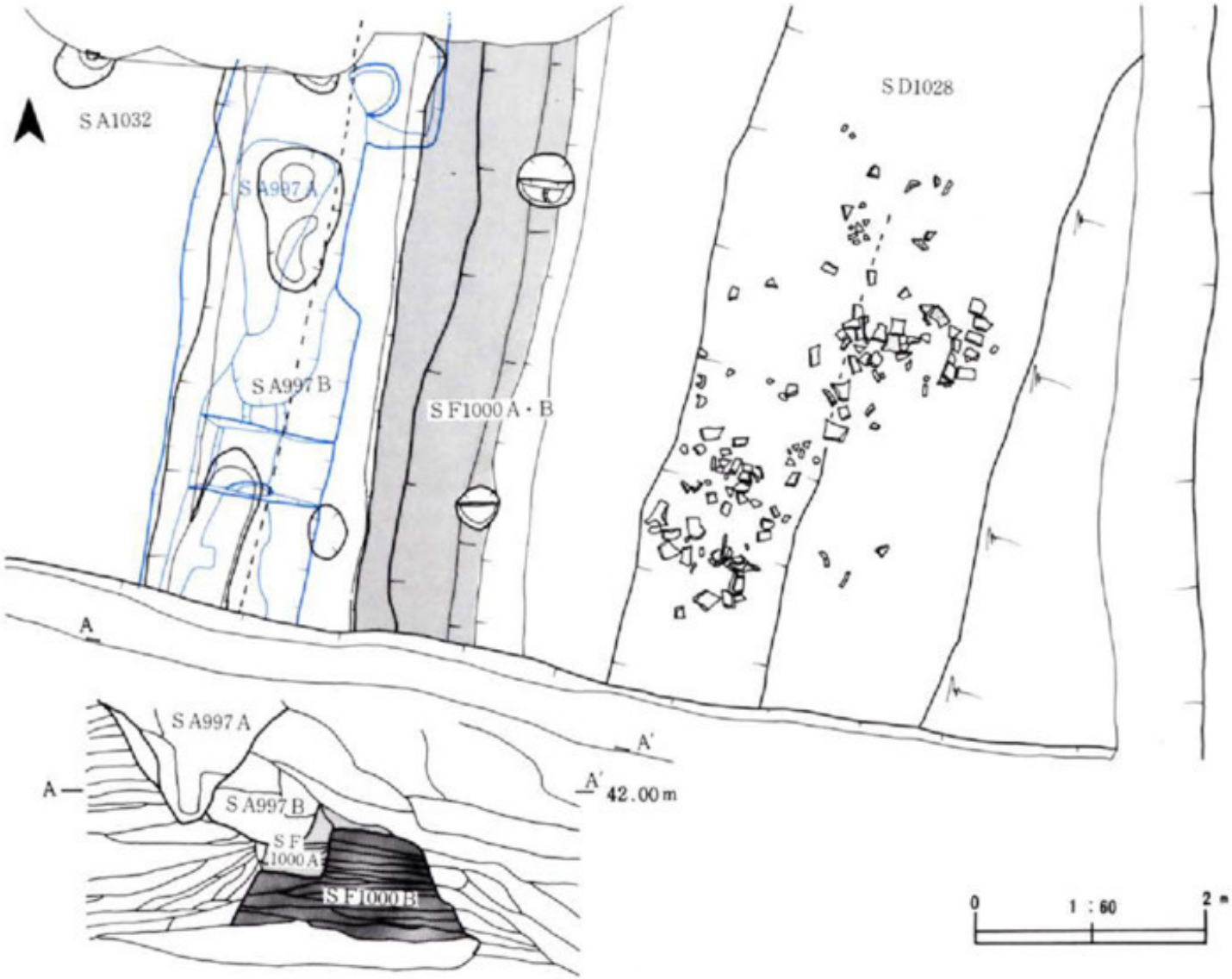

第8図　SF1000A・B築地、SA997A・B布掘り溝

ＳＢ998Ｂ建物跡（外郭東門跡）（第５図、図版６・７・８）

ＳＢ998Ａとほぼ同一で重複し、これより古い東西２間、南北３間の掘立柱の八脚門である。

柱位置はＳＢ998Ａによって壊されており不明であるが、掘り方心心をとると、梁間全長で６ｍ、桁行全長9.6mとなり、全体にＳＢ998Ａより、規模も大きいものと考えられる。

建物方位も南梁間で東で約15度南に振れており、ＳＢ998Ａより振れが大きい。

掘り方は直径約３ｍ、深さ約1.7mと規模の大きいもので、掘り込み上端では連続した状況となっている。埋土は赤褐色砂質土を主体にしており、底面には固い粘土層が認められる。抜き取り状の掘り込みが伴い、埋土、抜き取りともに炭化物、焼土が混入している。断面観察の結果、粘土を主体とするもう一時期古い掘り方埋土状の土層が認められる。

埋土からは赤褐色土器小片、須恵器小片、鉄滓が出土している。

・竪穴住居跡

ＳＩ1002竪穴住居跡（第９図、図版12・19、表５）

褐色砂から掘り込まれ、ＳＩ1005より新しい。平面形は東西に長い長方形で、規模は長軸が６ｍ、短軸が3.2mである。長軸方向は、東で約10度南に偏している。カマドは東壁北寄りに構築されているが構築土の粘土に堅さがなく、また焼面も不安定で、煙道も認められない。床面には、細かい炭化物が一面に認められるが、火災とは考えられない。壁材、柱掘り方等は認められない。住居壁はほぼ垂直に立上り、高い部分で70cmを計る。

表５　ＳＩ1002竪穴住居跡出土遺物（第10図、図版24）

No.	種類	出土層位	切り離し	調整	備考
1	須恵器坏	埋土	糸切り		
2	〃	カマド内	ヘラ切り		墨書「火」
3	須恵器長頸瓶	埋土			頸部に凸帯
4	赤褐色土器坏	カマド内	糸切り		
5	〃	カマド袖南床	〃		墨書「宍」カ
6	〃	埋土	〃		
7	〃	〃	〃		
8	〃	〃	〃		墨書判読不能
9	〃	〃	〃		墨書「厨」カ
10	土師器台付坏	〃	〃	内外面磨き 内面黒色処理	
11	赤褐色土器坏	〃	〃		
12	土師器埦	〃	不明	内外面磨き 内面黒色処理	墨書判読不能
13	赤褐色土器	〃	〃		〃
14	赤褐色土器甕	〃	糸切り		
15	鉄鏃	カマド内			
16	〃	埋土			
17	〃	カマド内			

ＳＩ1003竪穴住居跡（第11図、図版12、表６）

褐色砂、暗褐色砂から掘り込まれ、ＳＩ1007、1013より新しい。平面形は約3.2mの不整円形で、カマドは認められないことから住居を目的としたものかどうか不明である。壁の立上りはやや斜め

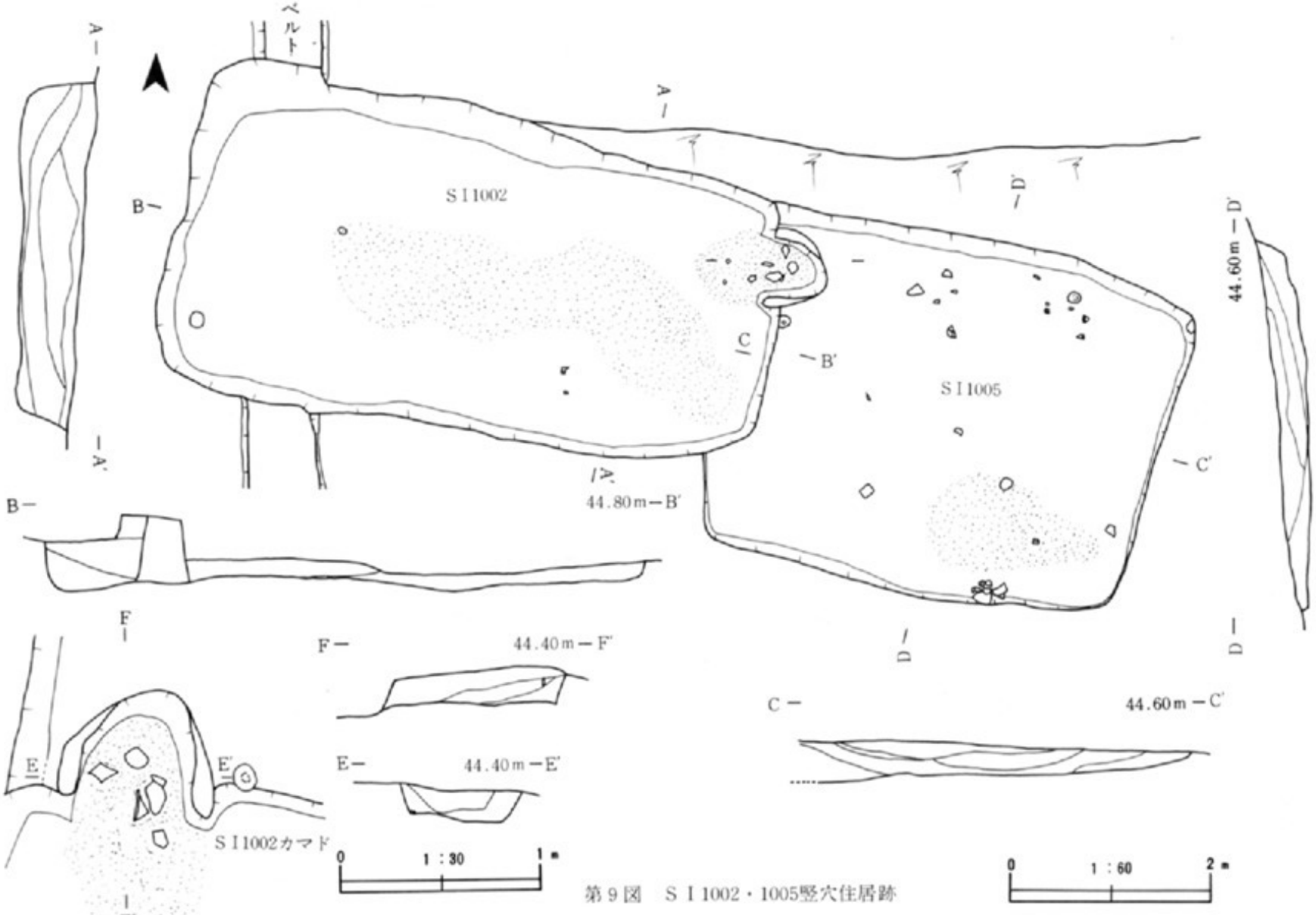

第9図　SI1002・1005竪穴住居跡

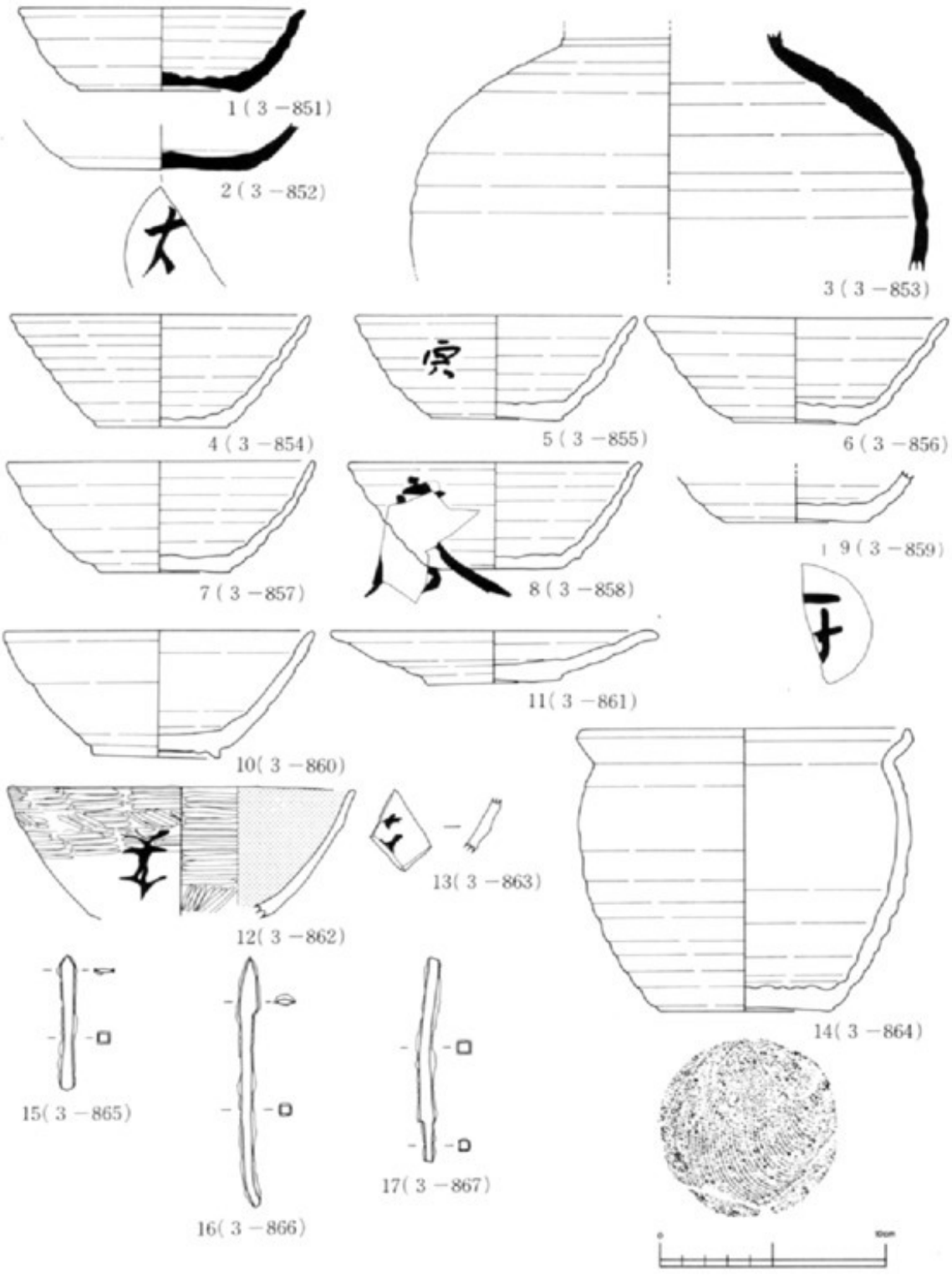

第10図　ＳＩ1002竪穴住居跡出土遺物

で、高さは35cmを計る。床面は砂であるが、北東部に下層竪穴住居跡のカマドと思われる焼面をもつ粘土が認められた。柱掘り方は認められない。

ＳＩ1004竪穴住居跡（第12図、図版13、表７）

後世の削平のため包含層がほとんど認められず、地山砂層から掘り込まれている。平面形はほぼ方形で、長軸が3.4m、短軸が約3.1mである。長軸方向は、東で約５度南に偏している。カマドは、東南

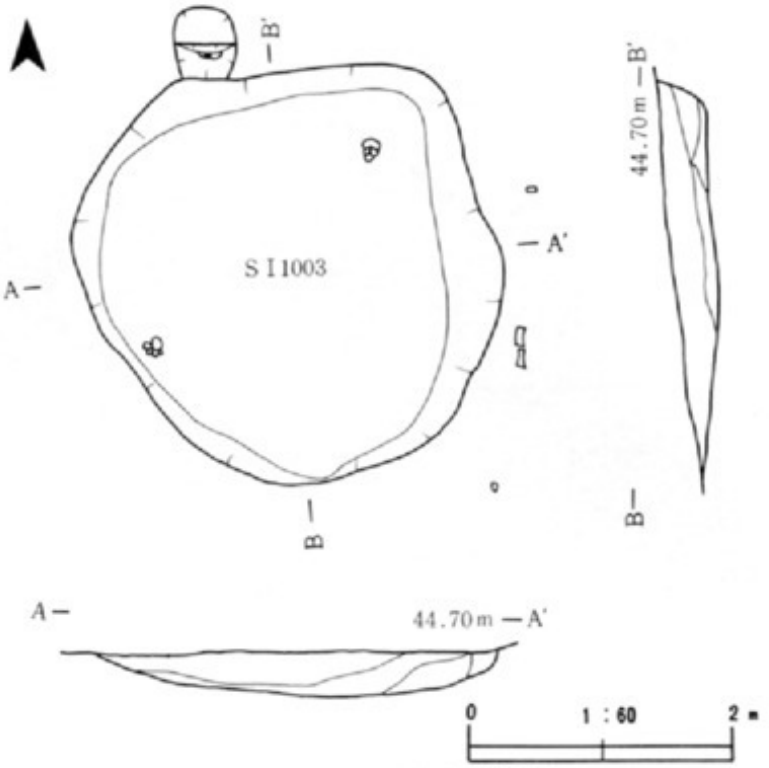

第11図　ＳＩ1003竪穴住居跡

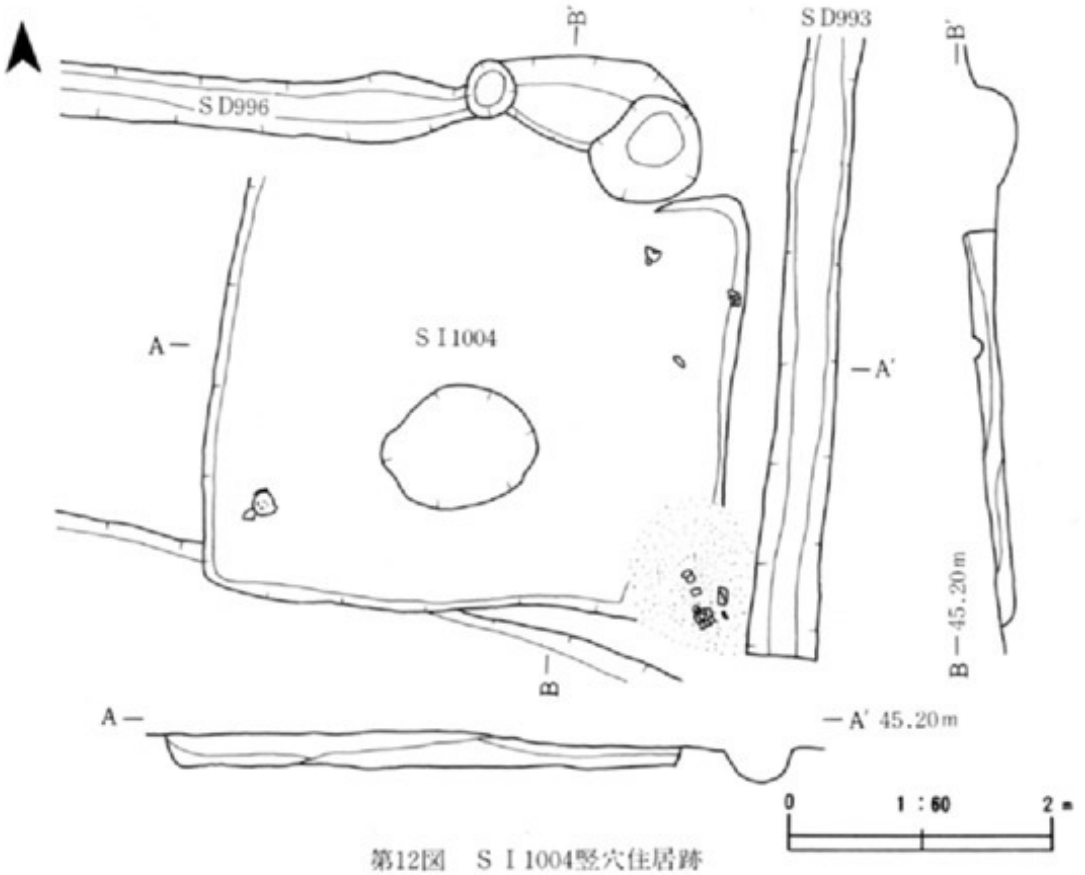

第12図　ＳＩ1004竪穴住居跡

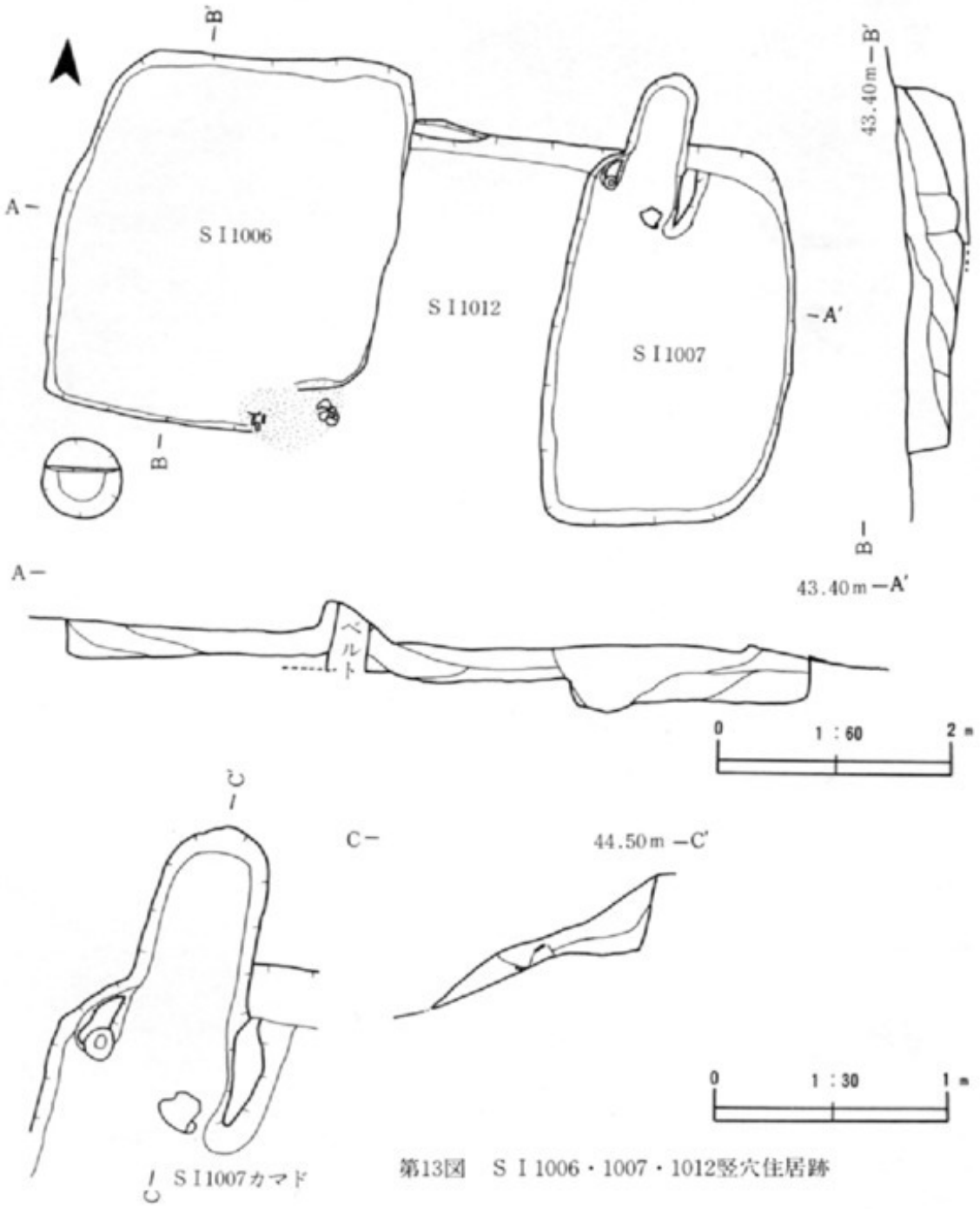

第13図　S I 1006・1007・1012竪穴住居跡

コーナー部に砂を多く含んだ粘質土で構築され、東向きと考えられるが、遺存状況はきわめて不良で構造等は不明である。壁の立上りは、ほぼ垂直で高さは約20cmを計る。

S I 1005竪穴住居跡（第９図、図版13、表８）

S I 1002と重複し、それより古い。平面形は東西に長い長方形で、規模は長軸が約4.4m、短軸が3.6mである。長軸方向は、東で約10度南に偏している。カマドは検出されなかったが、東壁南寄り付近に炭化物が多く認められることから削平されたものと考えられる。住居壁は立上りが斜め

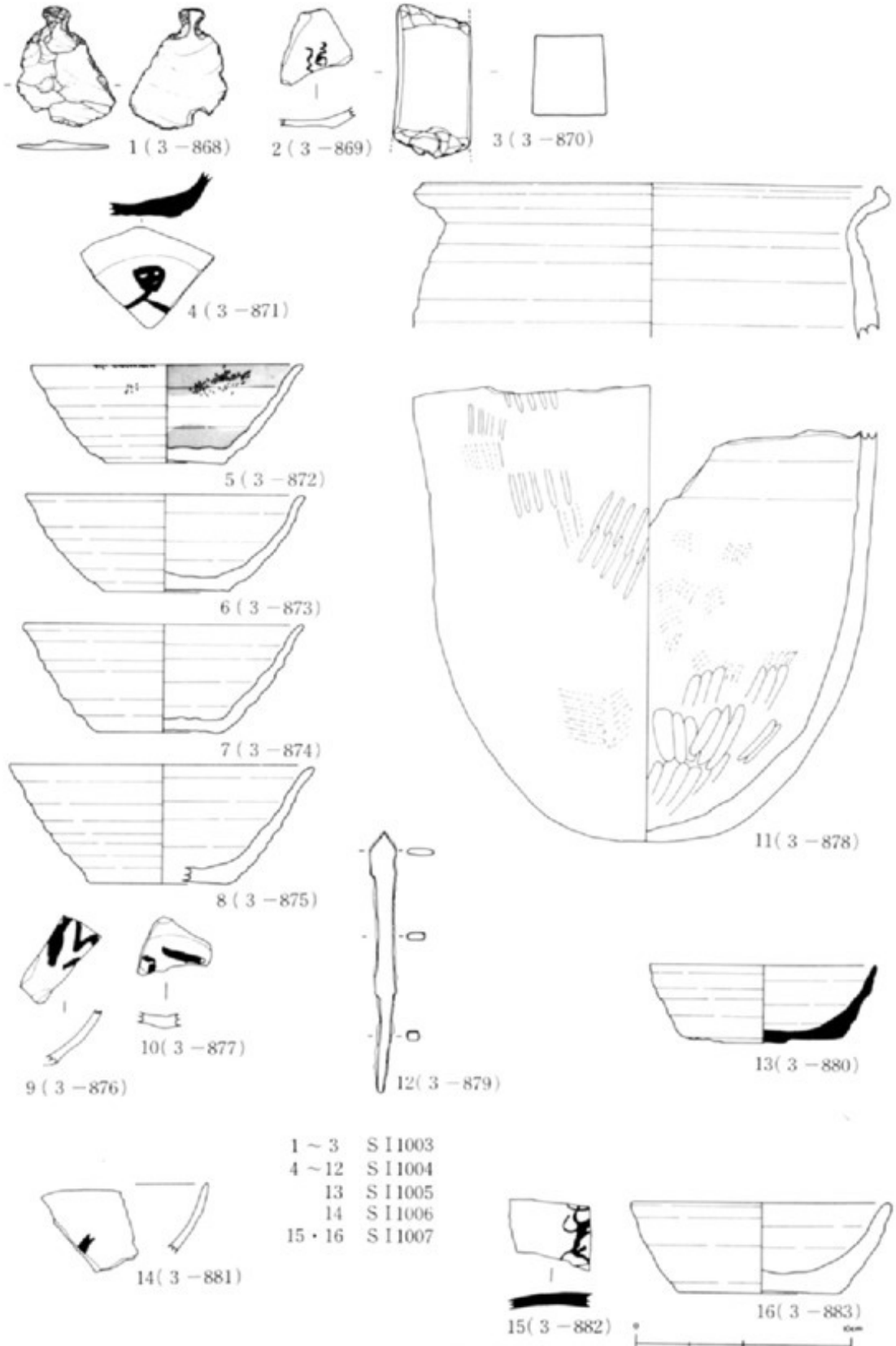

1 ～ 3　S I 1003
4 ～12　S I 1004
13　S I 1005
14　S I 1006
15・16　S I 1007

第14図　S I 1003～1007竪穴住居跡出土遺物

表6　ＳＩ1003竪穴住居跡出土遺物（第14図、図版25）

No.	種　類	出土層位	切り離し	調　整	備　考
1	石　器	埋　土			石匙
2	赤褐色土器坏	床　面	糸切り		墨書「道」
3	砥　石	〃			

表7　ＳＩ1004竪穴住居跡出土遺物（第14図、図版25）

No.	種　類	出土層位	切り離し	調　整	備　考
4	須恵器坏	埋　土	ヘラ切り		墨書「田人」カ
5	赤褐色土器坏	床　面	糸切り		内面に漆膜
6	〃	カマド内	〃		内外面に炭化物付着
7	〃	埋　土	〃		
8	〃	カマド内	〃		
9	〃	埋　土			墨書判読不能
10	〃	〃	糸切り		〃
11	赤褐色土器甕	床　面		外面刷毛目 内面アテ板痕	
12	鉄　鏃	埋　土			

表8　ＳＩ1005竪穴住居跡出土遺物（第14図、図版25）

No.	種　類	出土層位	切り離し	調　整	備　考
13	須恵器坏	埋　土	ヘラ切り		

表9　ＳＩ1006竪穴住居跡出土遺物（第14図、図版25）

No.	種　類	出土層位	切り離し	調　整	備　考
14	赤褐色土器坏	埋　・　土			墨書判読不能

表10　ＳＩ1007竪穴住居跡出土遺物（第14図、図版25）

No.	種　類	出土層位	切り離し	調　整	備　考
15	須恵器蓋	埋　土			墨書判読不能
16	赤褐色土器坏	カマド内	糸切り		

で高さは約30cmを計る。柱掘り方などは認められない。

ＳＩ1006竪穴住居跡（第13図、図版14、表9）

ＳＩ1012と重複し、それより新しい。平面形は南北にやや長い方形である。規模は長軸が3.2m、短軸が2.9mである。カマドは東南コーナー部に構築され南向きであるが、わずかに炭化物、焼土が残るのみで構造等は不明である。住居壁は、ほぼ垂直で高さは約30cmを計る。柱掘り方等は認められない。

ＳＩ1007竪穴住居跡（第13図、図版14・19、表10）

ＳＩ1012と重複し、それより新しい。平面形は南北に長い長方形で、規模は長軸が3.2m、短軸が2.1mである。長軸方向はほぼ南北をさす。カマドは北壁西寄りに構築されている。煙道部は、壁外にほぼ水平に50cm程のびる。袖部は、砂混じりの粘土であるが遺存状況はあまり良くない。燃焼部には赤褐色土器坏形土器を逆に設置し支脚としている。またカマド北側には赤褐色土器が数個出土している。住居壁はほぼ垂直で、高さは約50cmを計る。

ＳＩ1008竪穴住居跡（第15図、図版14）

焼土、炭化物層を除去して確認された。埋土は灰褐色砂である。ＳＩ1001は本住居跡の埋土を切って構築されている。平面形は方形と考えられるが西半部は調査区外である。規模は南北が3.7mを

計り、東壁の方位はほぼ北をさす。カマド等は検出されていない。床面は堅さがなく不明確で壁の立上りは高さ30cm程のほぼ垂直である。柱掘り方等は認められない。

ＳＩ1009竪穴住居跡（第16図、図版15、表11）

調査区の西南コーナー部で検出された。ＳＩ1008同様、焼土、炭化物層を除去して確認されたが、埋土は焼土、炭化物が主体をなす。平面形は方形と考えられるが南半は調査区外にのびる。規模は北壁が5.4mを計り、その方位は東で13度南に偏している。壁高は遺存状況が悪く、わずか数センチである。床面は炭化物がかなり多く認められるが、火災住居とは認められない。柱掘り方等は認められない。

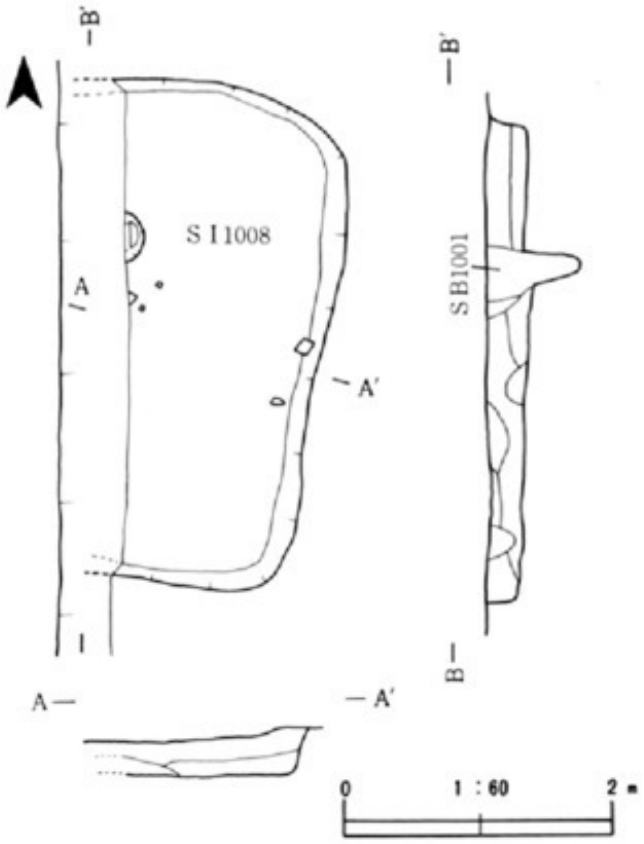

第15図　ＳＩ1008竪穴住居跡

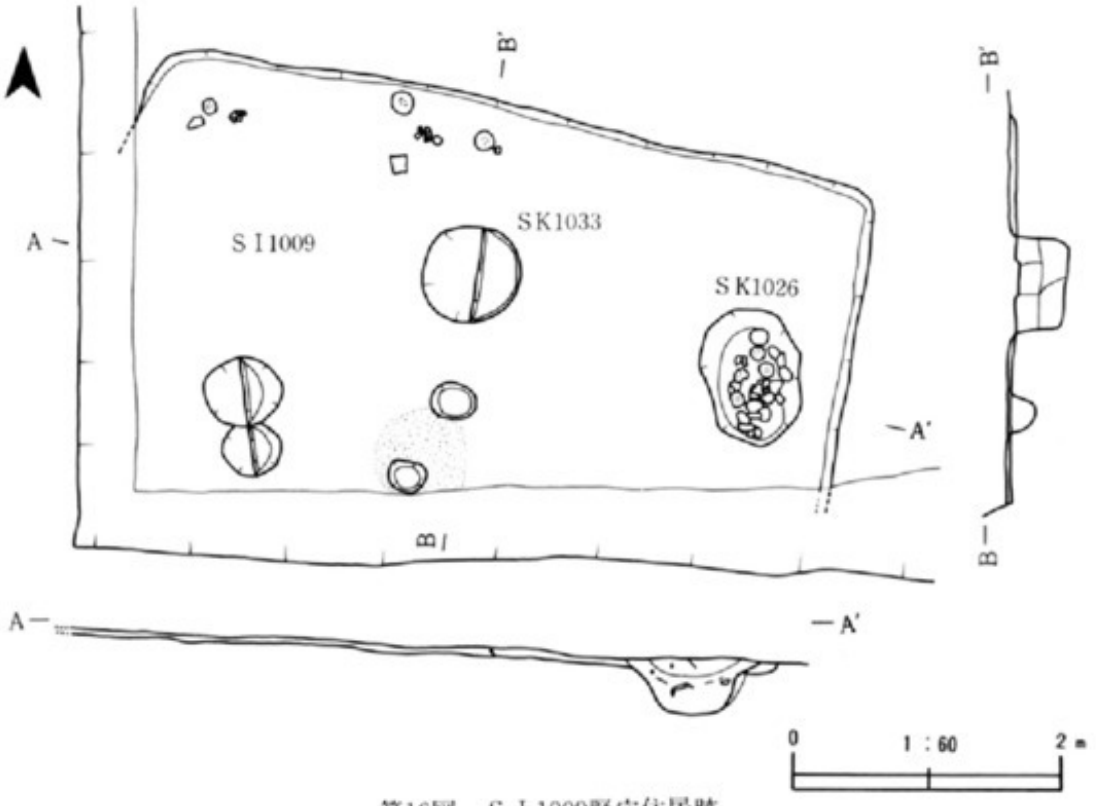

第16図　ＳＩ1009竪穴住居跡

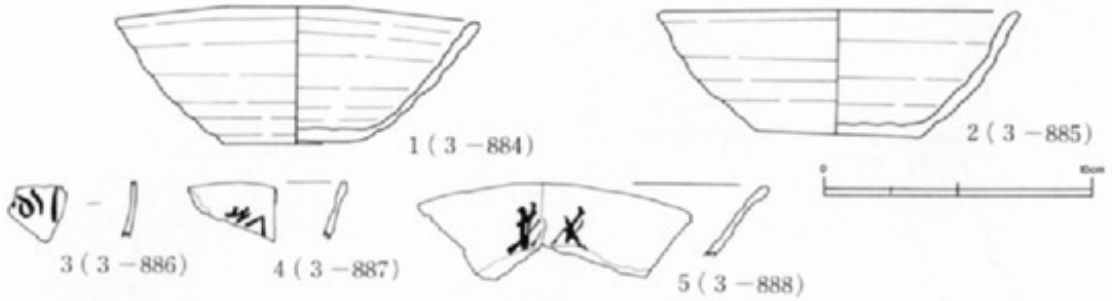

第17図　ＳＩ1009竪穴住居跡出土遺物

表11　ＳＩ1009竪穴住居跡出土遺物（第17図、図版26）

No.	種類	出土層位	切り離し	調整	備考
1	赤褐色土器坏	埋土	糸切り		
2	〃	〃	〃		
3	〃	〃			墨書判読不能
4	〃	〃			〃
5	〃	〃			〃

ＳＩ1010竪穴住居跡（第18図、図版15・20、表12）

焼土、炭化物層を除去した黄褐色砂面で確認された。埋土は赤褐色粘土粒を含む褐色砂である。ＳＩ1011より新しく、ＳＢ1001より古い。平面形は東南にやや長い方形で、規模は長軸が3.5m、南北が約３ｍである。長軸方向は、東で10度南に偏している。カマドは、遺存状況はあまり良くないが東壁の北寄りに砂混じりの粘土で構築され、燃焼部に赤褐色土器が支脚として設置されている。煙道部は約50cm程壁外にのびる。床面から、赤褐色土器坏、甕が出土している。壁は、ほぼ垂直で20cm程遺存する。柱掘り方等は検出されていない。

表12　ＳＩ1010竪穴住居跡出土遺物（第19図、図版26）

No.	種類	出土層位	切り離し	調整	備考
1	須恵器坏	埋土	ヘラ切り		墨書「秋」
2	〃	〃	〃		墨書「火」
3	〃	〃	〃		墨書「六」
4	赤褐色土器坏	カマド	糸切り		
5	〃	〃	〃		墨書「厨」
6	〃	〃	〃		
7	〃	埋土	〃		墨書判読不能
8	土師器埦	カマド	不明	内外面磨き 内面黒色処理	
9	赤褐色土器小形甕	埋土	〃		
10	赤褐色土器甕	〃			墨書判読不能

ＳＩ1011竪穴住居跡（第18図、図版15、表13）

ＳＩ1010・ＳＢ1001と重複し、それより古い。大部分はＳＩ1010に切られており全容は不明であるが、東壁は約３ｍを計り、その方向はＳＩ1010とほぼ同じである。柱掘り方等は認められない。

表13　ＳＩ1011竪穴住居跡出土遺物（第19図、図版26）

No.	種類	出土層位	切り離し	調整	備考
11	赤褐色土器坏	埋土	ヘラ切り		

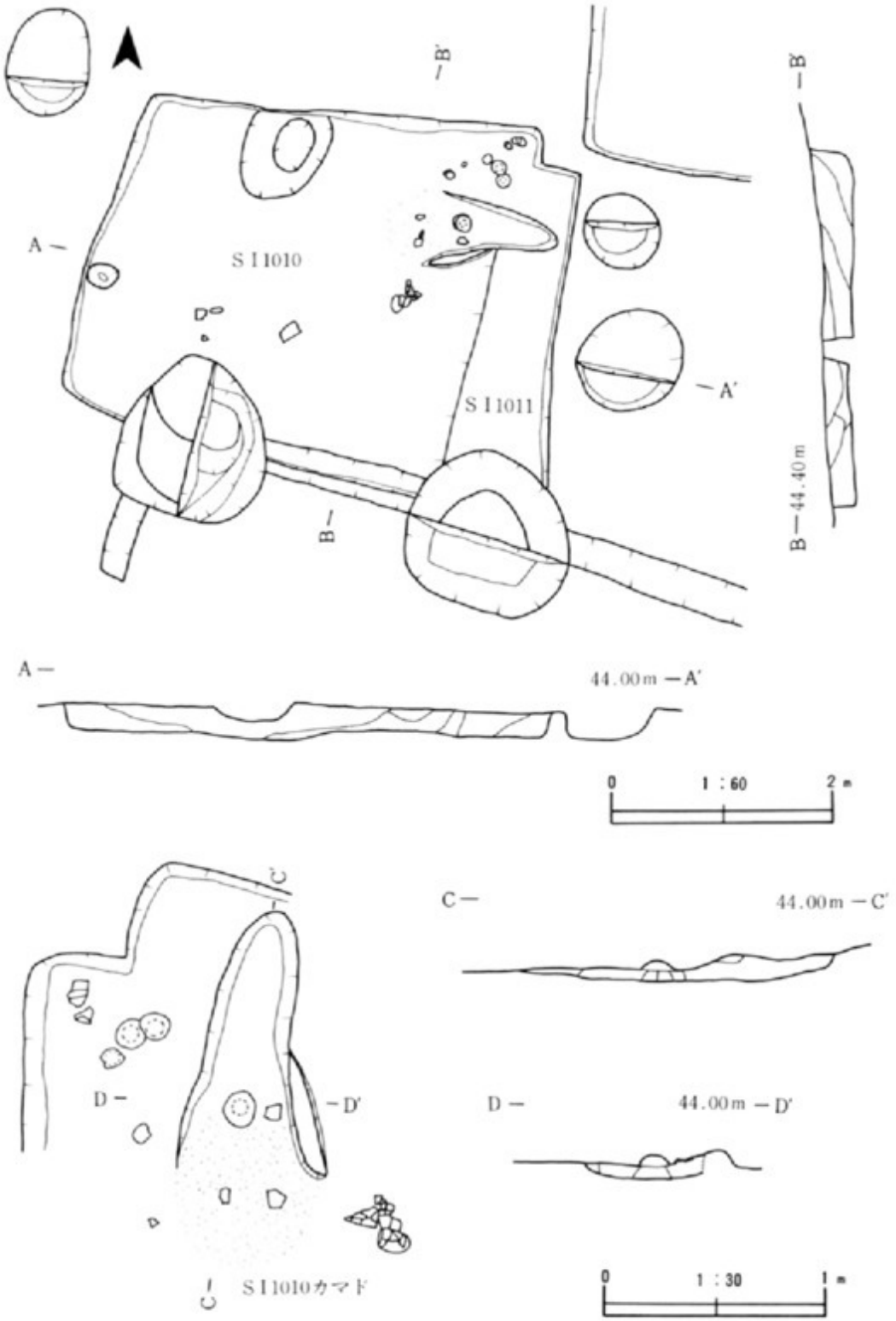

第18図　S I 1010・1011竪穴住居跡

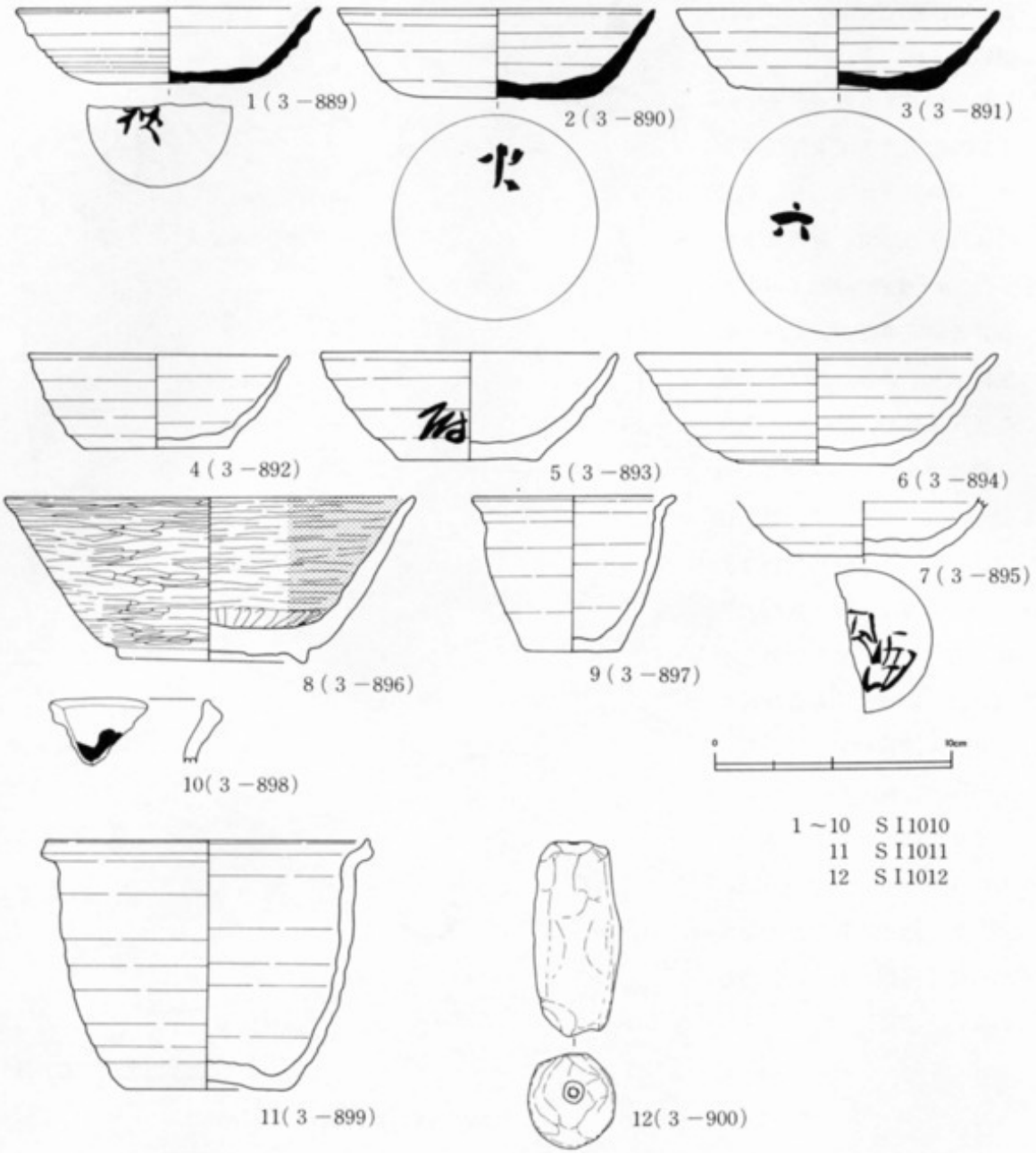

第19図　ＳＩ1010～1012竪穴住居跡出土遺物

ＳＩ1012竪穴住居跡（第13図、図版14、表14）

ＳＩ1006、1007と重複し、それらより古い。北辺の一部のみ検出されたに過ぎず全容は不明である。柱掘り方等は認められない。

表14　ＳＩ1012竪穴住居跡出土遺物（第19図、図版26）

No.	種　　類	出土層位	切り離し	調　　整	備　　考
12	土　　錘	床　　面			

ＳＩ1013竪穴住居跡（第20図、図版16・19、表15）

ＳＩ1007より古く、またＳＩ1003の床面下で本住居のカマドが検出されている。平面形はほぼ方形で、規模は南北が3.7m・東西が約3.6mを計る。方向は東壁が、北で２度東に偏している。カマドは遺存状況良好で、北壁の東寄りに構築され、壁から約30cm程外に張り出し、平面形がU字状を呈する。燃焼部には、赤褐色土器小形甕が支脚に使用されている。また右袖先端部には、赤褐色土器甕体部を張り付け補強材としている。床面は、比較的しっかりしているが、壁はわずかに遺存するのみである。北壁の東西にピットが認められるが、いずれも浅く柱掘り方とは認められない。

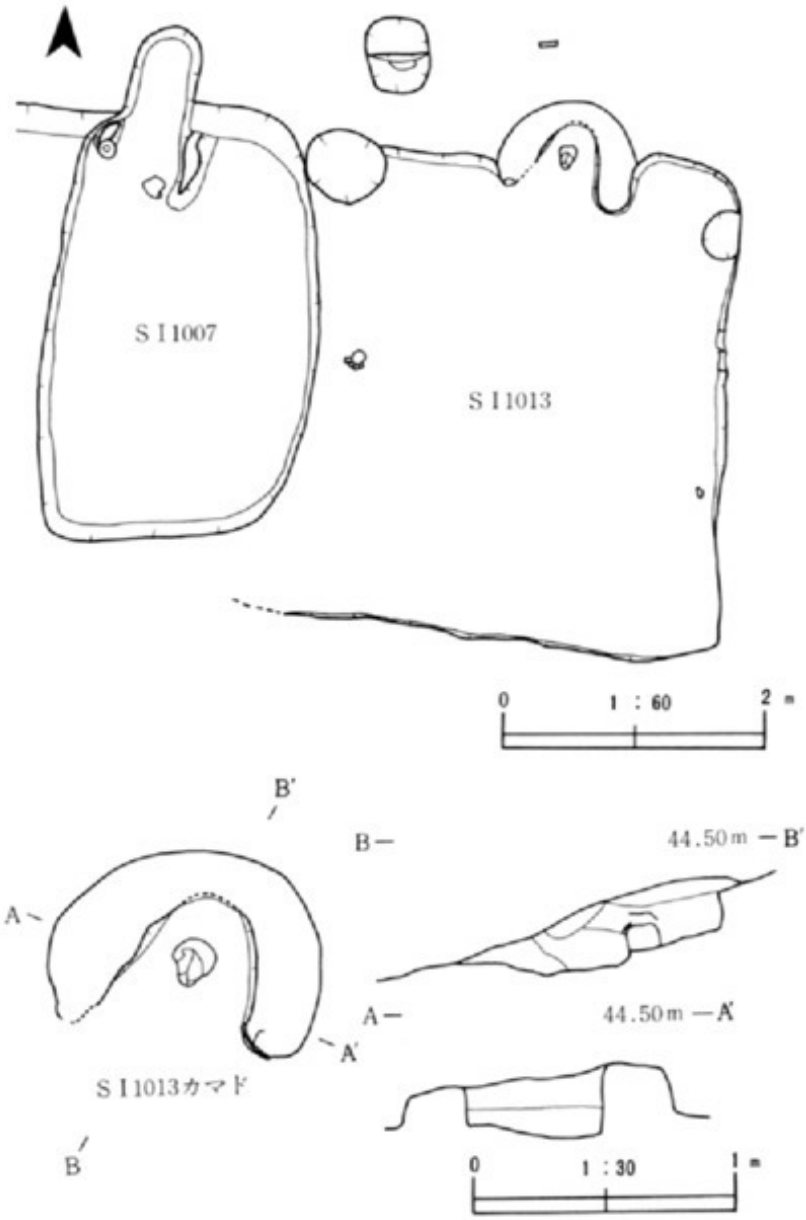

第20図　ＳＩ1013竪穴住居跡

表15　ＳＩ1013竪穴住居跡出土遺物（第24図、図版27）

No.	種類	出土層位	切り離し	調整	備考
1	須恵器坏	床面	ヘラ切り		
2	須恵器鉢	埋土	〃	底部周縁削り	底部穿孔
3	須恵器坏	〃	〃		墨書「代」カ
4	〃	〃	不明		墨書判読不能
5	須恵器蓋	床面		外面削り	外面黄緑色の自然釉

ＳＩ1014竪穴住居跡（第21図、図版16・19）

ＳＩ1003、1007、1013と重複し、それらより古い。埋土は褐色砂である。平面形はほぼ方形を呈

し、規模は南北が3.4m、東西が3.3mである。方向は、東壁が北で約14度東に偏している。カマドは北壁、東寄りに構築されているが、右袖部のみ遺存し、他は煙道を含めた掘り方等が遺存するのみである。なお右袖部には、赤褐色土器甕の体部片が補強材として使用されている。壁はわずかに10cm程残存し、柱掘り方等は認められない。

ＳＩ1015竪穴住居跡（第22図、図版17、表16）

地山砂の黄褐色砂面で検出された。ＳＤ1030と重複し、これより新しい。平面形は、東西に長く西が少しせばまった不整方形を呈する。規模は長軸が2.9m、短軸が東壁で約2.2m、西壁で約1.6mのかなり小形である。長軸方向は東で21度南に偏している。カマドは北西コーナー部に北向きに設置され、平面形がＵ字状に構築されている。燃焼部やや奥に赤褐色土器が２個逆さに重ねられ支脚とし、さらにその後方には同甕形体部を立てかけ奥壁としている。床面は砂でやわらかく、北東コーナー部に45cm×55cmの楕円形の浅い土壙があり貯蔵用として使用されたものと考えられる。壁はやや斜めに立上り、約20cmの高さを計る。柱掘り方等は認められない。

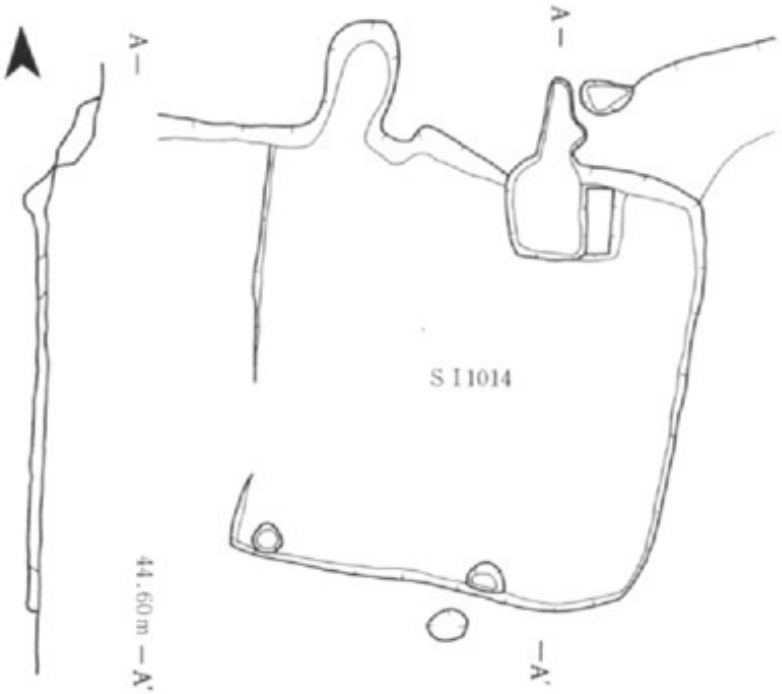

第21図　ＳＩ1014竪穴住居跡

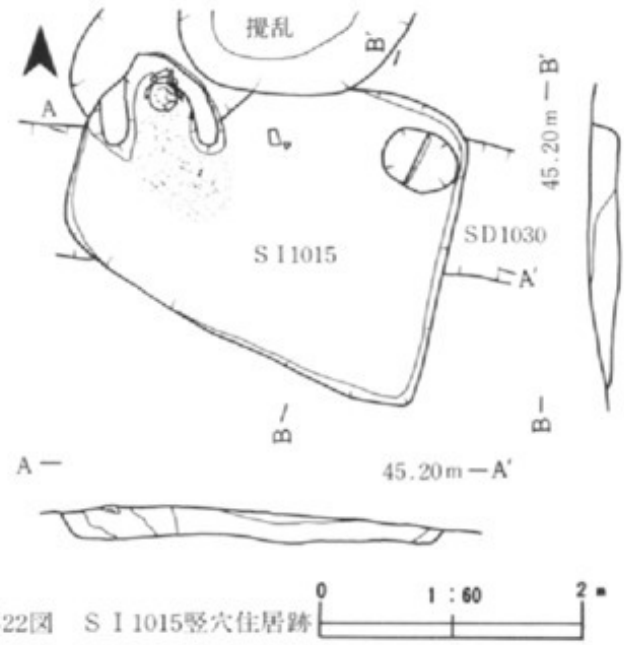

第22図　ＳＩ1015竪穴住居跡

表16　ＳＩ1015竪穴住居跡出土遺物（第24図、図版27）

No.	種類	出土層位	切り離し	調整	備考
6	赤褐色土器坏	カマド燃焼部	糸切り		
7	〃	〃	〃		
8	〃	埋土			墨書判読不能
9	土師器甕	カマド	木葉痕	外面カキ目、内面ナデ	

ＳＩ1016竪穴住居跡（第23図、図版17、表16）

前者同様、地山砂の黄褐色砂面で検出され、ＳＩ1017・ＳＤ1030と重複し、これより新しい。平

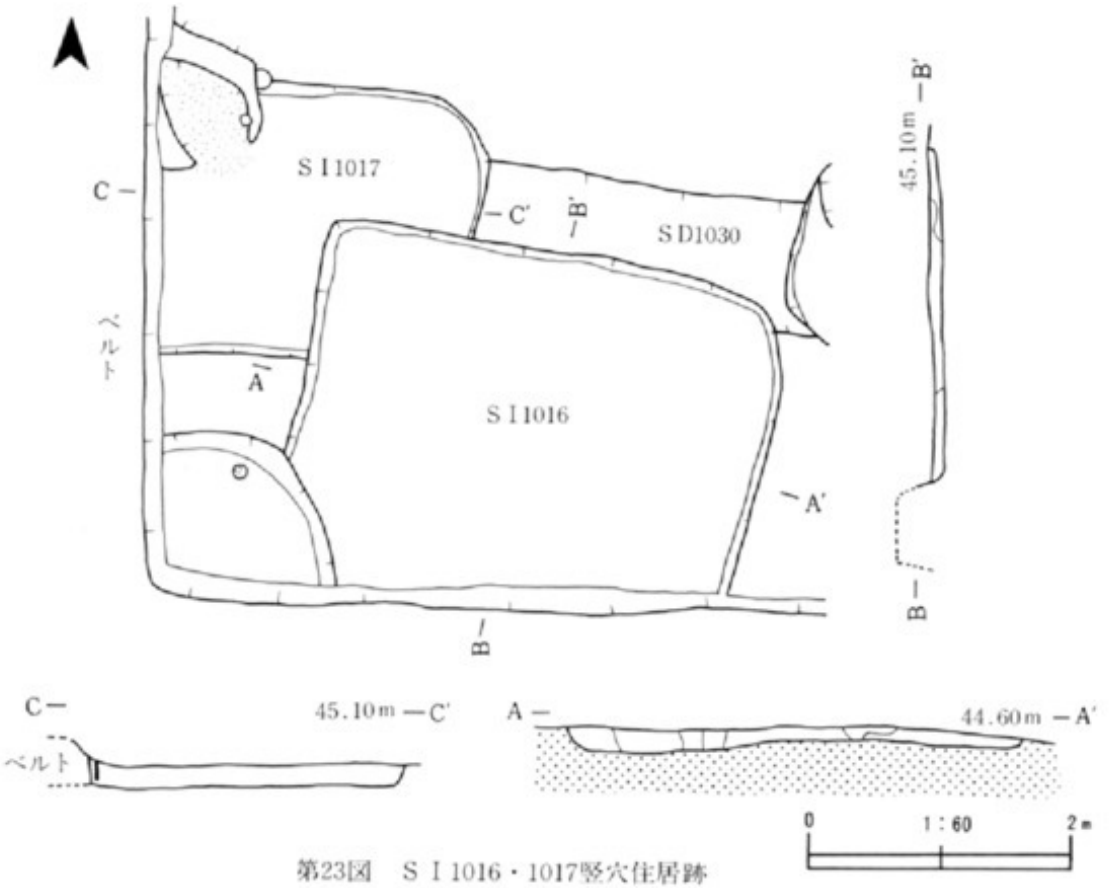

第23図　S I 1016・1017竪穴住居跡

面形は方形で、規模は東西3.5m、南北2.5m以上で南半は削平され遺存しない。方向は、東壁が北で15度東に偏している。カマド、柱掘り方等は認められない。

表17　S I 1016竪穴住居跡出土遺物（第24図、図版27）

No.	種　類	出土層位	切り離し	調　整	備　考
10	鉄　鏃	埋　土			

S I 1017竪穴住居跡（第23図、表18）

S I 1016より古く、S D1030より新しい。平面形はやや東西に長い長方形で、規模は南北が2.1m、東西が2.5m以上であるが西壁が判然としない。方向は、北壁がほぼ東西を指す。カマドは北壁西寄りにU字状に構築され、煙道は認められない。住居壁は東で18cmを計る。柱掘り方等は認められない。

表18　S I 1017竪穴住居跡出土遺物（第24図、図版27）

No.	種　類	出土層位	切り離し	調　整	備　考
11	須恵器　坏	カマド東袖	糸切り		底部「×」窯印

S I 1018竪穴住居跡（第27図）

調査区北西の橙色砂面で検出された。平面形は西半部が不明であるが方形と考えられる。規模は東壁が3mで、その方向は北で20度東に偏している。カマドは東壁北寄りに粘土で構築され、煙道は壁外に1m程張り出している。柱掘り方等は認められない。

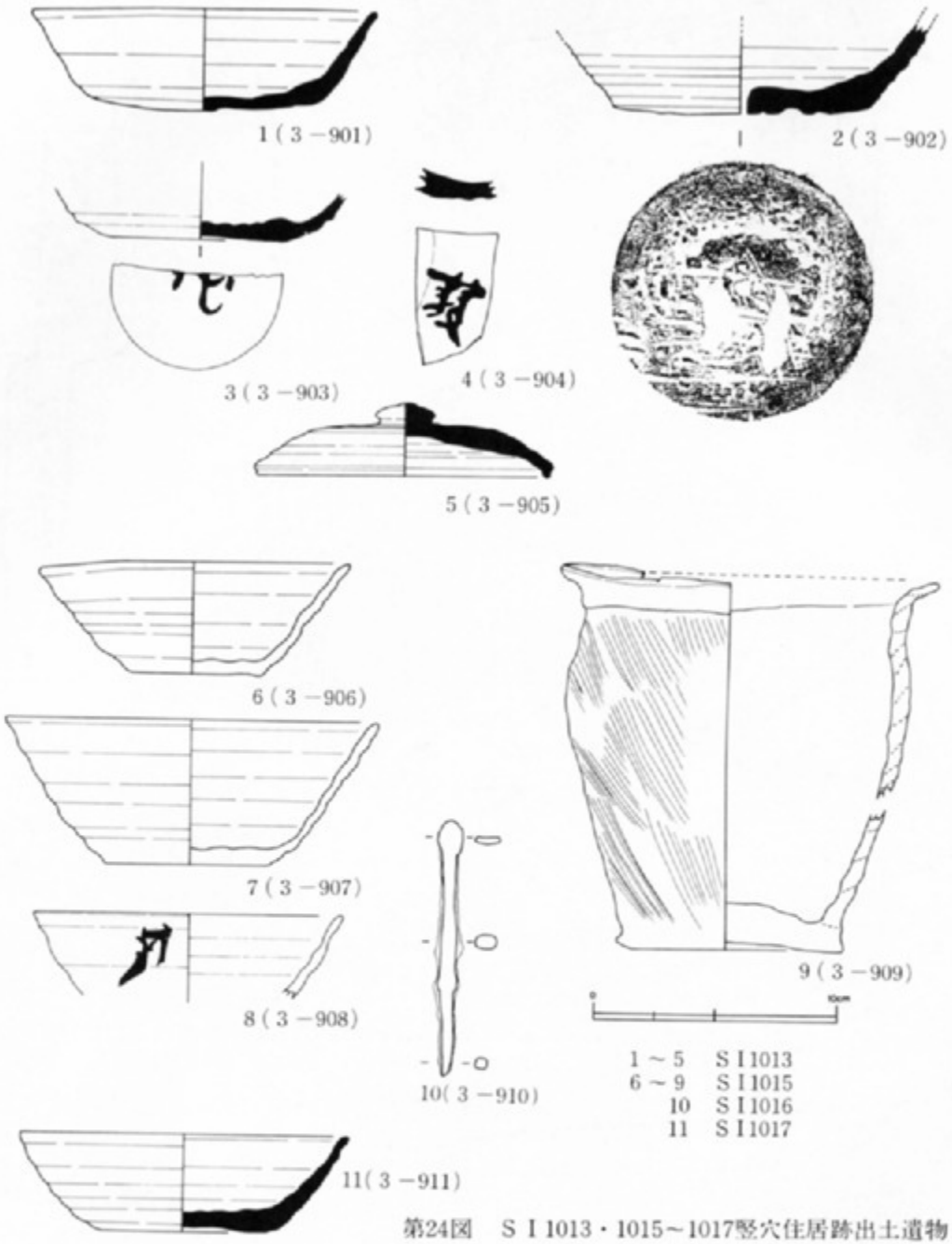

第24図　ＳＩ1013・1015～1017竪穴住居跡出土遺物

ＳＩ1019竪穴住居跡（第25図、図版18、表19）

ＳＩ1020と重複し、それより新しい。平面形は東西に長い長方形を呈し、規模は東西が4.9m、南北が4ｍである。方向は長軸が北で10度東に偏している。カマドは検出されていない。住居壁は北壁が深く60cmに達する。柱掘り方等は認められない。

ＳＩ1020竪穴住居跡（第25図、図版18、20、表20）

焼土、炭化物混じりの褐色砂面で検出された。ＳＩ1006、1019より古い。平面形は西壁がやや短

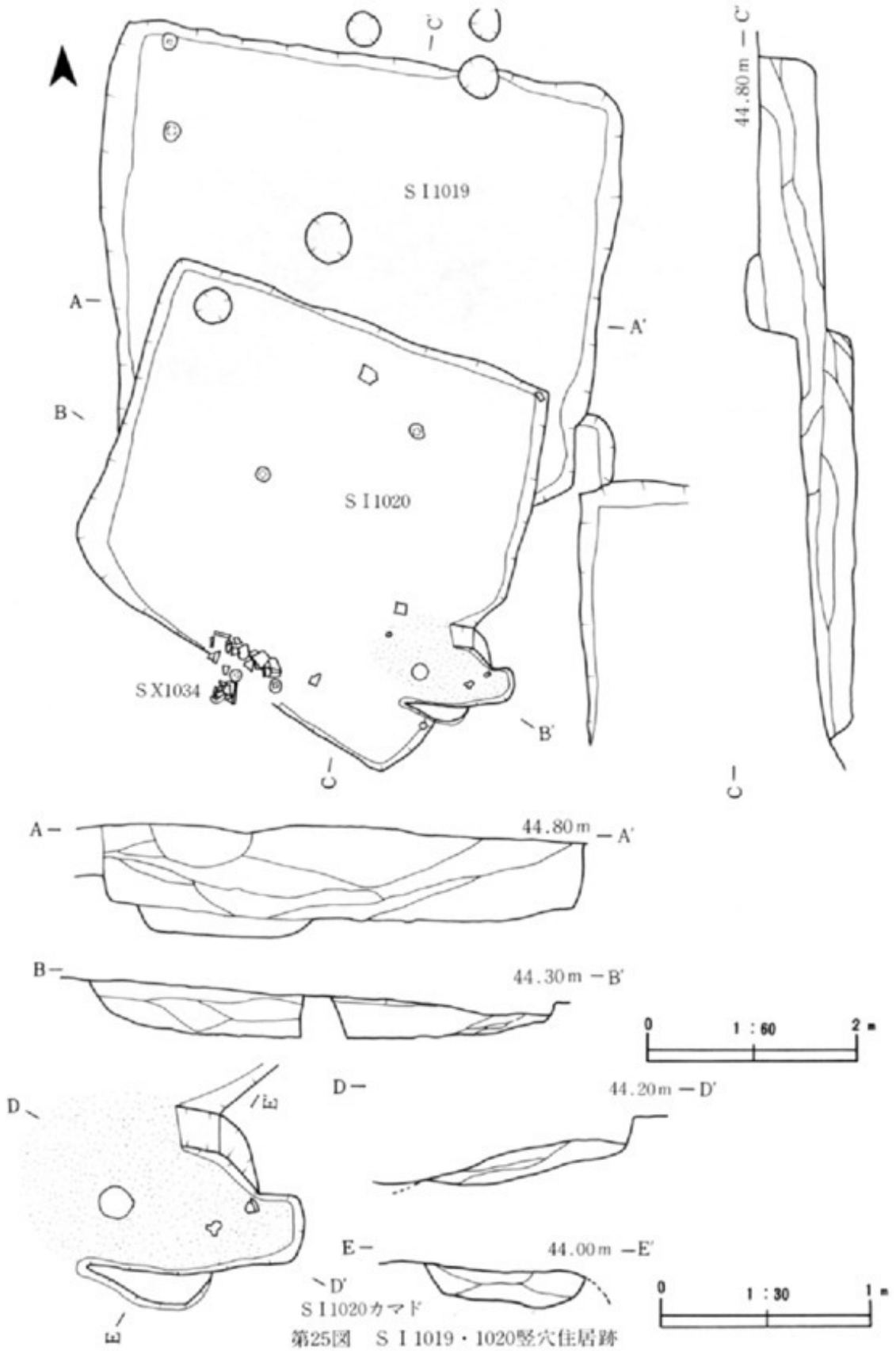

第25図　S I 1019・1020竪穴住居跡

表19　ＳＩ1019竪穴住居跡出土遺物（第26図、図版28）

No.	種　類	出土層位	切り離し	調　整	備　考
1	須恵器坏	埋土	ヘラ切り		
2	〃	〃	〃		転用硯
3	〃	〃	〃		墨書「鎮[辰]カ」他一字
4	須恵器台付坏	〃	〃		
5	赤褐色土器坏	〃	糸切り		
6	鉄釘	〃			
7	鉄鏃	〃			

表20　ＳＩ1020竪穴住居跡出土遺物（第26図、図版28）

No.	種　類	出土層位	切り離し	調　整	備　考
8	須恵器坏	埋土	ヘラ切り		墨書判読不能
9	〃	〃	不明	底部全面手持ち削り	墨書「王」カ転用硯
10	須恵器蓋	カマド	〃	外面削り	
11	赤褐色土器小形壺	〃	糸切り	体部下半削り	
12	赤褐色土器坏	床面	〃	体部下端削り	墨書「□田」
13	鉄鏃	埋土			

い方形で、規模は東壁3.9m、西壁2.8m、北壁3.7m、南壁3.7mである。方向は、東壁が北で23度東に偏する。カマドは東壁南寄りに構築され、燃焼部よりやや手前に須恵器蓋が裏返しで床面に密着して出土している。煙道部は特別に設けられていないが本体の約半分が壁外に張り出している。住居壁は深い部分で40cmを計る。柱掘り方等は認められない。また東壁中央部で、本住居跡より新しいＳＸ1034の土器溜が検出されている。

ＳＩ1021竪穴住居跡（第27図、図版18、表21）

焼土、炭化物混じりの褐色砂面で検出された。ＳＢ1001、ＳＫ1024と重複し、それより古い。平面形は方形と考えられるが、西半は調査区外である。規模は東壁が約３ｍで、方向は北で20度東に偏している。カマド、柱掘り方等は検出されていない。住居壁は20cm程遺存する。

表21　ＳＩ1021竪穴住居跡出土遺物（第26図、図版28）

No.	種　類	出土層位	切り離し	調　整	備　考
14	須恵器台付坏	埋土	糸切り		
15	赤褐色土器坏	〃	〃	体部下端削り	

ＳＩ1022竪穴住居跡（第28図、図版19、表22）

焼土、炭化物層の下層で検出されている。平面形は調査区コーナー部のため不明である。カマドは東壁にしっかりした粘土で構築され、燃焼部に土師器甕が支脚として使用されている。

表22　ＳＩ1022竪穴住居跡出土遺物（第29図、図版28）

No.	種　類	出土層位	切り離し	調　整	備　考
1	須恵器坏	埋土	ヘラ切り	内面ナデ	
2	須恵器蓋	〃	不明	外面ナデ	
3	赤褐色土器甕	カマド支脚	糸切り		
4	〃	埋土		外面削り、内面カキ目	非叩き
5	刀子	〃			

1（3－912）

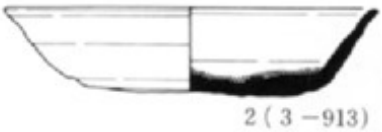

2（3－913）

5（3－916）

1～7　SI1019

3（3－914）

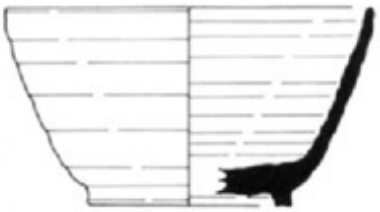

4（3－915）

6（3－917）

7（3－918）

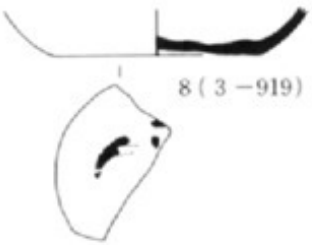

8（3－919）

9（3－920）

10（3－921）

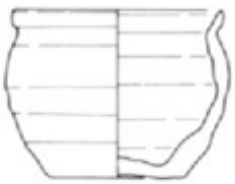

11（3－922）

12（3－923）

13（3－924）

8～13　SI1020

14（3－925）

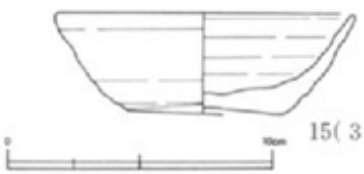

15（3－926）

14・15　SI1021

第26図　ＳＩ1019・1020・1021竪穴住居跡出土遺物

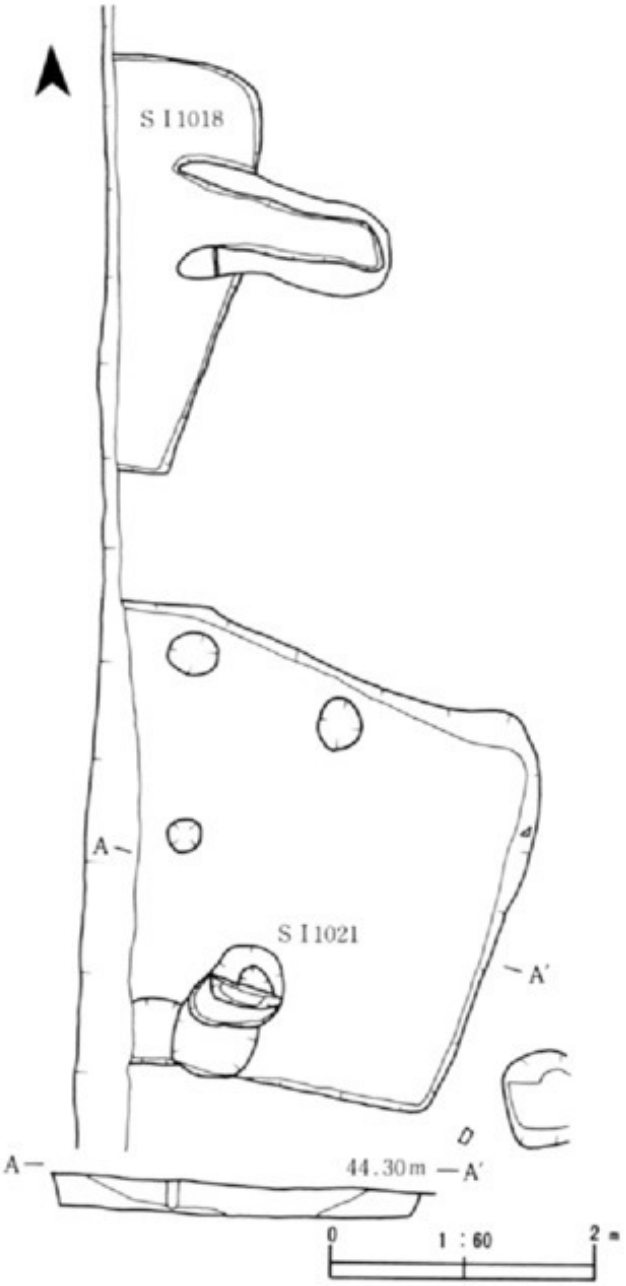

第27図　S I 1021・1018竪穴住居跡

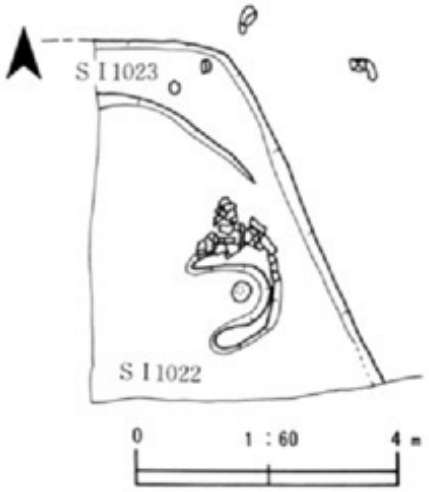

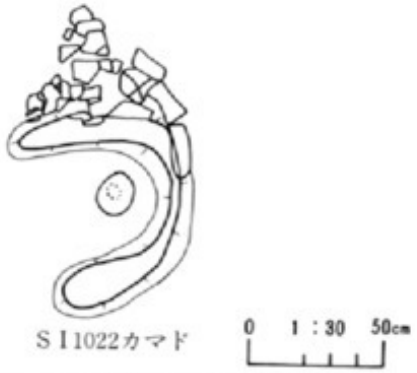

第28図　S I 1022・1023竪穴住居跡

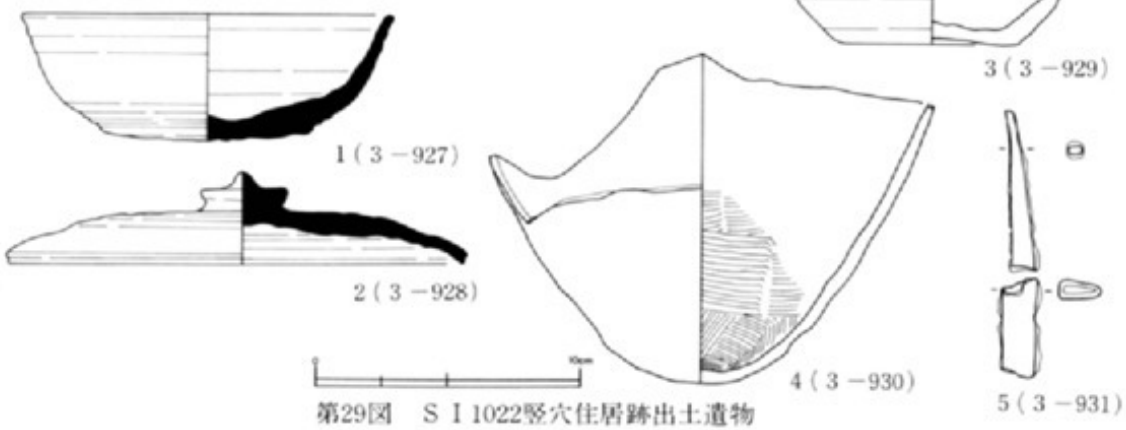

第29図　S I 1022竪穴住居跡出土遺物

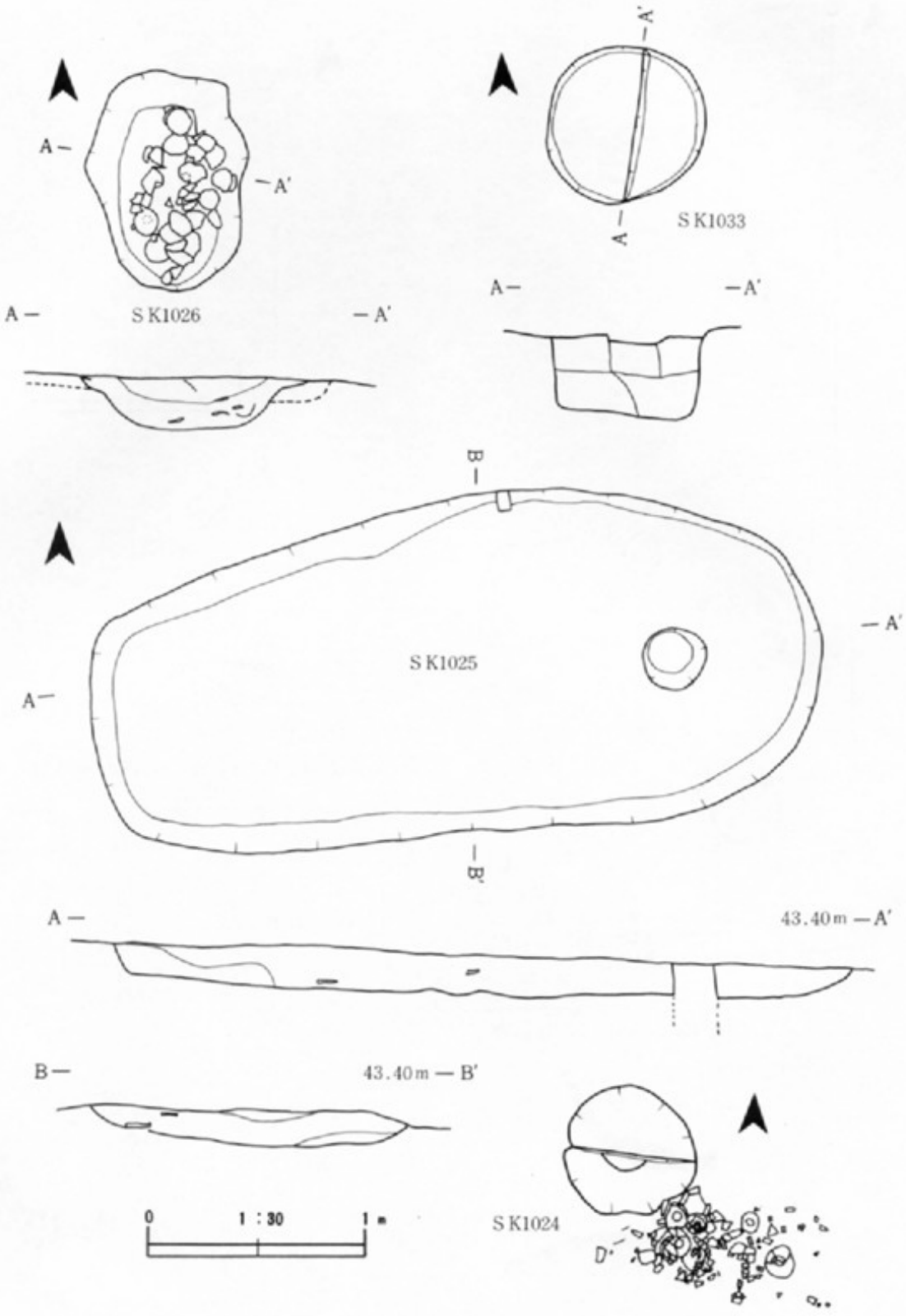

第30図　S K1026・1025・1024・1033土壙

ＳＩ1023竪穴住居跡（第28図、図版19）

ＳＩ1022と重複し、それより古い。平面形、規模、カマド等すべて不明である。

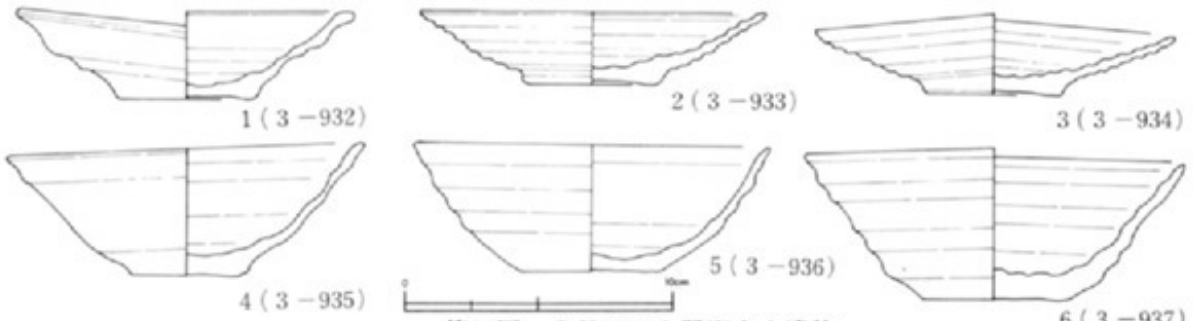

第31図　ＳＫ1024土器溜出土遺物

表23　ＳＫ1024土器溜出土遺物（第31図、図版29）

No.	種　　類	出土層位	切り離し	調　　整	備　　考
1	赤褐色土器皿	埋　　土	糸切り		
2	〃	〃	〃		
3	〃	〃	〃		
4	赤褐色土器坏	〃	〃		
5	〃	〃	〃		
6	〃	〃	〃		

ＳＫ1025土壙（第30図、図版20）

ＳＩ1021竪穴住居跡検出面上層で検出した長楕円形の土壙で東西3.5m、南北1.5m、深さ20cmを計る。埋土からは赤褐色土器片がわずかに出土している。

ＳＫ1026土器溜め（第30図、図版20、表24）

ＳＩ1009竪穴住居跡の埋土上面で確認された長径１m、短径70cm、深さ60cmの長楕円形の土壙である。内部から20点近くの完形の赤褐色土器坏・皿が出土した。

表24　ＳＫ1026土器溜め出土遺物（第32図、図版29）

No.	種　　類	出土層位	切り離し	調　　整	備　　考
1	赤褐色土器	埋　　土	糸切り		
2	〃	〃	〃		
3	〃	〃	〃		
4	〃	〃	〃		
5	〃	〃	〃		
6	〃	〃	〃		
7	〃	〃	〃		
8	〃	〃	〃		
9	〃	〃	〃		
10	〃	〃	〃		
11	〃	〃	〃		
12	〃	〃	〃		
13	〃	〃	〃		
14	〃	〃	〃		
15	〃	〃	〃		
16	〃	〃	〃		
17	〃	〃	〃		
18	〃	〃	〃		
19	〃	〃	〃		
20	〃	〃			墨書判読不能

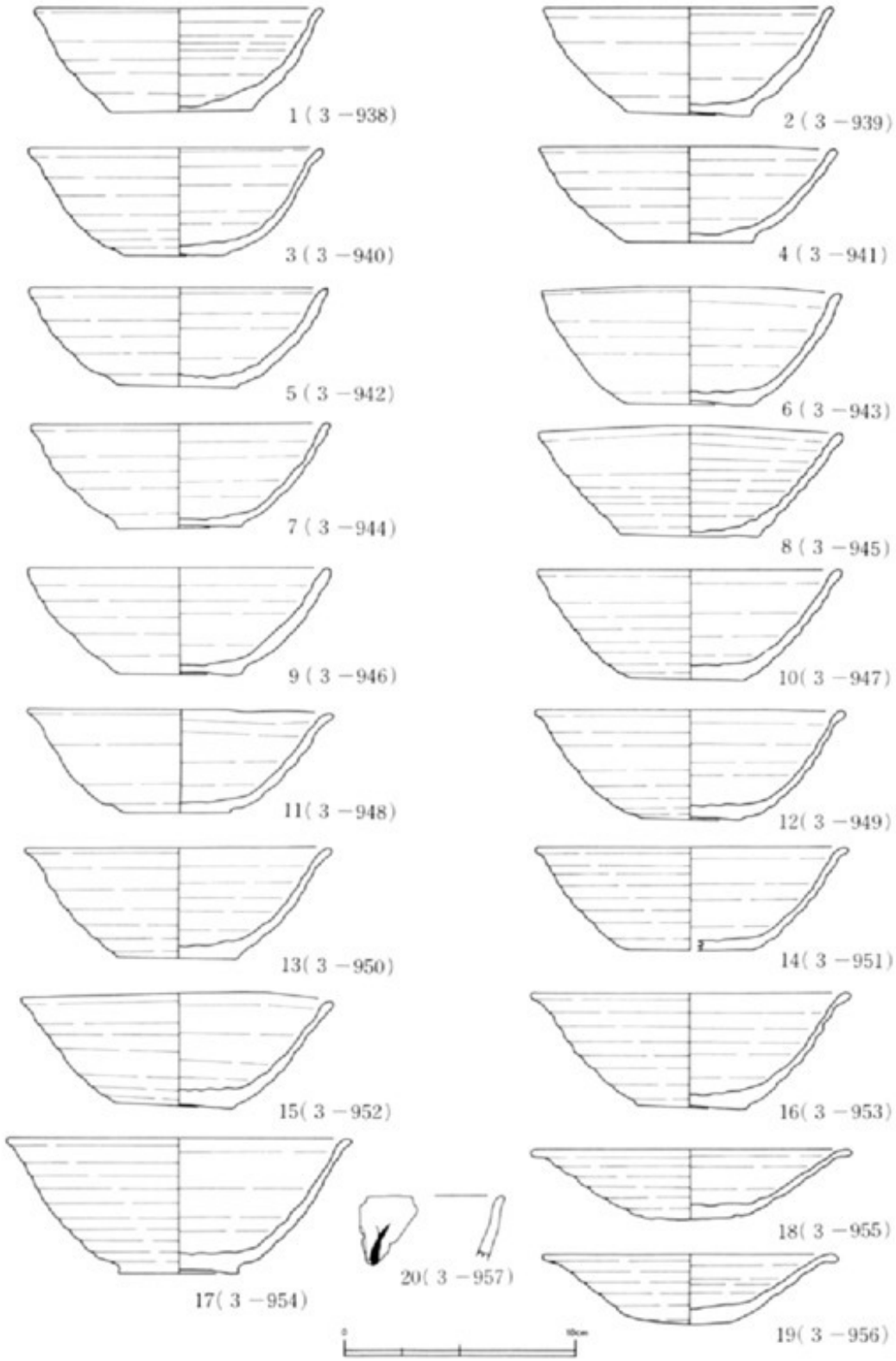

第32図　ＳＫ1026土壙出土遺物

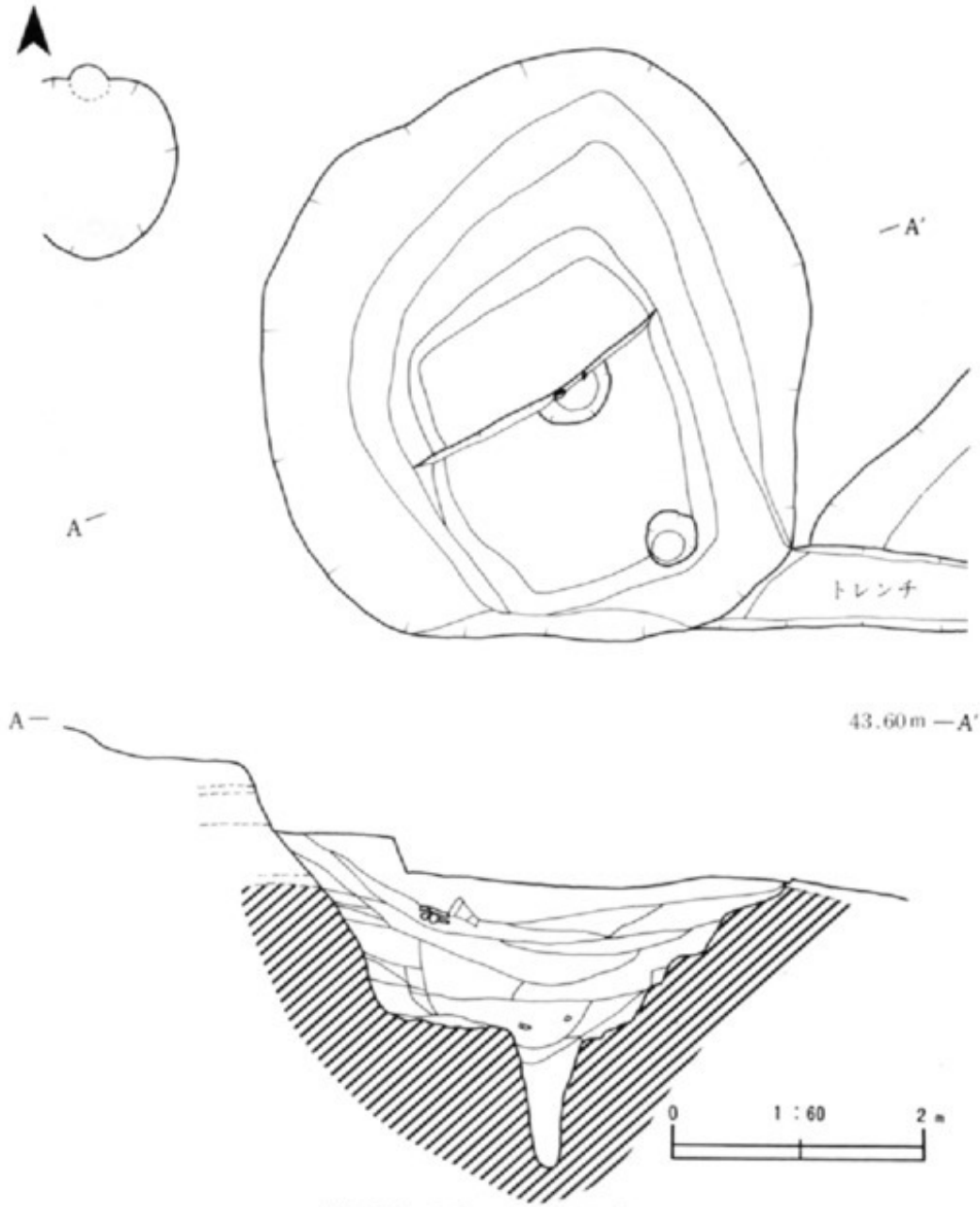

第33図　ＳＫ1027井戸状遺構

ＳＫ1027井戸状遺構（第33図、図版21、表25）

ＳＢ1001建物跡東庇掘り方と重複し、これより古いものである。

上面では長径4.5mの円形であるが、約50cm掘り下げたところから東西約３m、南北約４mの方形の平面形を呈する。深さ約２mで底面となるが、底面中央やや北東寄りの位置に長径50cm、深さ1.1mの垂直なピットが掘り込まれている。南東コーナーにも北に傾斜した同様のピットが認められる。

この土壙の性格については、井戸を掘るため掘り込まれた土壙で、ピットは湧水を探るための試掘孔と推測された。

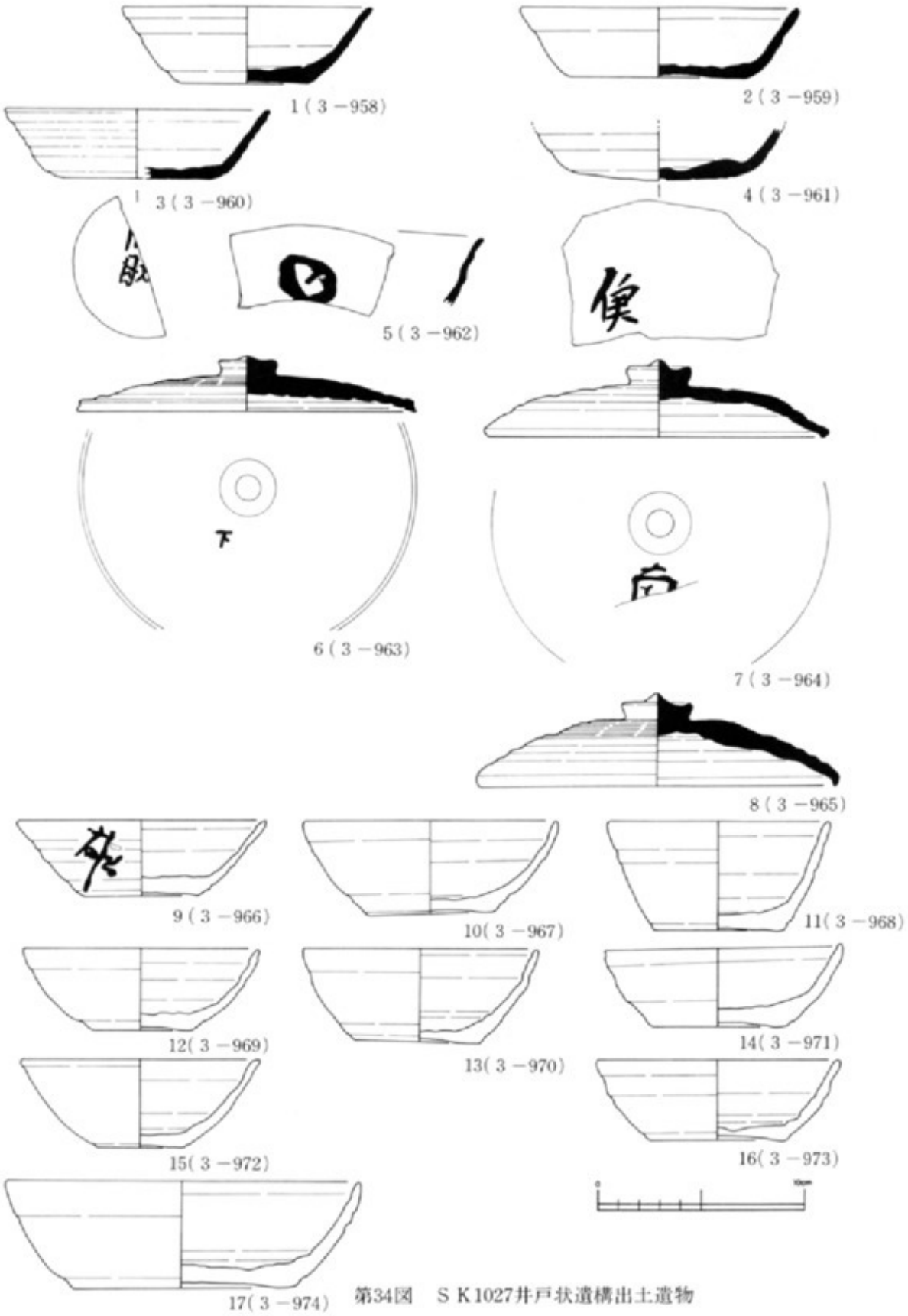

第34図　ＳＫ1027井戸状遺構出土遺物

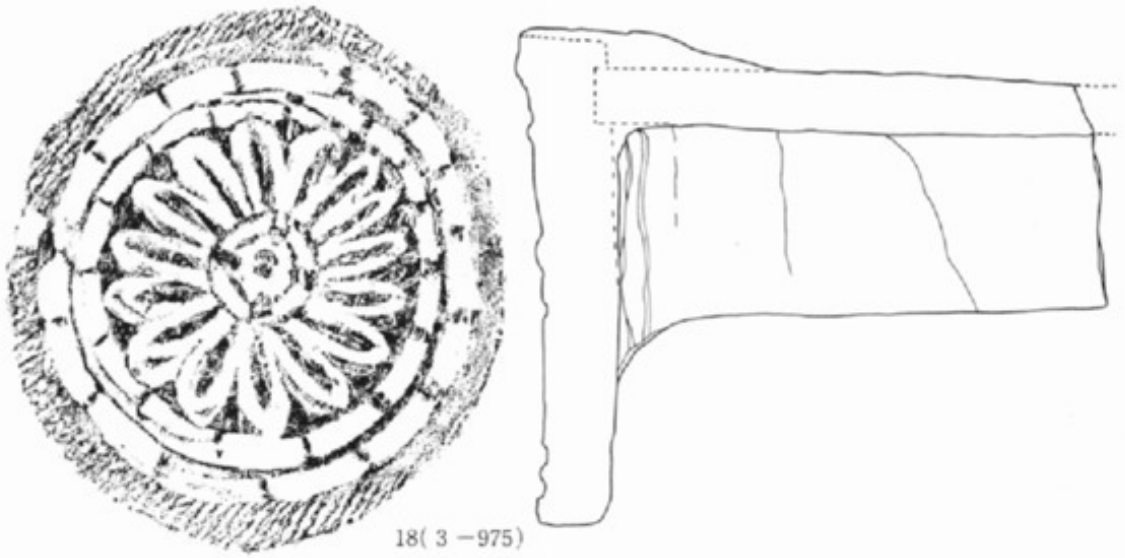

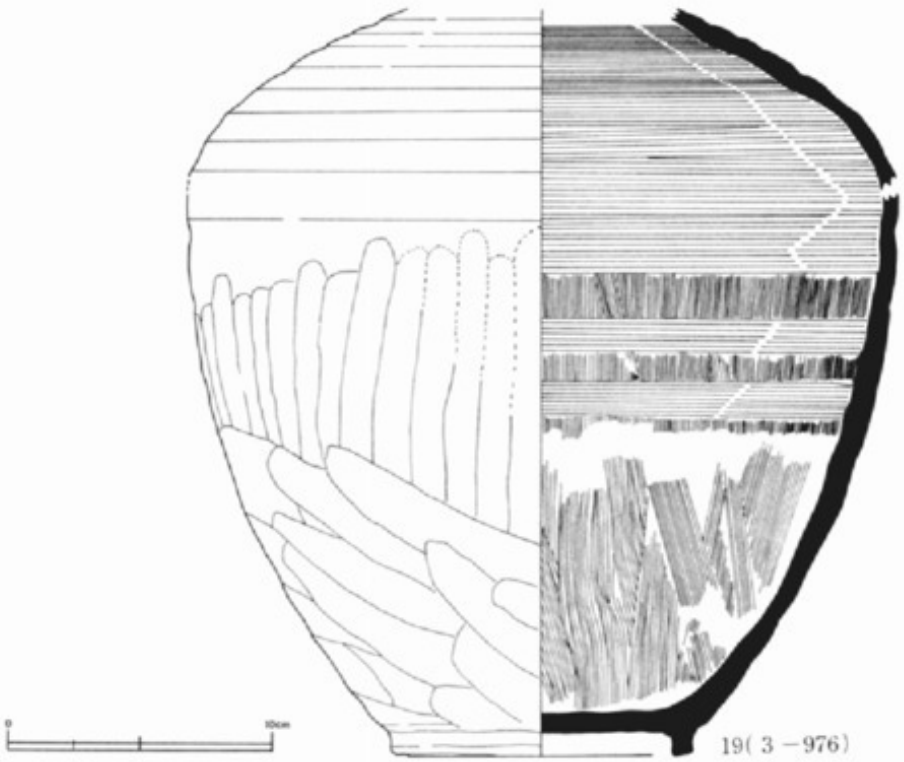

第35図　ＳＫ1027出土遺物

表25　ＳＫ1027土壙出土遺物（第34・35図、図版30・31）

No.	種　　類	出土層位	切り離し	調　　整	備　　考
1	須恵器坏	埋　　土	糸切り		
2	〃	〃	ヘラ切り	底部ナデ	
3	〃	〃	〃		墨書判読不能
4	〃	〃	〃		〃
5	〃	〃			〃
6	須恵器蓋	埋　　土	不　　明	外面回転削り	墨書「下」

7	須恵器蓋	埋土	不明	外面回転削り	墨書「南」カ
8	〃	〃	〃	〃	
9	赤褐色土器	〃	糸切り	体部下端削り	墨書「雄」カ
10	〃	〃	〃	一部体部下端削り	
11	〃	〃	〃		
12	〃	〃	〃		
13	〃	〃	〃		
14	〃	〃	〃	一部体部下端削り	
15	〃	〃	〃		
16	〃	〃	〃		
17	〃	〃	〃		
18	軒丸瓦	〃	〃		外面縄目叩き 内面布目
19	須恵器壺	〃		外面肩下削り 内面カキ目	

ＳＫ1033土壙（第30図、図版15）

ＳＩ1009竪穴住居跡の埋土上面で確認された長径80cm、深さ35cmの土壙である。

ＳＸ1034土器溜め（第25図、図版18、表26）

ＳＩ1020竪穴住居跡の埋土上面、住居南壁を覆う状態で検出した。掘り込みがなく、住居が埋まった窪地に土器を一括廃棄したものと考えられる。

土器は図示したものの他に酸化炎焼成、丸底、外面タタキ目の長胴甕が４個体分出土している。

ＳＸ1035焼土遺構（第２図、表26）

ＳＩ1006竪穴住居北で検出したカマド状の焼土遺構で、現在、検出しているいずれの住居跡にも伴わないものである。周辺がまだ完全に調査が終了しておらず、さらに下層の竪穴住居跡に伴うことが考えられる。

表26　ＳＸ1034土器溜・1035焼土遺構出土遺物（第36図、図版31）

No.	種類	出土層位	切り離し	調整	備考
1	赤褐色土器坏	ＳＸ1034埋土	糸切り		
2	〃	〃	〃		
3	赤褐色土器小形甕	〃	〃	体部下半削り	
4	須恵器坏	ＳＸ1035埋土	ヘラ切り		
5	赤褐色土器坏	〃	糸切り	体部下端削り	

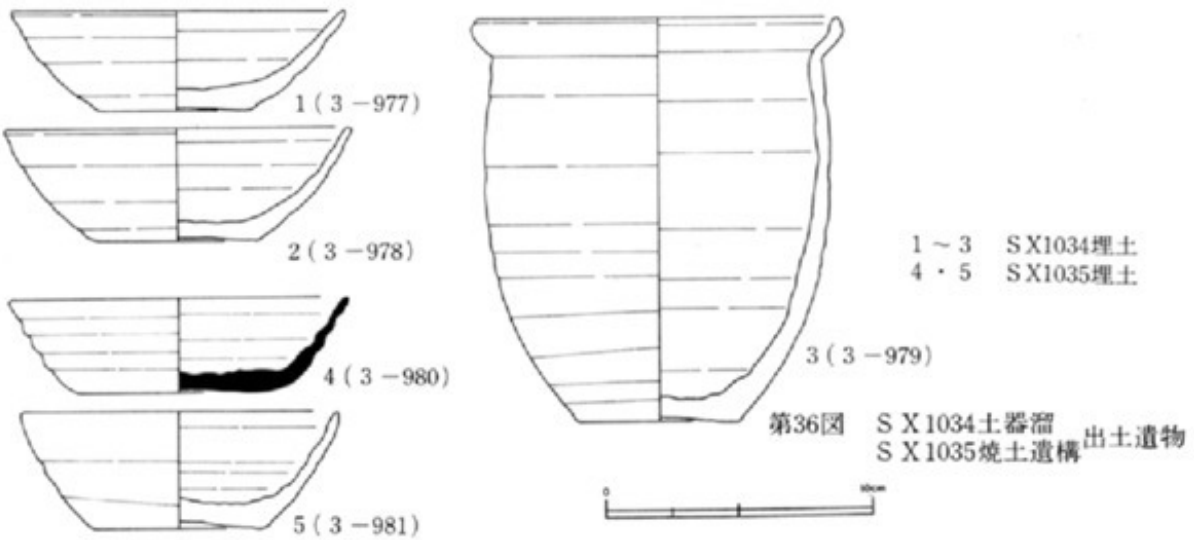

第36図　ＳＸ1034土器溜
ＳＸ1035焼土遺構出土遺物

ＳＤ1029溝（第２図）

調査区北東部ＳＢ998Ｂ東門の南梁間西の柱によって切られ、南に伸びている幅１ｍ～1.5m、深さ40cmの溝で、埋土には多量に焼土、炭化物が含まれている。

検出面が築地崩壊土と考えられる粘土層であり、ＳＢ998Ｂとは重複するがこの遺構群に含めた。

〔Ｄ．灰黒（褐）色粘土整地下層遺構〕

ＳＧ1031湿地の整地粘土層の下層に位置する遺構であるが、一部削平のため層位的に不明ながら、遺構との切り合いから本期に分類した。

ＳＦ1000Ａ築地（第２・８図、図版３・９）

調査区南東部で検出した築地で、北東部の外郭東門付近では削平されたものか確認できなかった。本築地は基底幅2.1m、遺存している高さ１ｍ～1.5mのＳＦ1000Ｂ築地の西側、郭内側を一部補修、嵩上げしたものと理解され、崩壊後（あるいは意識的にとり崩した後）にＳＧ1031湿地とともに整地されているものと考えられた。

ＳＤ1030溝（第２図）

ＳＢ998Ｂ東門、南梁間、西の掘り方より古いＳＤ1029と重複し、さらにこれより古い東西溝である。幅50cm～１ｍ、深さは約40cm、西で北に約５度振れている。

時期が異なるがＳＢ998Ａ東門の東西軸線から計ると約６ｍに溝の心心が位置することから、仮にＳＦ1000Ａ・Ｂ築地に伴う東門もほぼ同位置にあったとすれば、東門から政庁にいたる道路の南側溝の可能性も考えられる。

ＳＧ1031湿地（第２・37図、図版22）

調査南東部の低地で検出したスクモの堆積する湿地である。スクモは最深部で約1.5mの厚さで、砂層、粘土層と互層状になって堆積しており、南・西から流れ込んだ状態である。スクモを詳細に観察すると加工材の削り屑や籾殻、焼けた籾などが多量に認められることから人為的に廃棄された植物質がスクモ化したものと判断された。また、スクモはＳＦ1000Ｂ築地崩壊土上、ＳＦ1000Ａ築地崩壊土（整地粘土）下に位置しており、ＳＦ1000Ａ築地の存続期間内に堆積したものと理解された。

スクモと砂層・粘土層の互層状の堆積層からは多量の木製品（斎串、刺串、絵馬、舟形木製品、琴柱、曲物、挽物皿・椀、漆塗大皿、檜扇、下駄、横槌、鋤、鍬など）の木製品の他、獣骨、冠の断片、多量の須恵器坏、瓦、200点を越える木簡、漆紙文書などが出土した。

スクモを掘り下げると灰青色砂となるが、この層にも加工材、瓦などが含まれており、現地表から約６ｍ掘り込んでも底面にいたらず、来年度、再調査することとして、調査を終了した。

したがって、本年度の報告は、遺物についてはＳＧ1031湿地の整地粘土層までとし、スクモ以下については来年度調査分と一括して報告する予定で、一部のみ記載した。

〔その他の遺構〕

ＳＡ1032柱列（第８図、図版３）

築地崩壊土上で２個の柱掘り方を検出しているが、現在、明確にどの時期に伴うか判断できず、また、建物跡になる可能性もあり、再調査の予定である。

掘り方は１辺約50cmの方形で、直径約20cmの柱痕跡が東西2.1mの間隔で確認された。

ＳＤ1028溝（第８図）

ＳＦ1000Ａ・Ｂ築地の東で検出した幅1.5m～２mの溝で開口していた部分に築地崩壊土が入り込んでいるものか、崩壊土を掘り込んでいるものか不明で、時期別に区分することができなかった。

３）各層位と出土遺物

調査地は現況では元小学校のグラウンドであることから、標高約45mの平坦地となっており、東側が約６mの落差の急傾斜面の地形である。

調査の結果、平坦面は昭和15年のグラウンド造成によってできたもので、造成以前は南東方向に低い段々畑であったことが判明し、沢状の地形をなしていたものと考えられた。

古代においてもこの沢状の地形に外郭遺構が構築されており、ＳＦ1000Ｂ築地の構築面とＳＢ998Ａ・Ｂ外郭東門の構築面との比高差は約4.2mとなっており、門の存在を強調するような地形である。

沢状の地形であることから当然、雨水や土砂の流入があり、築地を維持する上で排水の施設が必要であったものと考えられる。ＳＧ1031湿地のスクモは排水の不良になった段階で人為的に廃棄された植物質のものが堆積し形成されたものと考えられる。

このような地形のため、幾度か古代においても整地がなされ、ＳＦ1000Ａ築地崩壊後の粘土整地とその後の黄褐色砂による1.5m～２mの整地がその大きなものと言える。それでも北・西側との差は約２mあり、この状態で昭和15年まで畑地として使用され、グラウンド造成によって平坦地となっている。

このため、調査地南東地区は堆積層が約６m以上と厚く、しかも複雑であるが、土層の遺存状況が良く、この地区の層位を中心に遺構との関係を上層から順序に整理し、各層の出土遺物についてふれたい。

①グラウンド造成土は南東地区で厚く約２m、北西地区では約10cmと薄い。

②旧耕作土は昭和15年までの耕作土で近世以降の磁器片などが出土している。

③黄褐色砂層からは古代の層である。ＳＢ999建物跡の構築面でＳＤ993～996溝もこの面で検出している。ＳＢ1001建物跡、ＳＡ997Ａ材木塀（柱列塀）柱や材の抜き取りもこの面からと考えられる。古代の整地層で南東地区を中心に厚さ1.5m～２mを計る。

④褐色砂層⑤暗褐色砂層はＳＧ1031湿地の北・西地区で認められる赤褐色土器の遺物包含層である。

⑥赤褐色粘土層はＳＢ1001建物跡付近のみに認められるもので、ＳＢ1001構築に伴うものと考えられる。

⑦焼土・炭化物層は調査区中央から南半にかけて全面的に認められるもので赤褐色土器を多量に含んでいる。ＳＢ1001建物跡はこの面で確認している。ＳＡ997Ａ布掘り溝、ＳＢ998Ａ東門もこの層の堆積後に構築されたものと考えられる。

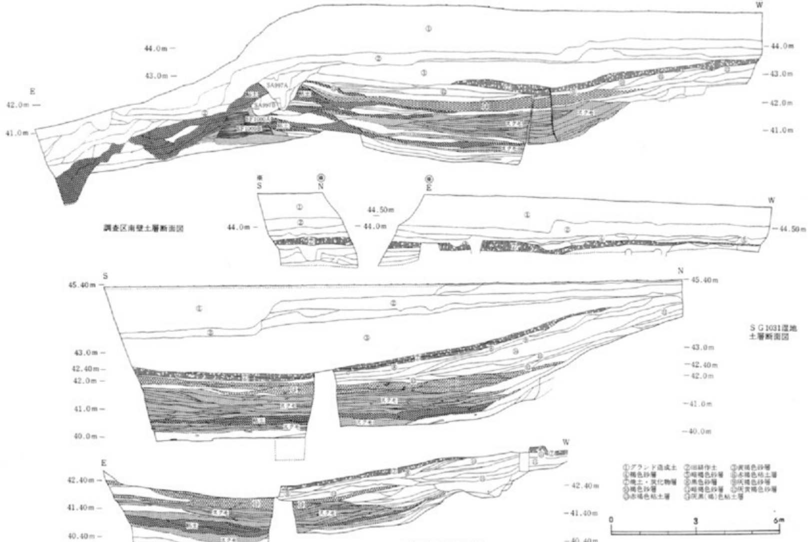
調査区南壁土層断面図
S G1031湿地
土層断面図
44.0m
43.0m
42.0m
41.0m
44.50m
45.40m
42.40m
40.0m
41.40m
40.40m
SA997A
SA997B
①グランド造成土
②田耕作土
③黄褐色砂層
④褐色砂層
⑤暗褐色砂層
⑥赤褐色粘土層
⑦焼土・炭化物層
⑧黒色砂層
⑨灰褐色砂層
⑩褐色砂層
⑪暗褐色砂層
⑫灰黄褐色砂層
⑬赤褐色粘土層
⑭灰黒(褐)色粘土層
0
3
6m

第37図　土層断面図

⑧黒色砂層⑨灰褐色砂層はＳＧ1031湿地の傾斜面にのみ認められる土層で自然堆積層と考えられる。⑩褐色砂層⑪暗褐色砂層⑫灰黄褐色砂層はＳＩ1002～1023竪穴住居跡の検出面で、ＳＧ1031湿地の傾斜面で消失している。⑪暗褐色砂層からは大帳案様漆紙文書が出土した。

⑬赤褐色粘土層はＳＡ997Ｂ布掘り溝の掘り込み面で、外郭周辺部のみの堆積層である。⑭灰黒（褐）色粘土層と基本的に同じ土層と考えられる。⑭灰黒（褐）色粘土層はＳＧ1031湿地のスクモ堆積を覆う状態で検出した土層でＳＡ997Ｂ布掘り溝付近まで認められる。ＳＧ1031湿地の整地とＳＡ997Ｂ布掘り溝構築のための一連の事業に伴う土層と考えられる。

以上がＳＧ1031湿地スクモの上層の基本的層位であるが、スクモ以下は来年度の調査で明確にしてゆく予定であり、本報告では割愛した。

・出土遺物

①グラウンド造成土②旧耕作土出土遺物および表採（第38図、図版32）

１～９は須恵器で１～３は糸切り無調整の坏、４～６、８はヘラ切り無調整の坏、７、９は蓋で、７は肩部にナデ、９はケズリ調整がある。10～13は赤褐色土器で10は体部下端にケズリ調整、11～13は無調整である。14は内黒土師器台付坏である。墨書は１が「工」、２が「真」、３が「叶」、４が「佐」、６が「刑三」、７が「豊」、11が「厨」で、他は判読不能である。

③黄褐色砂層出土遺物（第39図、図版32・33）

１は須恵器壺の体部を利用した転用硯、２～５は赤褐色土器坏で２～４は糸切り無調整、６は面斗瓦、７は片手の鉄鍋である。２には内面に多量の漆が付着、４は「□田」、５は「鎮」の墨書がある。

④褐色砂層出土遺物（第40・41・42、図版33・34・35）

１～16は須恵器坏で底部のあるものはいずれもヘラ切りで、3がナデを施している他は無調整である。17～31は赤褐色土器坏で底部のあるものはいずれも無調整である。32は須恵器大甕、33は須恵器鉢で外面手持ちケズリで砂底である。34は馬具、35～39、42は鉄鏃、40は刀子、41は釘、43は銅製飾金具、44は石匙である。墨書は３が「十人」、４が「官」、５が「五月」、13が「今」、14が「浄」ヵ、15が「今」ヵ、16が「月佐貢」、24が「王」ヵ、25が「政」、31が「千」で他は判読不能である。

⑤暗褐色砂層出土遺物（第42図、図版36）

45～47は須恵器台付坏、坏でヘラ切り、45は体部下端にケズリ調整があり硯に転用している。46は底部にケズリ調整があり紡錘車に転用している。49～60は赤褐色土器坏・皿で糸切り無調整、61は釘、62は鉄製の尾錠である。47は墨書があるが判読不能、49は底部に穿孔がなされている。

⑥赤褐色粘土層出土遺物（第43図、図版36）

１、２はいずれも須恵器坏で、１は糸切りで内外面にナデ、２はヘラ切り無調整である。

⑦焼土・炭化物層出土遺物（第43・44・45図、図版36・37・38・39）

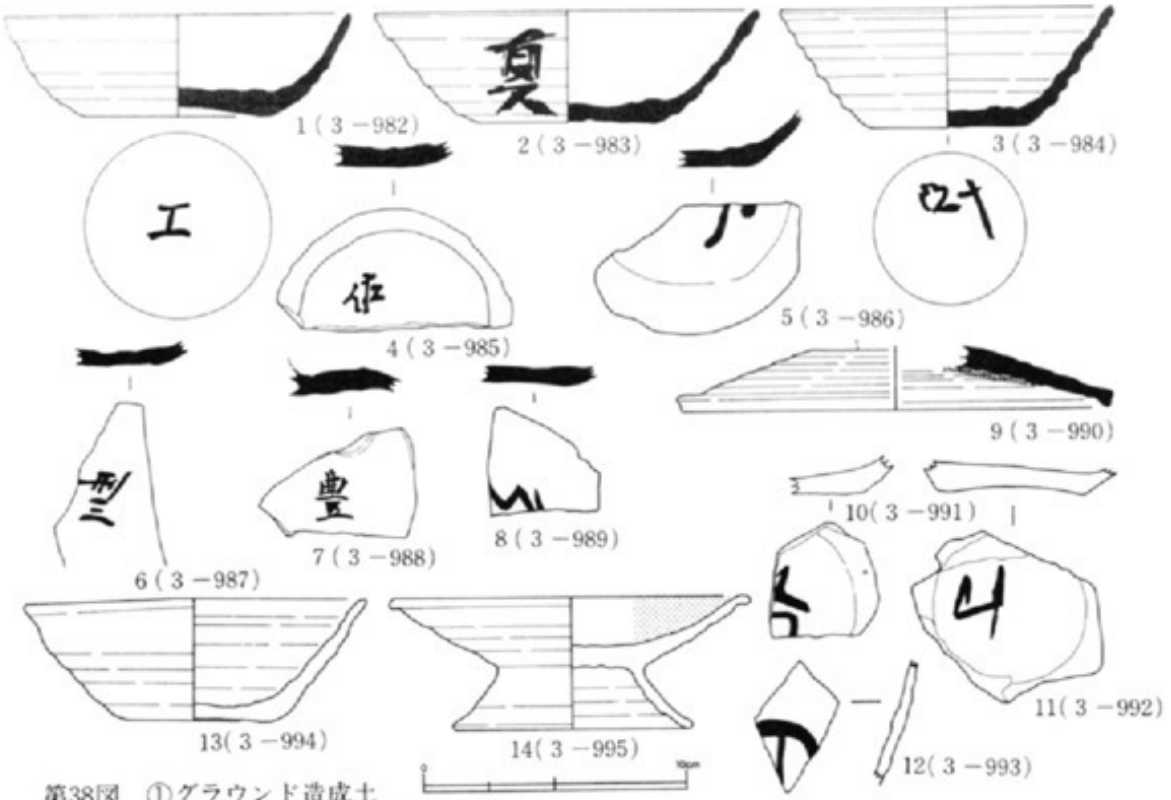

第38図　①グラウンド造成土
旧耕作土出土遺物および表採

3～9は須恵器坏・蓋・台付坏で、5、9は糸切り、7はケズリのため切り離し不明、他はヘラ切りである。10～45は赤褐色土器坏、台付坏、台付埦で底部のあるものは、42が切り離し不明であるが他は糸切り無調整である。46は内黒土師器台付埦、47、48が灰釉陶器皿、49は白磁碗、50はヘラ切りの須恵器壺、51は風字硯、52は赤褐色土器三足付鉢、54は鍍金のある銅製鈴、55は砥石である。墨書は3が「山」、8が「田人」ヵ、24が「仁」、27が「大」ヵ、29が「古」ヵ、30が「出」ヵ、35が「仁」ヵ、38が「真」ヵ、45が「廳」、50が「方中□」で他は判読不明である。7は内面を硯に転用している。

⑧黒色砂層出土遺物（第45図、図版39）

56～58は須恵器坏、台付坏で、57は糸切り、59、60は赤褐色土器坏で糸切り無調整、61は砥石である。56は「神」、57は「今」の墨書がある。

⑨灰褐色砂層出土遺物（第46図、図版39・40）

1～4は須恵器で1、2は坏、3はヘラ切り、肩部をナデている蓋、4は外面一部に叩きがあり、内面、底部をナデている長頸瓶、5～10は赤褐色土器坏で5～7は糸切り無調整、11は刀、12は砥石である。墨書は1、2が「今」、3が「山」ヵ、8が「大」、9が「河郡」、10は判読不能である。3は内面を硯に転用している。

⑩褐色砂層出土遺物（第47・48図、図版40・41・42）

1～20は須恵器で、1～13は坏、14は蓋、15は長頸瓶（花瓶）、16は小型壺、17～20は台付坏である。1、10、15、19は糸切り、14は切り離し不明、他はヘラ切りで、2は底部をナデている。21～29、31～38は赤褐色土器坏で、21が体部下端をケズリ調整している他は底部のあるものはすべて

第39図　③黄褐色砂層出土遺物

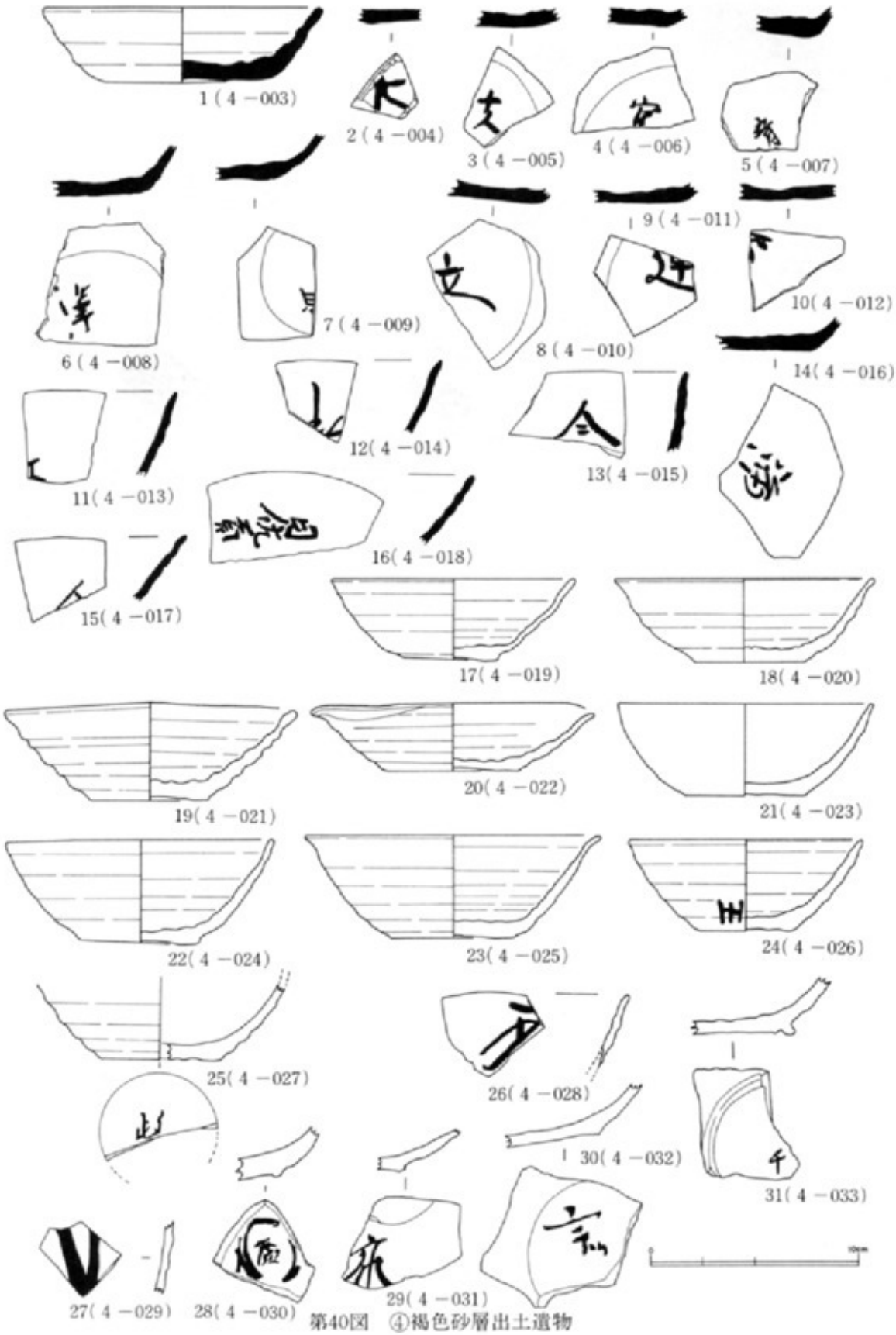

第40図　④褐色砂層出土遺物

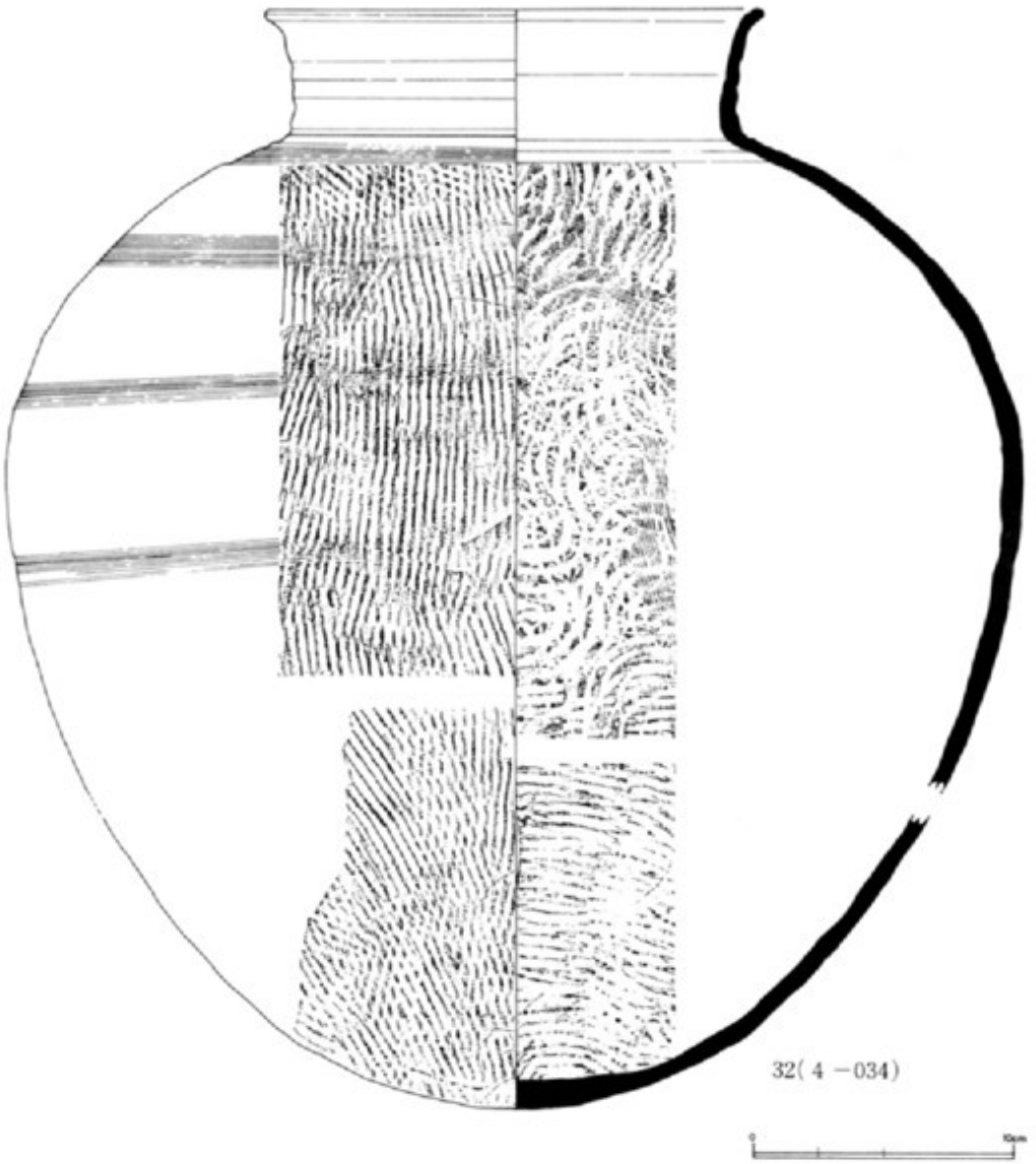

第41図　④褐色砂層出土遺物

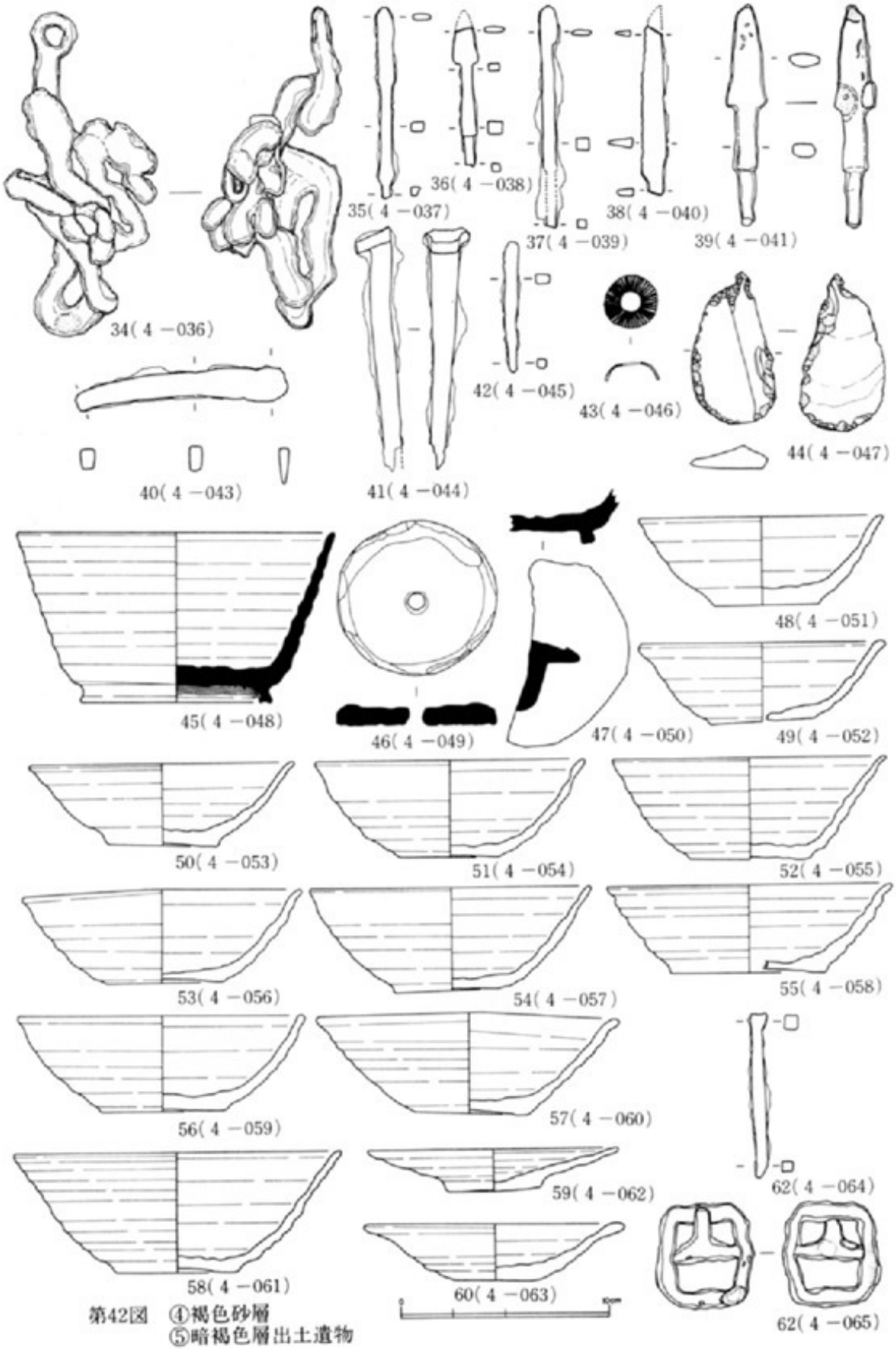

第42図　④褐色砂層
⑤暗褐色層出土遺物

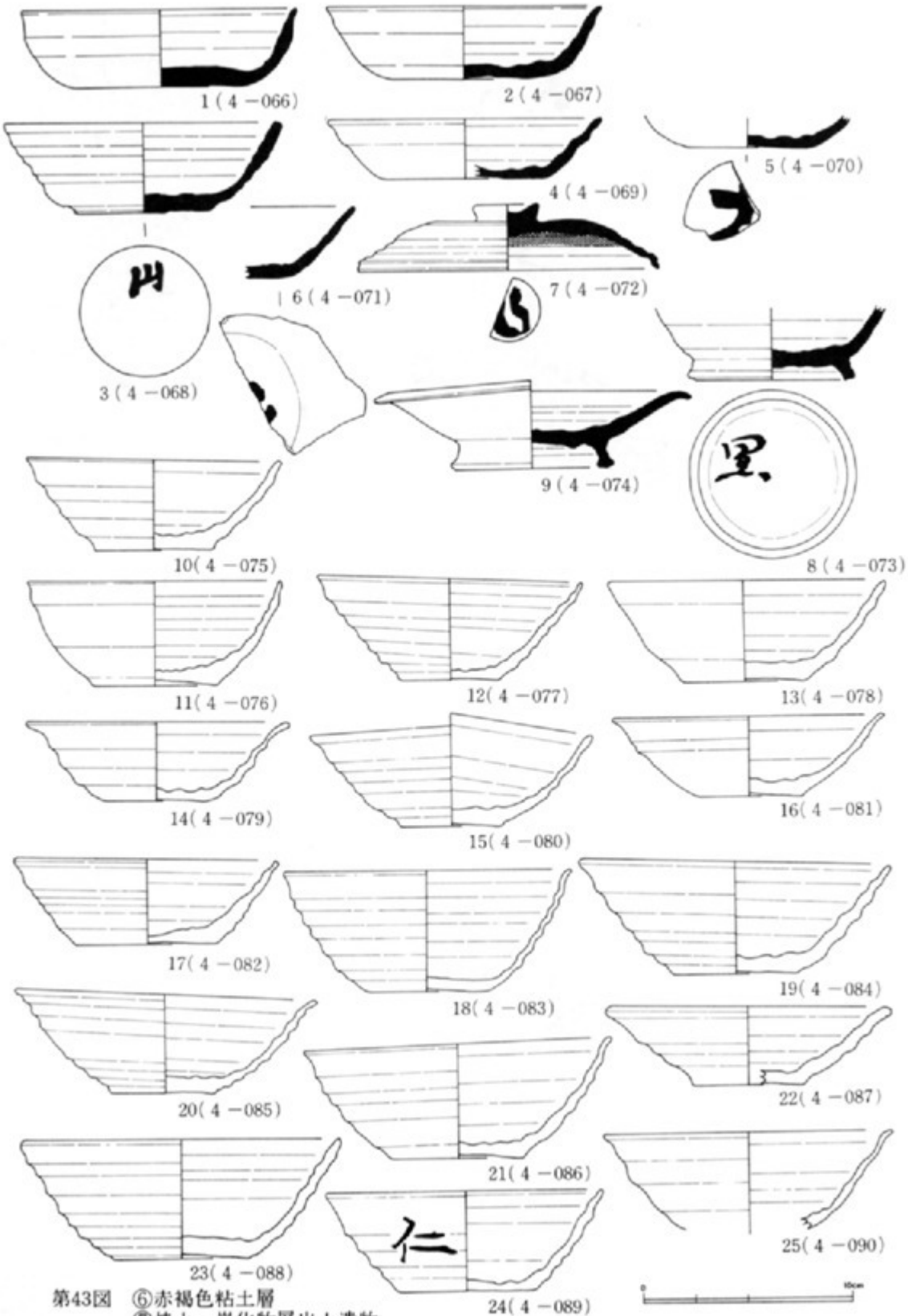

第43図　⑥赤褐色粘土層
⑦焼土・炭化物層出土遺物

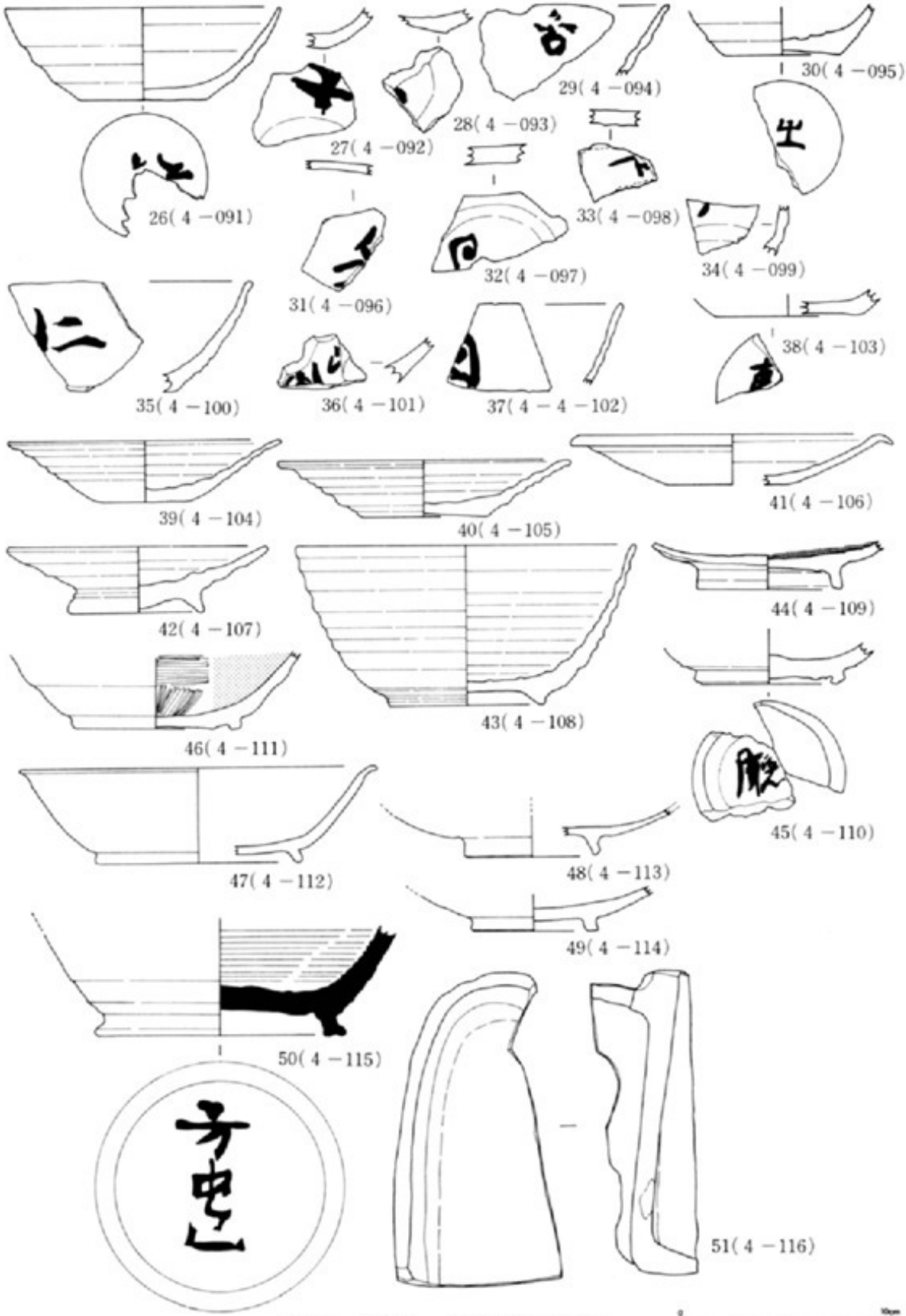

第44図　⑦焼土・炭化物層出土遺物

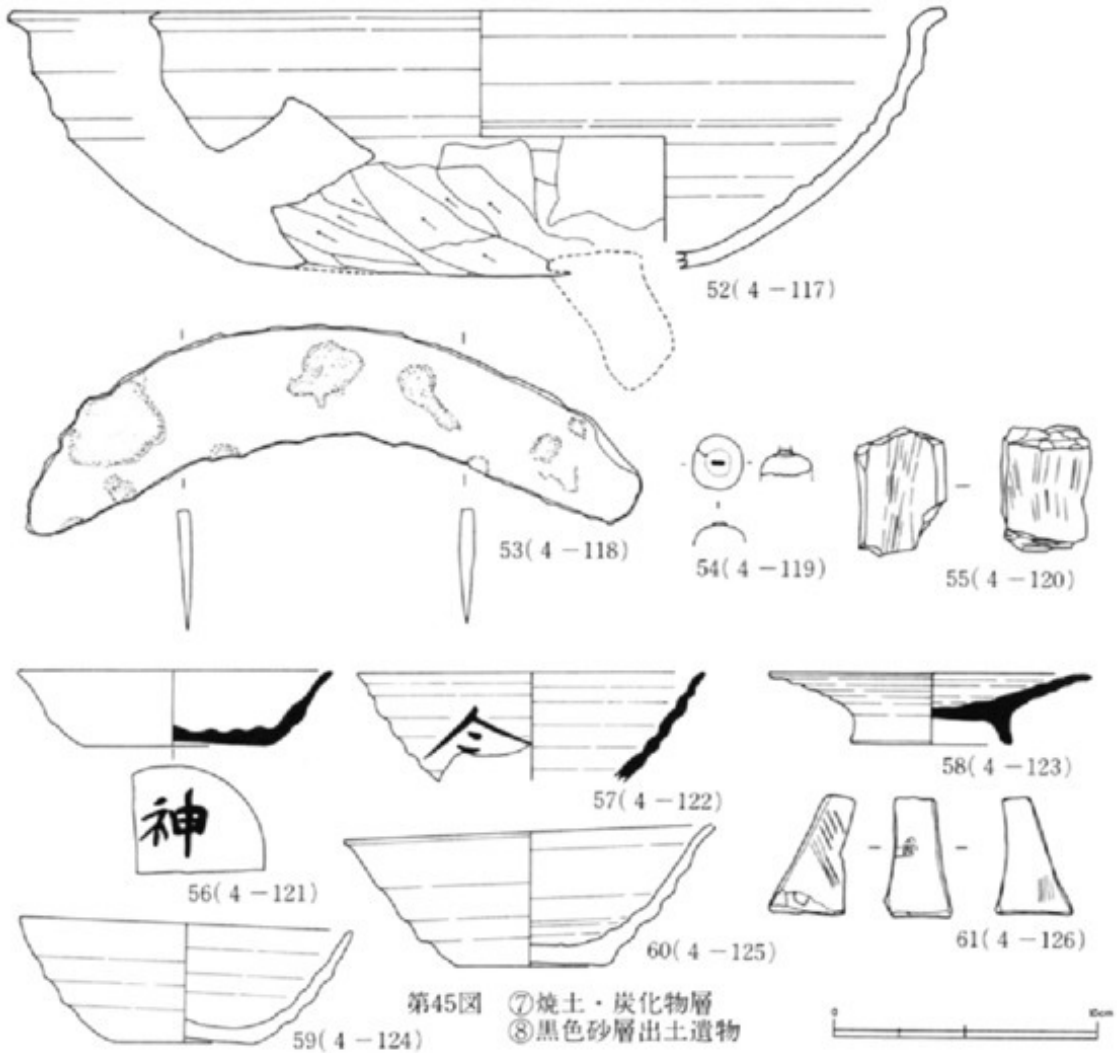

第45図　⑦焼土・炭化物層
⑧黒色砂層出土遺物

無調整である。30、39は内黒土師器で30は坏、39は台付埦であるが切り離しは不明、40は灰釉陶器壺で体部下端にケズリ調整がある。41はヘラ切りの須恵器坏を転用した紡錘車、42～47は鉄鏃である。

墨書は3が「十二」、5が「政所」ヵ、6が「三」、12が「花」、29が「手」ヵ、31が「権目」、33が「日女」ヵ、37が記号、38が「厨」、他は判読不明である。14、28は内面を、20は体部下端を打ち欠き外面底部を硯に転用している。

⑪暗褐色砂層出土遺物（第49・50図、図版42・43・44）

1～21、39は須恵器で、1～7、9～13は坏、14は合子、15～18、20は台付坏、8、19、21は蓋、39は甕で、7、20は糸切り、8、11、14、19、21は切り離し不明、他はヘラ切りである。14は体部下端、底部をケズリ調整、19は肩部にナデ、21は肩部にケズリ調整がある。22は4ケ所に透しの付く円面硯である。

23～38は赤褐色土器で23～34、36は坏、35が甕、37、38が台付坏である。坏、台付坏は24、25、31が体部下端にケズリ調整があるのと26が静止糸切りである他は糸切り無調整である。40は土錘、41、42は砥石で41は5面、42は4面に使用痕がある。

1（4－127）

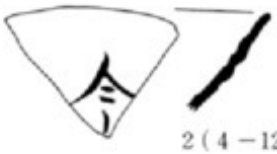

2（4－128）

3（4－129）

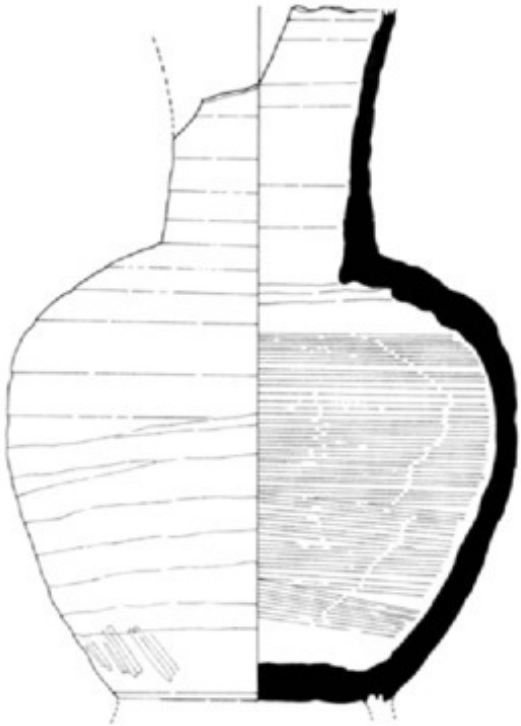

4（4－130）

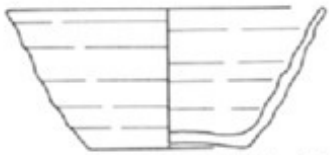

5（4－131）

6（4－132）

7（4－133）

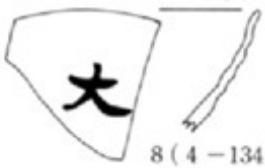

8（4－134）

9（4－135）

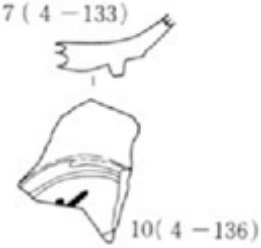

10（4－136）

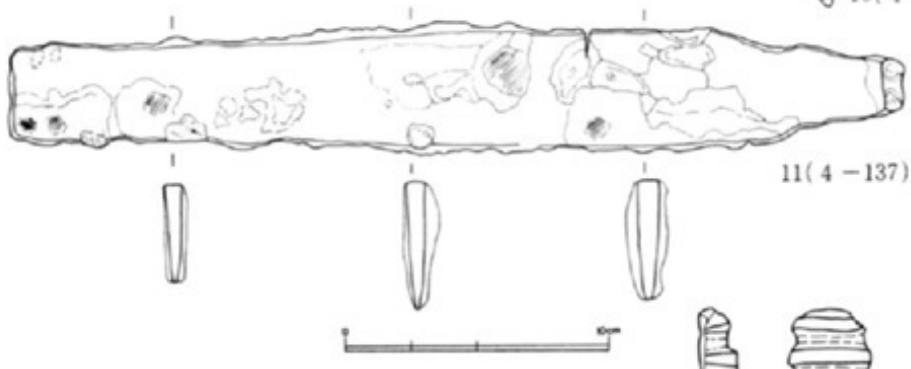

11（4－137）

12（4－138）

第46図　⑨灰褐色砂層出土遺物

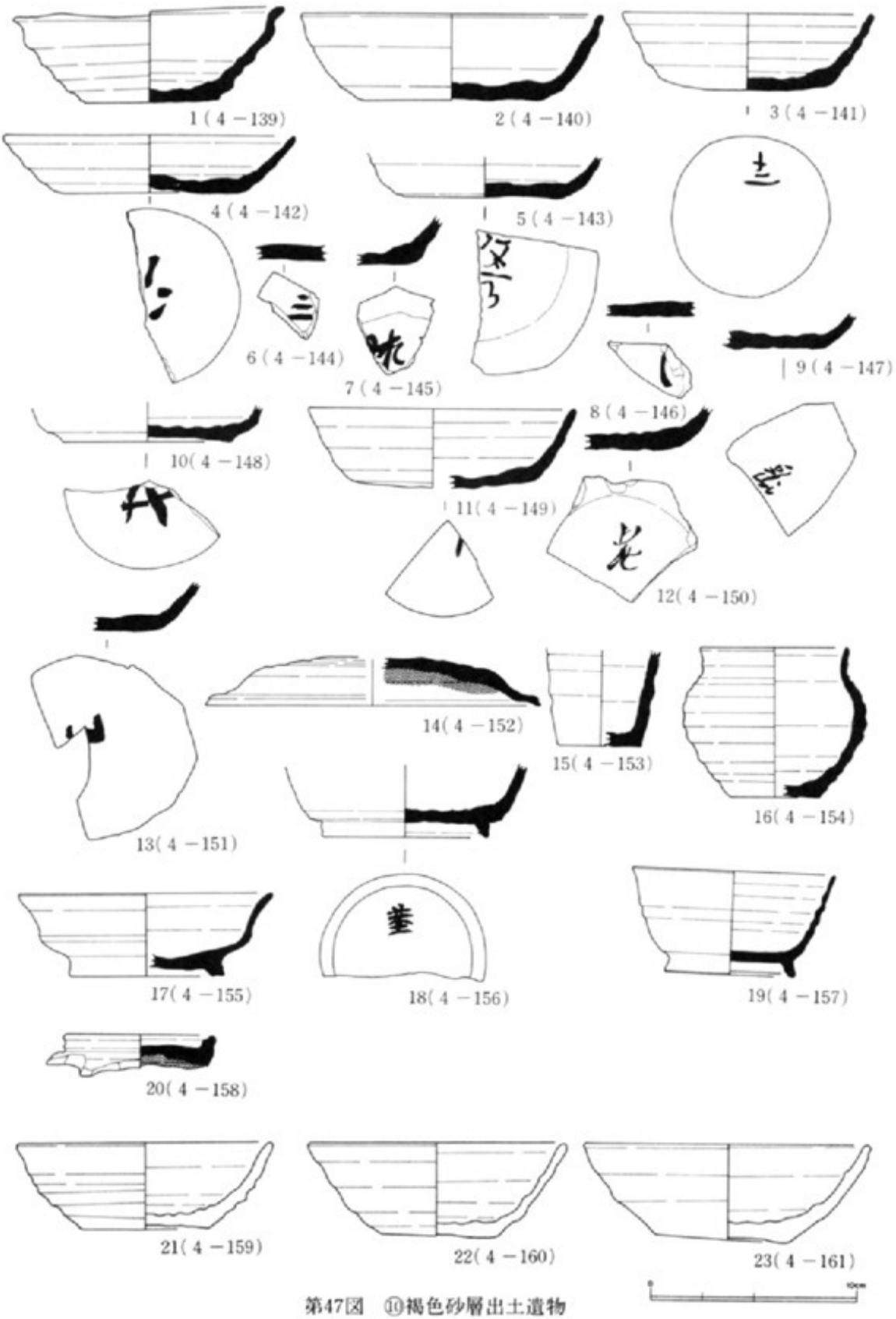

第47図　⑩褐色砂層出土遺物

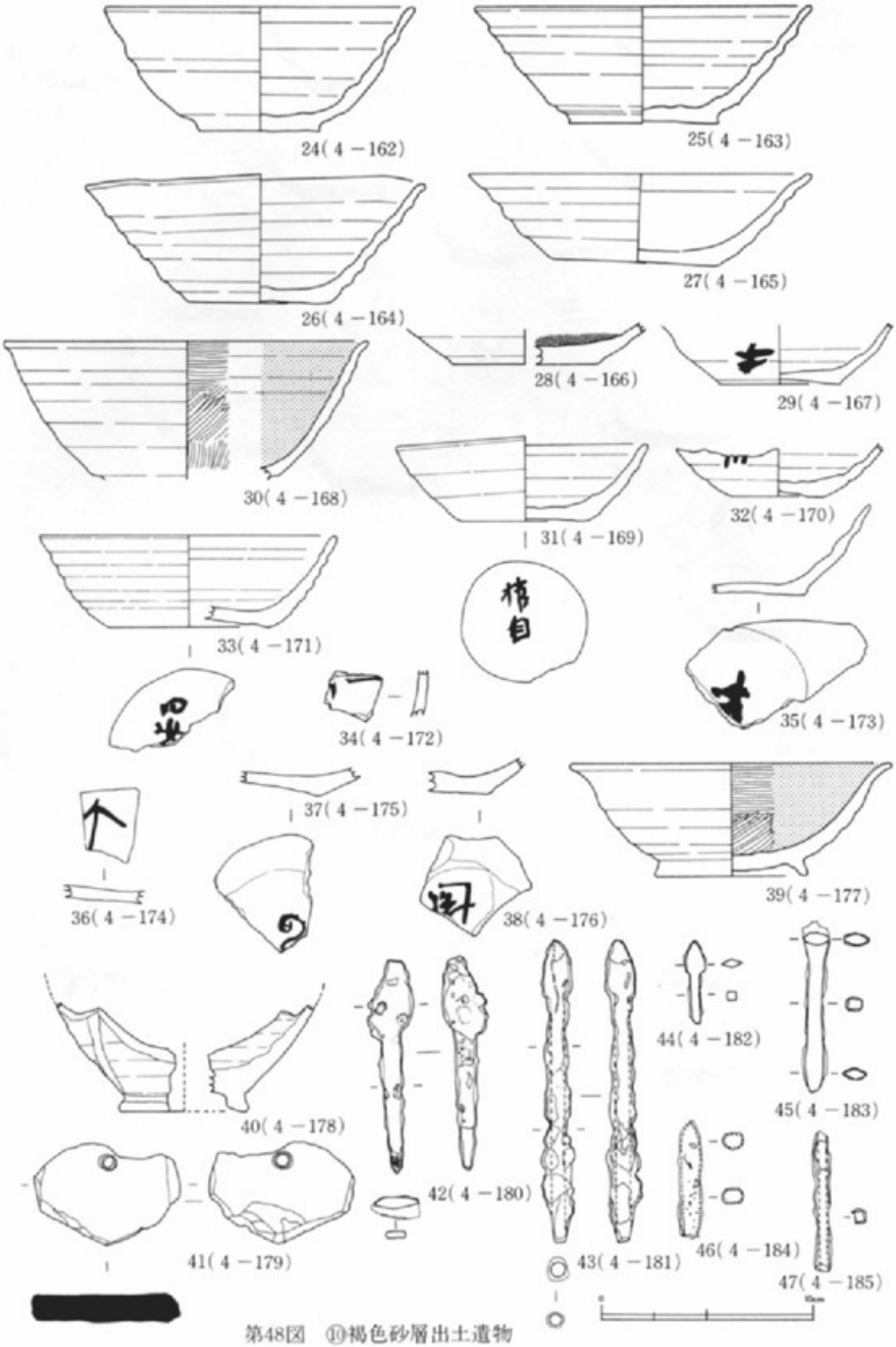

第48図　⑩褐色砂層出土遺物

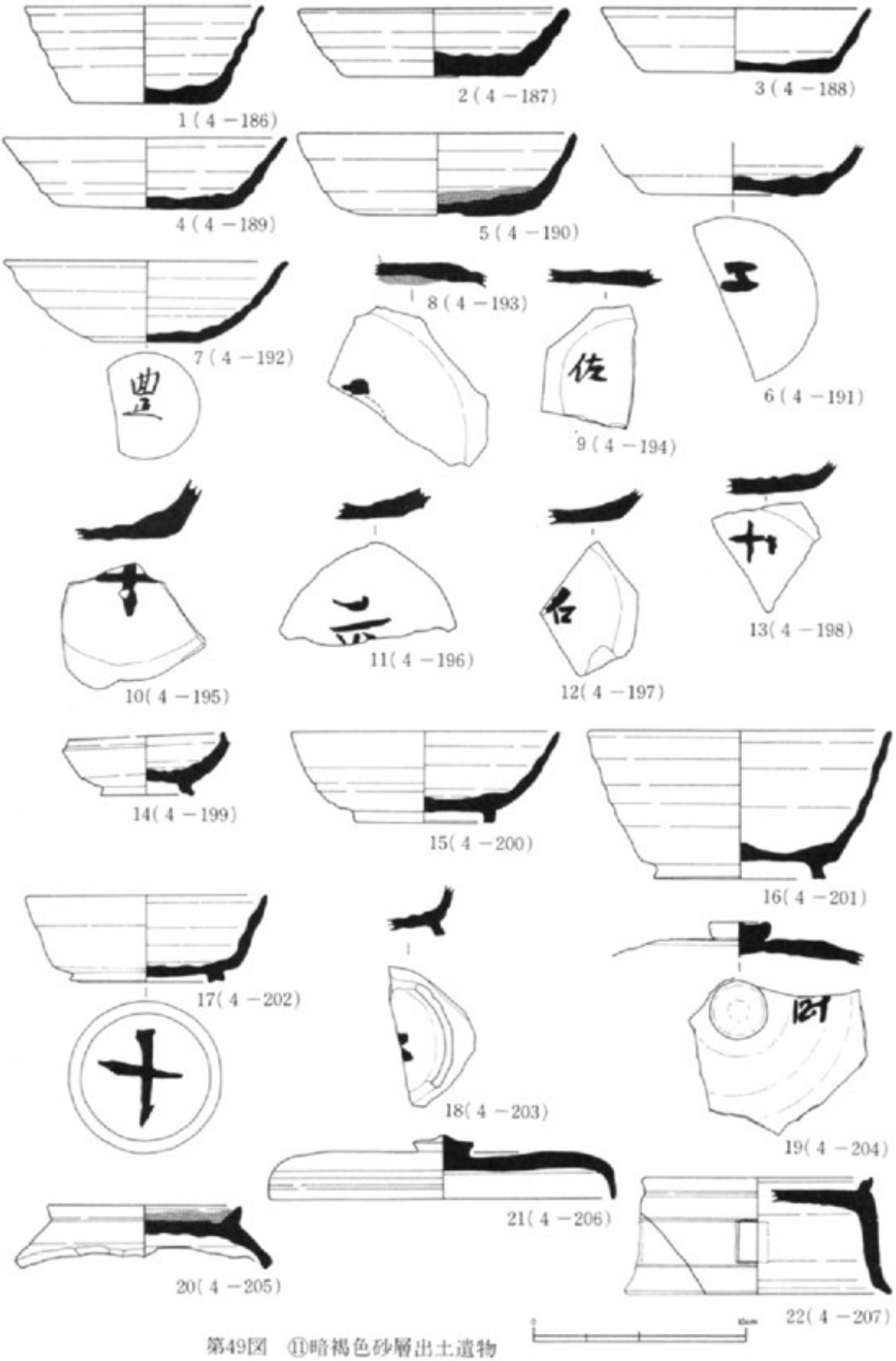

第49図　⑪暗褐色砂層出土遺物

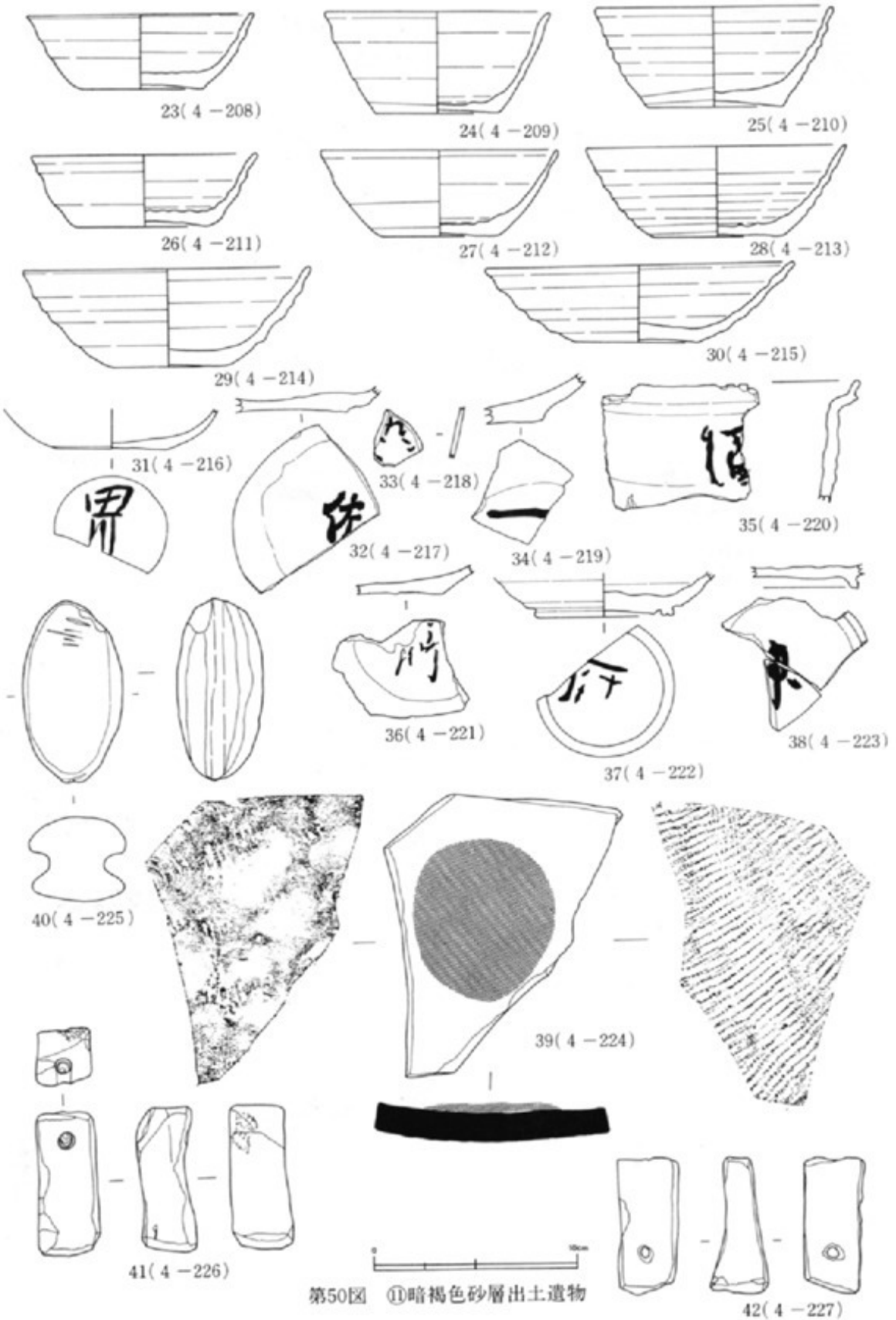

第50図　⑪暗褐色砂層出土遺物

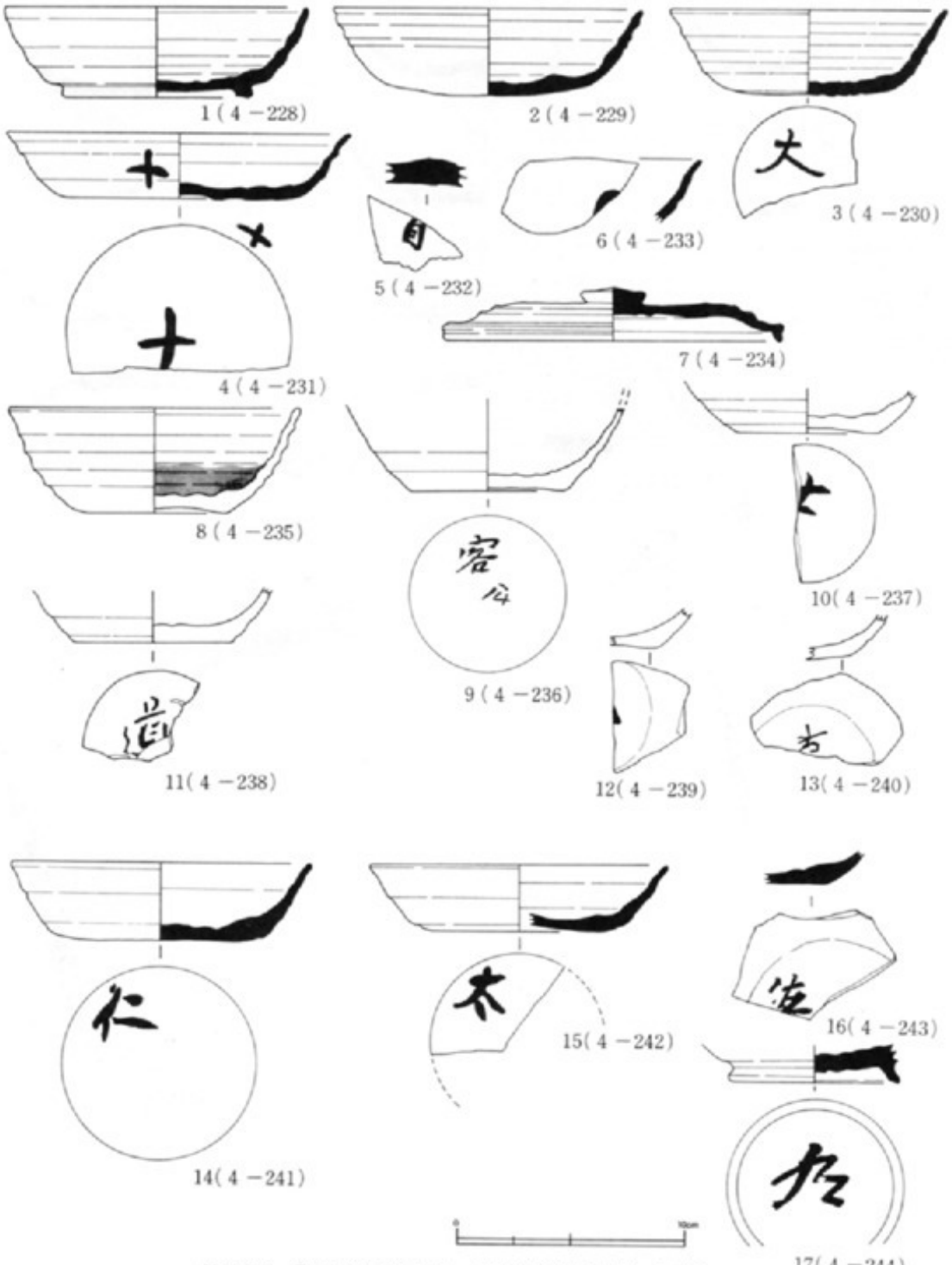

第51図　⑫灰黄褐色砂層、⑬赤褐色粘土層出土遺物

墨書は6が「工」、7が「豊」、9が「佐」、10が「十」ヵ、12が「仁」、13が「十」ヵ、17が「十」、19が「厨」、31が「田川」、32が「佐」、34が「一」、35が「酒」ヵ、36が「所」、37が「厨」、38が「申」で他は判読不明である。5、39は内面を、20は体部下端を打ち欠き外面底部を

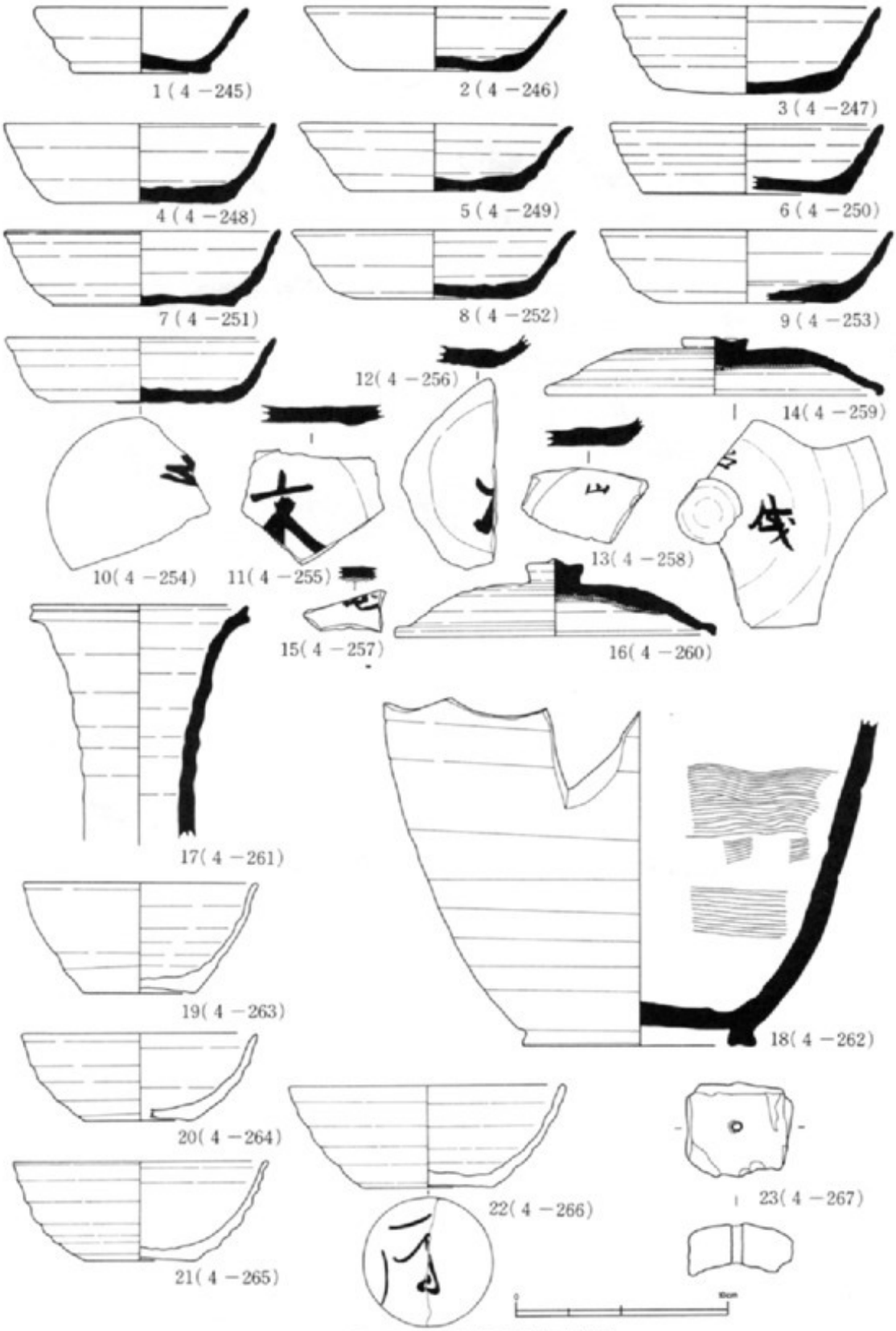

第52図　⑭灰黒（褐）色粘土層出土遺物

硯に転用している。

⑫灰黄褐色砂層出土遺物（第51図、図版44）

1～7は須恵器で1が台付坏、2～6が坏、7が蓋で、1～5はヘラ切り無調整である。8～13は赤褐色土器坏で9、10が体部下端にケズリ調整がある他は糸切り無調整である。

墨書は3が「大」、4が「十」、5が「自」ヵ、9が「客厨」、11が「道」、13が「方」ヵで他は判読不明である。8は内面に漆膜が付着している。

⑬赤褐色粘土層出土遺物（第51図、図版44）

14～17はヘラ切り無調整の須恵器で14～16は坏、17は台付坏である。墨書は14が「仁」、15が「太」、16、17が「佐」である。

⑭灰黒（褐）色粘土層出土遺物（第52図、図版45）

1～18は須恵器ででで1～13は坏、14～16が蓋17、18が長頸瓶である。坏は11が糸切り無調整、6が手持ちケズリで切り離し不明な他はヘラ切りで、5、13が底部にナデ、10が内面にナデを行っており、他は無調整である。蓋は14が肩部にケズリ調整、16が肩部にナデを施しており切り離し不明である。17はヘラ切りで体部下半外面はケズリ調整、内面は横位にカキ目を波状に施している。

19～22は糸切りの赤褐色土器坏で19～21は体部下端にケズリ調整があるが、22は無調整である。23は丸瓦を転用した紡錘車である。

墨書は11が「木」ヵ、13が「山」、14が「□成」、22が「厨」で他は判読不明である。

14～16は内面を硯に転用している。

4）ま と め

⑴外郭東門について

調査区北東部で検出したＳＢ998Ａ・Ｂ建物跡は、南梁間中央にＳＡ997Ａ・Ｂ布掘り溝がとりつくこと、平面規模が梁間（東西）2間、桁行（南北）3間で、梁間が2.7m（約9尺）等間、桁行が中央間が3m（約10尺）、両脇間が2.7m（約9尺）であること、また、掘り方規模もＳＢ998Ａで直径1.5m、深さ約1.5m、ＳＢ998Ｂで直径約3m、深さ約1.7mと規模の大きいものであることから東外郭（材木塀の時期）に伴う三間一戸の掘立柱式八脚門・外郭東門と考えて問題はないところである。

これ以前の築地塀に伴う外郭東門跡はＳＢ998Ｂの巨大な掘り方によって全面的に破壊されたものと考えられるが、位置的に北・東にズレている可能性もあることから、今後、周辺の調査を実施し、明確にしてゆく必要がある。

⑵東外郭の構造・変遷と遺構の時期区分について

東外郭の構造と変遷はこれまでの調査結果と同様で、大きくは築地塀二時期（ＳＦ1000Ａ・Ｂ）と築地塀崩壊後の布掘り溝を伴う材木塀二時期（ＳＡ997Ａ・Ｂ）の計四時期の変遷が考えられ、築地塀から材木塀への構造的変化があった時期はＳＧ1031湿地の整地・⑭灰黒（褐）色粘土層の堆

積時期に求められる。

検出した建物跡、竪穴住居跡等の主な遺構を外郭の変遷期別に整理すると、ＳＡ997Ａ期に伴う遺構としてはＳＢ998Ａ東門、ＳＢ1001建物跡、ＳＡ997Ｂ期に伴う遺構としてはＳＢ998Ｂ東門とＳＩ1002～1021竪穴住居跡がある。ＳＤ993～996溝とＳＢ999建物跡はＳＡ997Ａ、ＳＢ1001の材や柱が抜き取られた後の遺構で、この時期の外郭の遺構については不明である。

ＳＦ1000Ａ期にはＳＧ1031湿地のスクモが形成され、このスクモ内からは延暦十年（791）、同十三年（794）の紀年銘のある木簡が出土しており、ＳＧ1031湿地の整地は木簡の年代だけから判断すると８世紀末以降の時期が考えられる。他に、ＳＦ1000Ａ期、Ｂ期に伴う遺構については今次の調査では外郭東門から政庁に至る道路跡の南側溝と考えられるＳＤ1030溝以外、明確にすることができなかったが、ＳＢ1001建物跡や竪穴住居跡の下層になお焼土層や包含層が認められ遺構の存在が予想される。下層の調査は来年度に実施の予定である。

⑶出土遺物と主な層位と遺構の年代について

出土遺物のうち、坏形土器を中心に主な土層の出土状況から、遺構の年代をみてみると以下のようになる。

ａ．⑦焼土・炭化物層からは赤褐色土器Ａ（回転糸切り・無調整）が特に多量に出土しており、坏、台付坏、皿形土器の約90％近くがこの赤褐色土器Ａによって占められている。赤褐色土器Ａ（註１）については県内の編年的位置づけが明確になってはいないのが現状であるが、払田柵跡出土の嘉祥二年（849）の木簡に伴う土器（註２）（赤褐色土器Ｂ）よりも後出で、大きく９世紀後半を中心とする時期と考えられる。したがって⑦焼土・炭化物層を掘り込んで構築されているＳＢ1001建物跡とこれに伴う外郭施設、ＳＢ998Ａ東門跡、ＳＡ997Ａ布掘り溝も９世紀後半以降の時期と考えられる。

ｂ．ＳＧ1031湿地の整地層と考えられる⑭灰黒（褐）色粘土層については前述のように下層のスクモ内から出土する坏、台付坏を見ると、須恵器は回転ヘラ切り、糸切りの両者が認められるが、その比率は約９：１とヘラ切りがほとんどであり、ケズリ調整のあるものもわずかに認められる。また、赤褐色土器では赤褐色土器Ａとケズリ調整のある赤褐色土器Ｂがほぼ同比率で出土している。須恵器と赤褐色土器Ａ・Ｂ合計の比率は約７：３と須恵器が圧倒的に多く、⑦焼土・炭化物層の出土比率と完全に逆転し、土器の出土状況に明確な相違が認められ、その様相も⑭灰黒（褐）色粘土層が明らかに古い傾向を示している。

その様相としては須恵器ヘラ切り、無調整の坏が主体を占めていること、赤褐色土器内におけるケズリ調整のあるＢタイプの占める割合が比較的大きいなどの傾向があげられる。

前述のように赤褐色器Ｂは９世紀前半に位置づけられる土器と考えられている。また、須恵器のヘラ切りから糸切りへの主要な変化は東北地方では９世紀後半頃と指摘されており（註３）ヘラ切りを主体とする整地層の須恵器坏はこれ以前に位置づけられるものと考えられる。

したがって、この整地層と同時期に構築された外郭施設ＳＢ998Ｂ東門跡、ＳＡ997Ｂ布掘り溝の年代については、スクモ出土木簡からは８世紀末以降、整地層出土土器からは９世紀前半の時期が考えられる。

以上(1)～(3)と第54次調査の結果についてまとめてきたが、ＳＧ1031湿地のスクモ以下の遺構、遺物については来年度の調査結果とあわせて報告する予定である。スクモ内出土の200点を越す木簡についても現在、整理・解読中であり、来年度の報告となる。

また、出羽国大帳案様文書と考えられる漆紙文書が出土し、秋田城が国府として機能していた時期のあったことを示す有力な資料を本次の調査で得ることができたが、これについては付章で、国立歴史民俗博物館平川南助教授に詳しく検討いただいている。

註１．　赤褐色土器Ａ・Ｂの分類については、酸化炎焼成、非内黒、ロクロからの切り離しが回転、静止糸切りのものを赤褐色土器とし、底部付近にヘラケズリ調整を施すものをＢ、無調整のものをＡとしている。

秋田城跡　昭和50年度発掘調査概報　秋田市教育委員会　1975

註２．　払田柵跡　昭和50年度発掘調査概報　秋田県教育委員会　1975

註３．　岡田茂弘・桑原滋郎、「多賀城周辺における古代坏形土器の変遷」
宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要Ⅰ』　1975

III　調査成果の普及と関連研究活動

1）　講演会等への協力

4月～3月　　小松正夫　大内町史編纂執筆委員

5月27・28日　事務所員　秋田市制百周年事業（於第54次調査現場）
「秋田城跡発掘体験学習」

9月28日　　小松正夫　秋田市社会科研究会（於秋田市山王中学校）
「秋田城と東北古代城柵について」

1月27日　　小松正夫　仁賀保町『歴史講座』（仁賀保町勤労青少年センター）
「史跡秋田城跡－第54次発掘調査の成果と漆紙文書」

2）　研究会等の発表と参加

8月24・25日　小松正夫　第2回東山道サミット（長野県上田町）
「出羽国北半における東山道との関連について」

10月30・1日　日野　久　東北史学会・秋田大学史学会合同大会（於秋田大学・八郎潟ハイツ）
「寺内焼窯跡発掘調査について」

11月21・22日　松下秀博　整備担当者会議出席（三重県斎宮町）

2月17・18日　事務所員　第16回古代城柵官衙遺跡検討会（秋田市）
「秋田城跡第54次調査の成果について」　日野　久
「秋田城跡発掘調査の成果と変遷について」　小松正夫

3月10・11日　日野　久　秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会（秋田県立博物館）
「秋田城跡第54次発掘調査について」

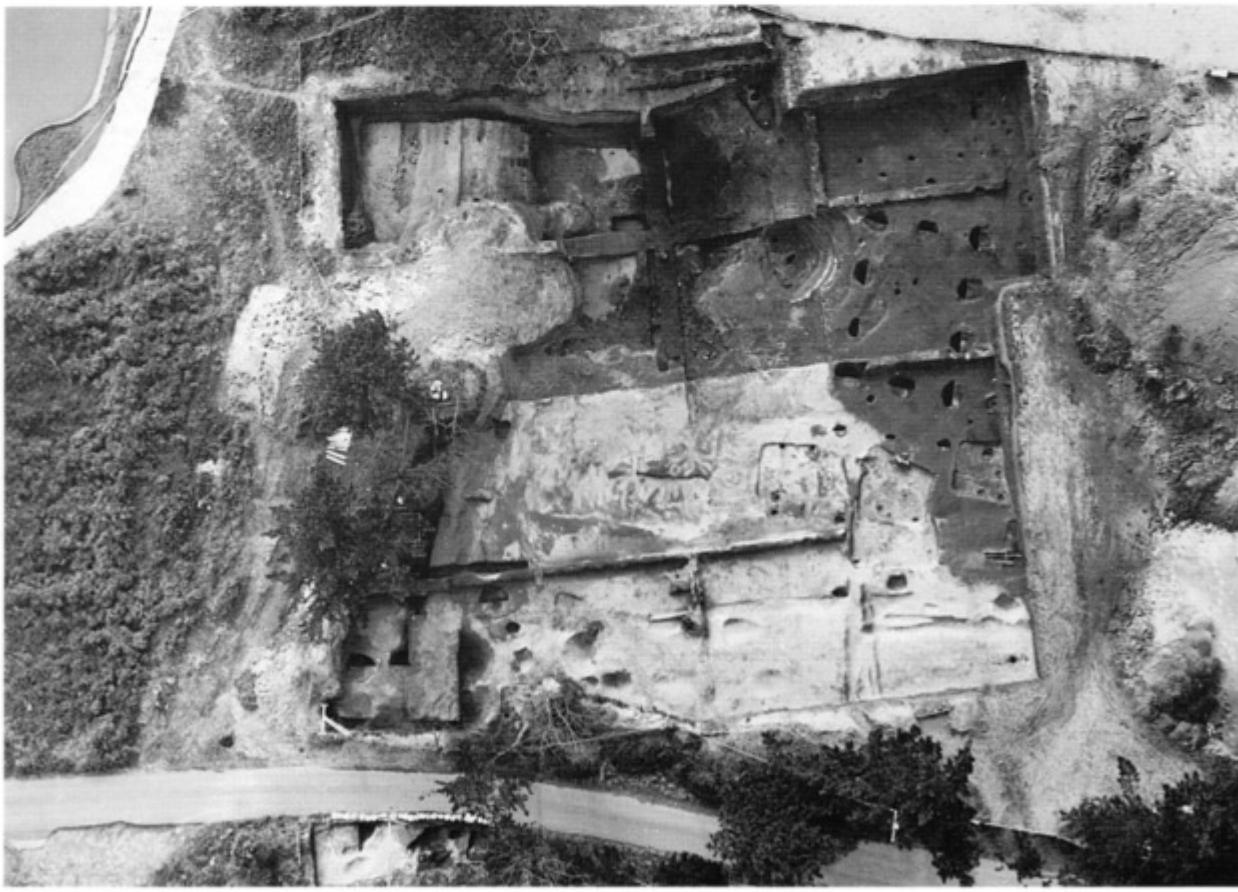

図版 1　上・下　第54次調査航空写真

図版 2　上・上層検出遺構全景（西から）
下・下層検出遺構全景（西から）

図版 3

SD993～996溝

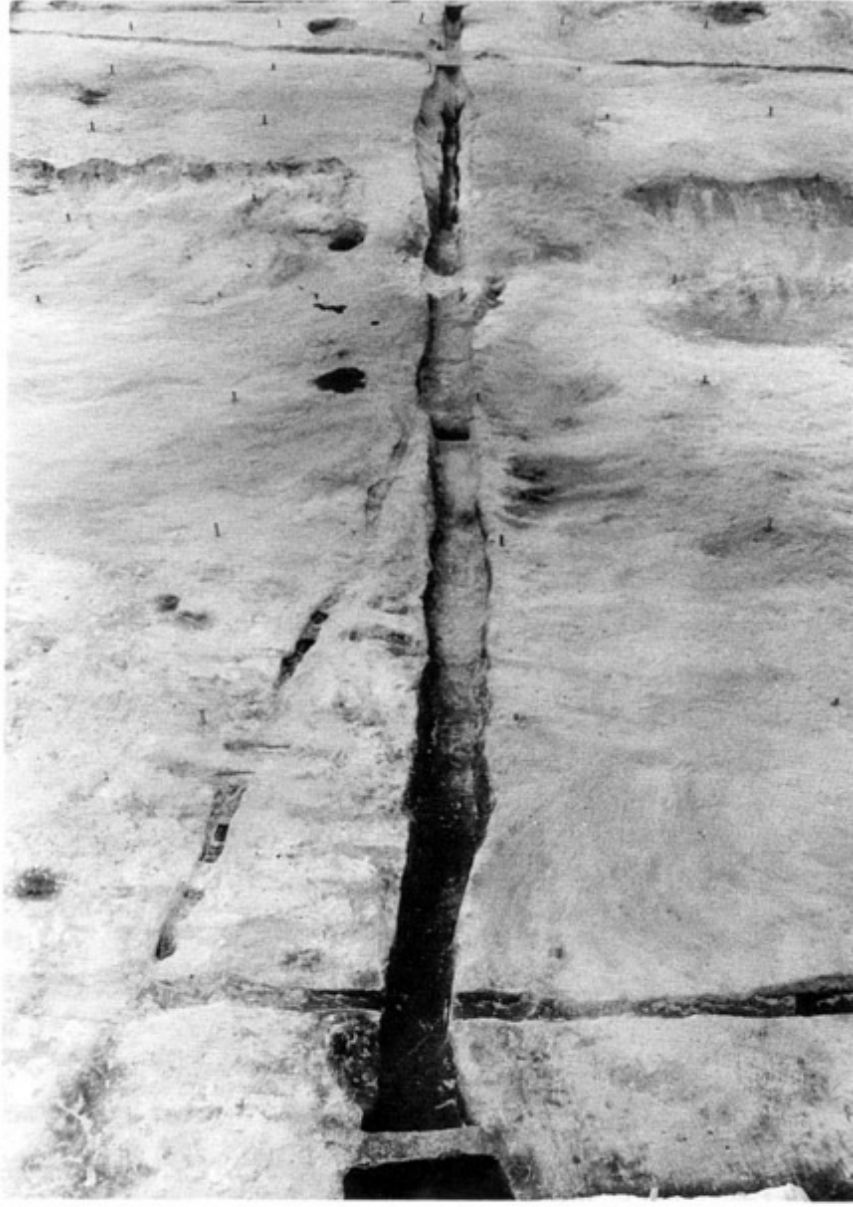

SA997A・B布掘り
SA1032柱列
SF1000築地

図版4　上　ＳＡ997Ａ・Ｂ布掘り断面（調査区南壁）
下　ＳＡ997Ａ・Ｂ布掘り断面（調査区北側）

ＳＢ999建物跡
（南から）

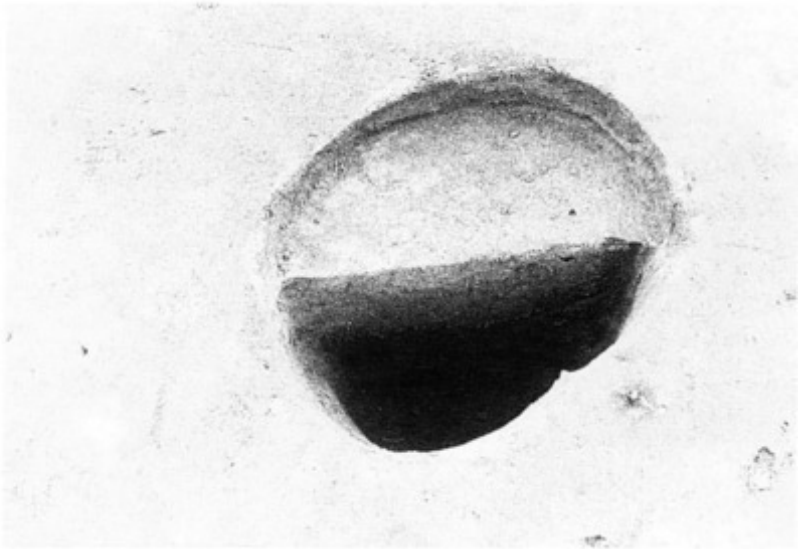

ＳＢ999
掘り方断面

図版 5

図版 6　上　ＳＢ998Ａ・Ｂ東門跡全景（東から）
下　ＳＢ998Ａ・Ｂ東門跡南半部（東から）
ＳＡ997Ａ布掘り

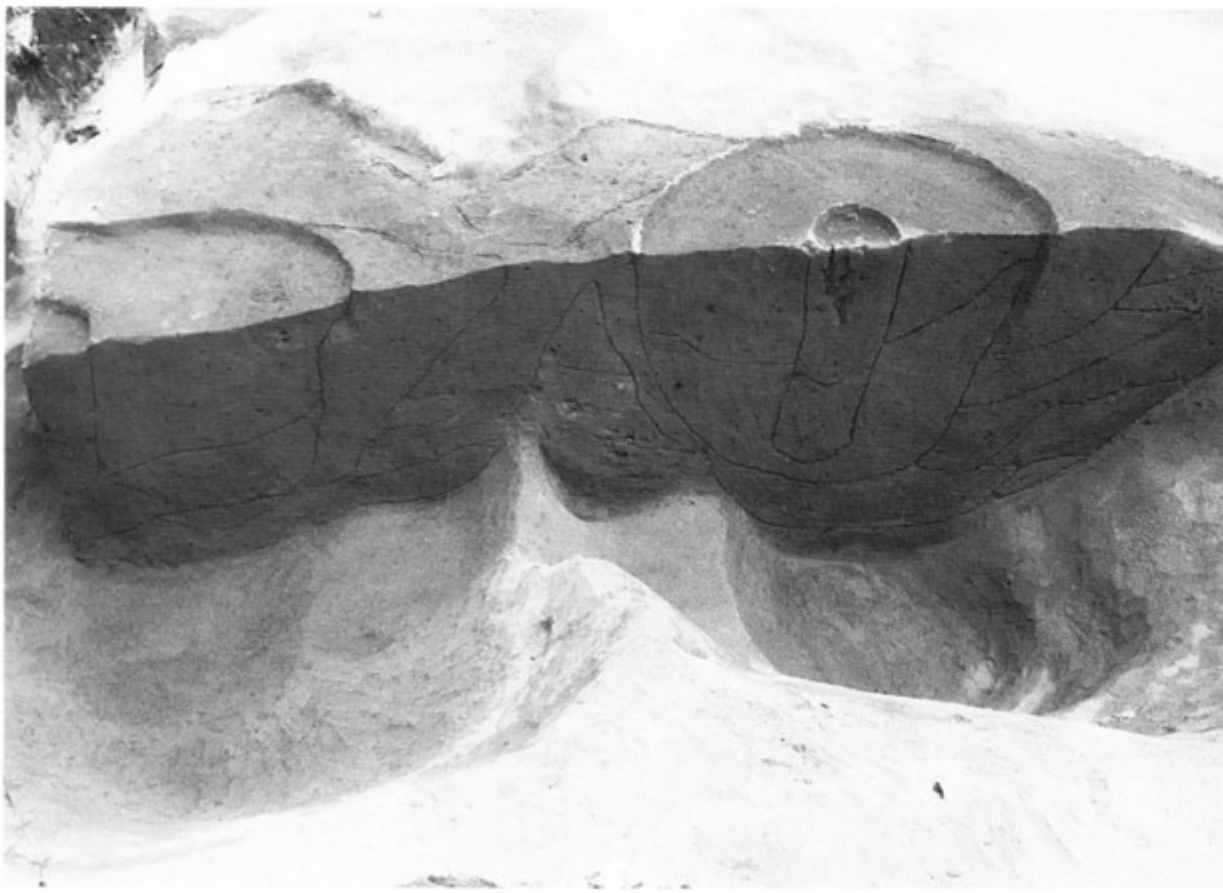

図版7　上・ＳＢ998Ａ・Ｂ東門跡（南から）
下・ＳＢ998Ａ・Ｂ東門跡掘り方断面（西桁列南２本）

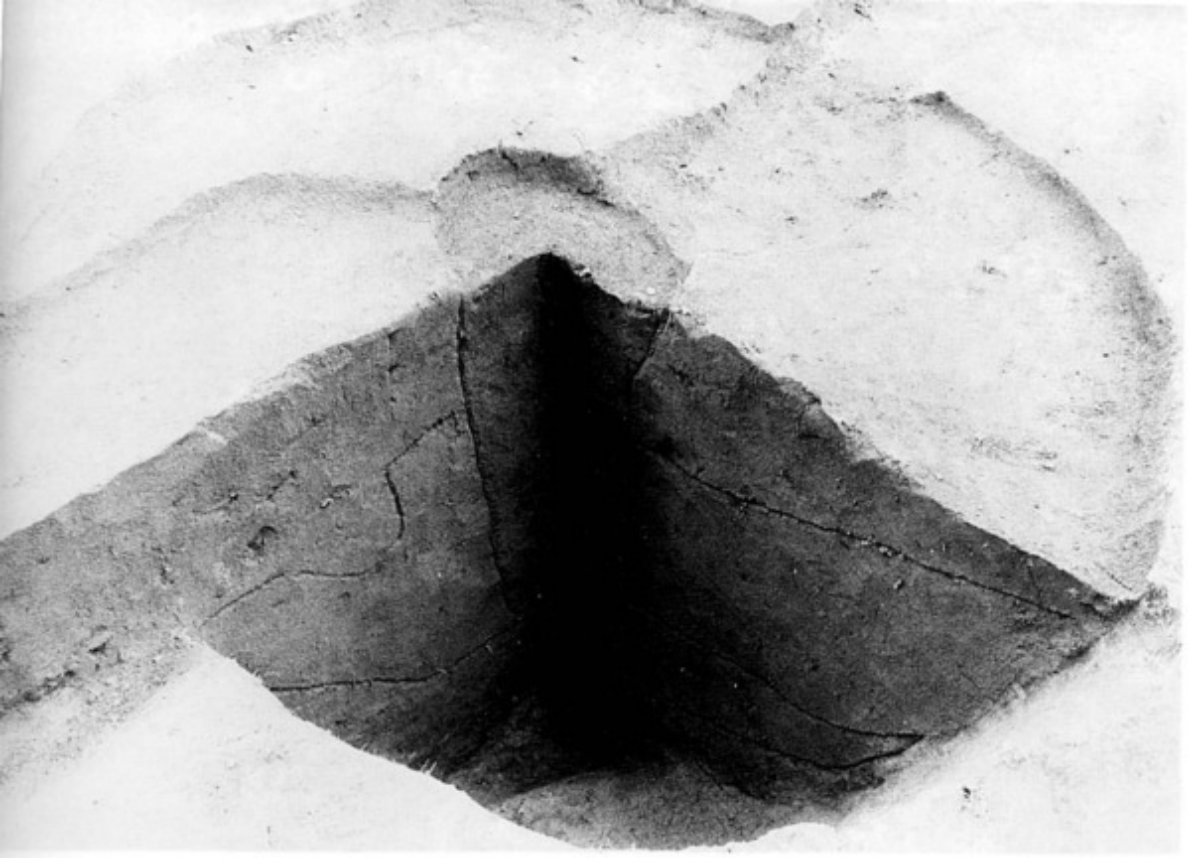

図版 8　上・ＳＢ998Ａ・Ｂ東門跡掘り方断面（南梁列中柱）
下・ＳＢ998Ａ・Ｂ東門跡掘り方断面（南梁列東柱）

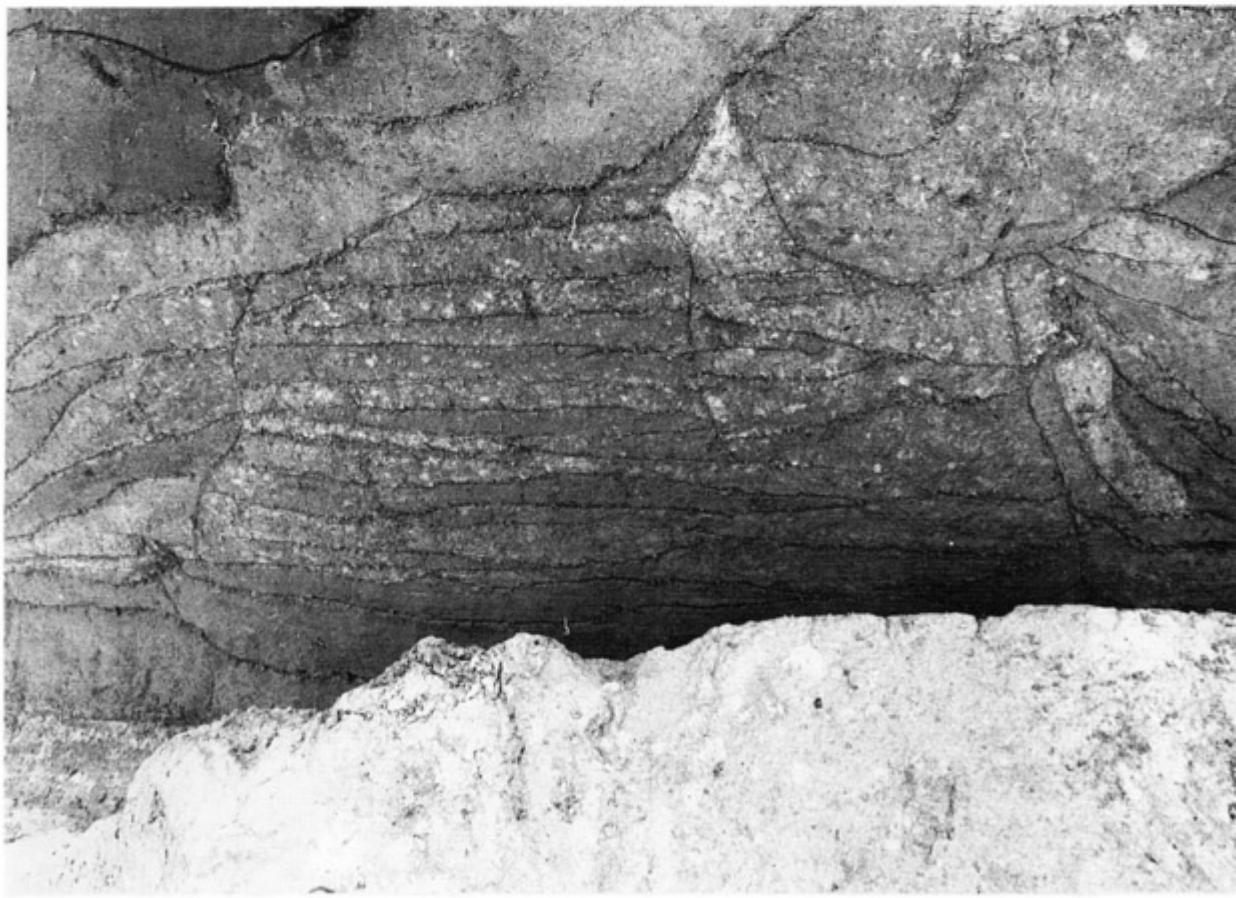

図版 9　上・ＳＦ1000Ａ・Ｂ築地（東から）
下・ＳＦ1000Ａ・Ｂ築地断面（調査区南壁）

図版10　上・ＳＢ1001建物跡身舎（南から）
下・ＳＢ1001建物跡身舎（東から）

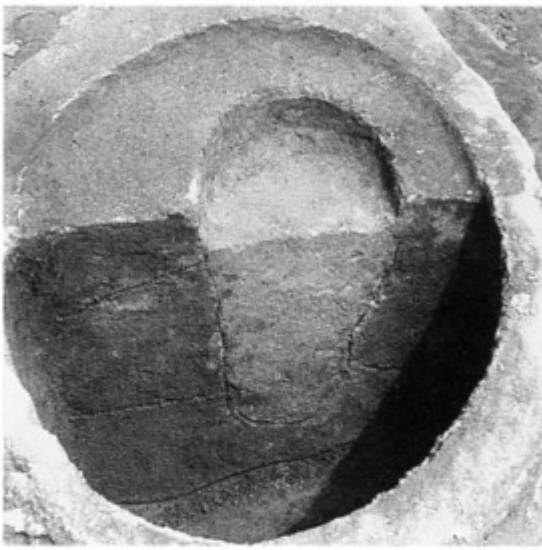

左：ＳＢ1001掘り方断面
右：ＳＢ1001庇掘り方断面

図版11

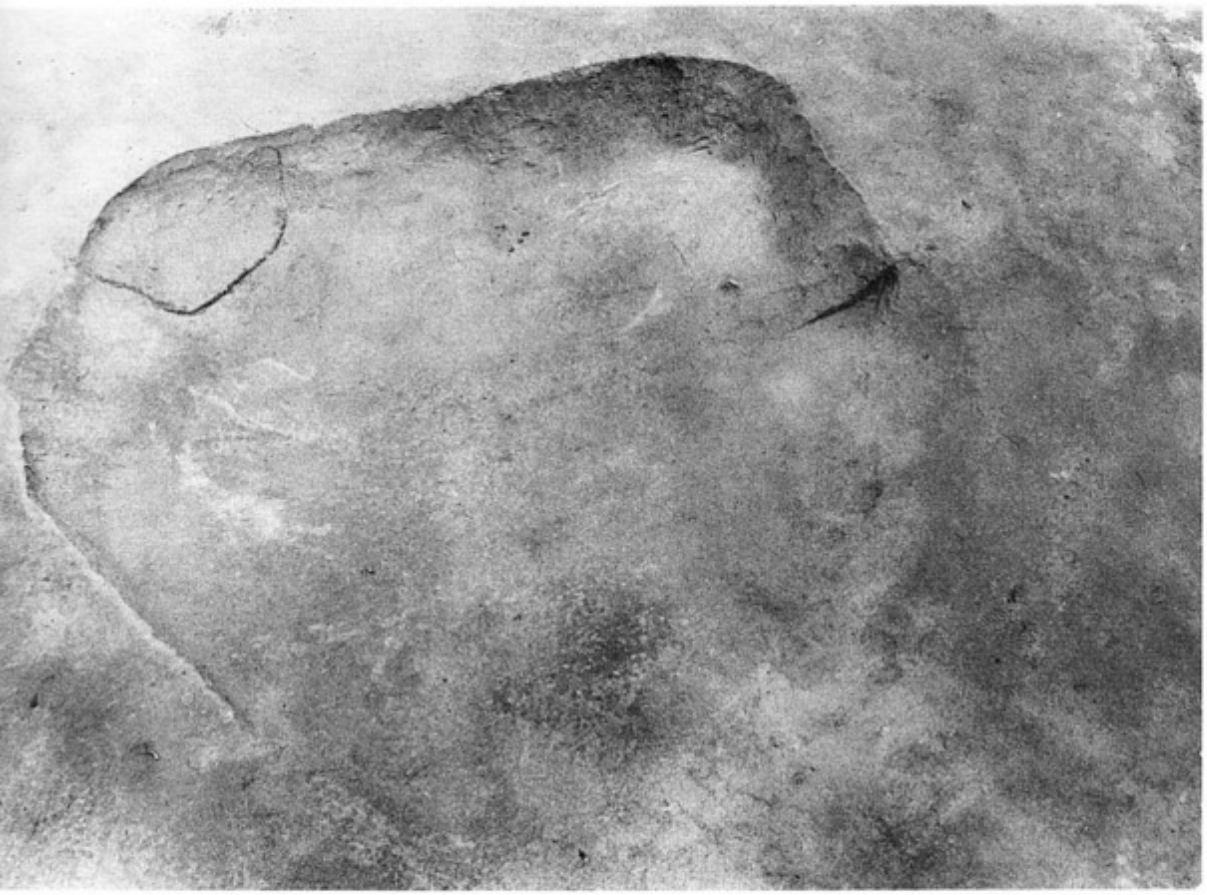

図版12　上・ＳＩ1002竪穴住居跡（西から）
下・ＳＩ1003竪穴住居跡（南から）

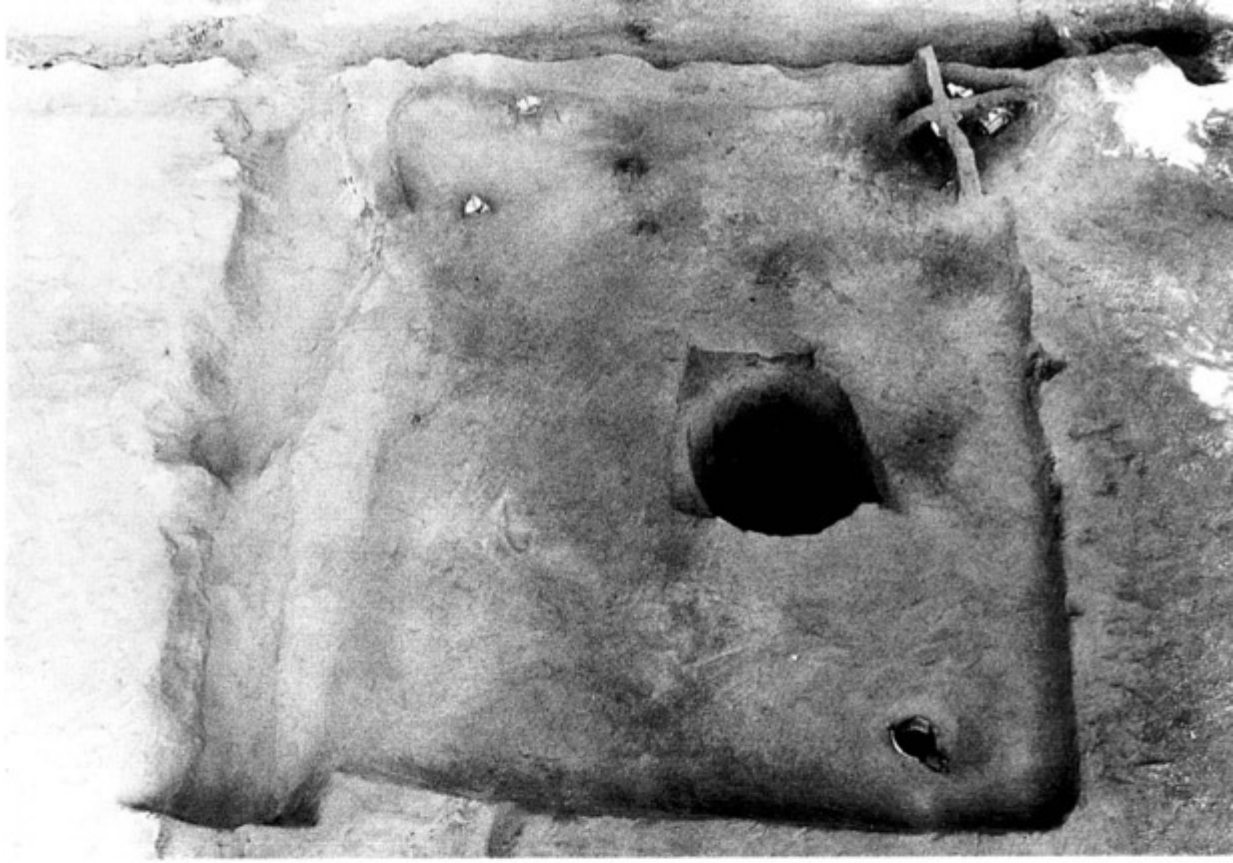

図版13　上・ＳＩ1004竪穴住居跡（南から）
下・ＳＩ1005竪穴住居跡（南から）

図版14　上・ＳＩ1006・1012・1007竪穴住居跡（南から）
下・ＳＩ1008竪穴住居跡（東から）

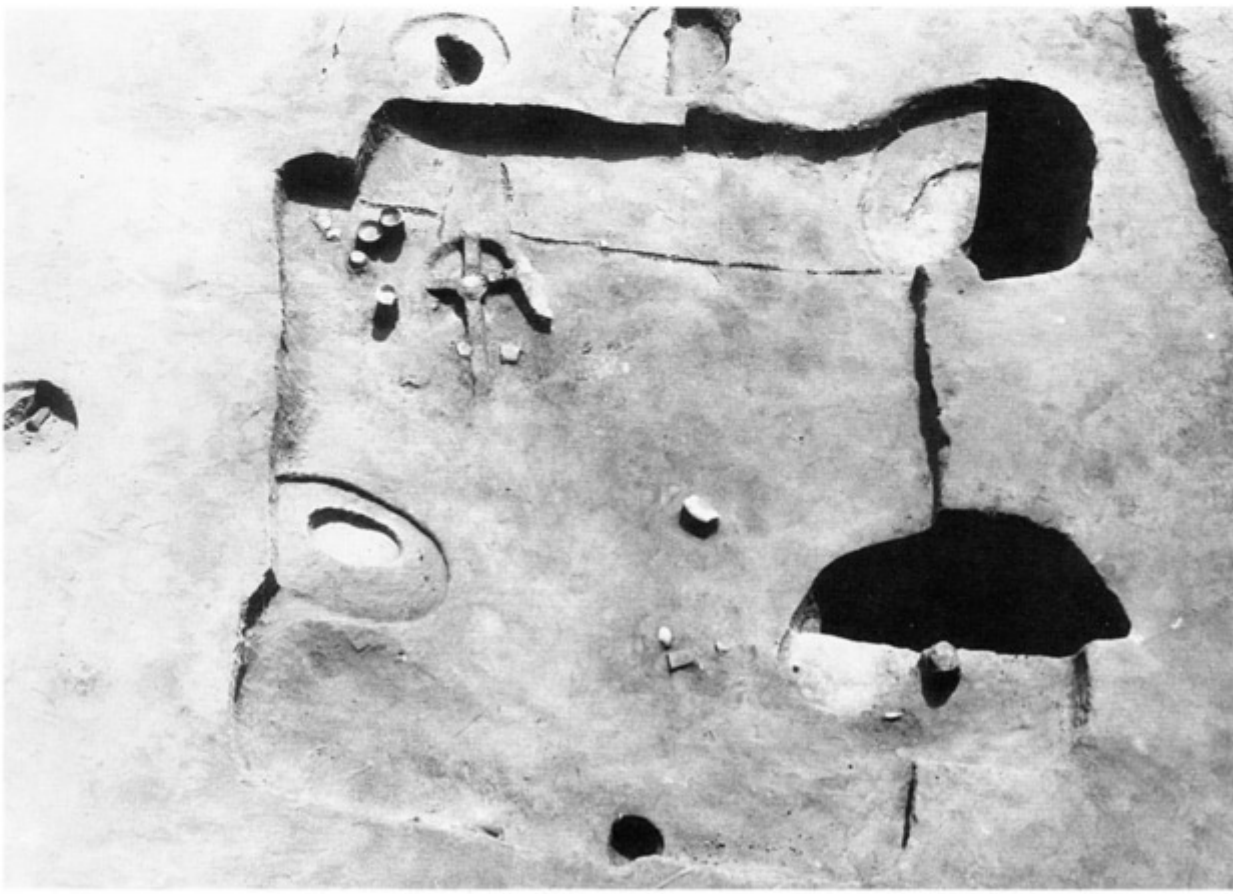

図版15　上・ＳＩ1009竪穴住居跡・ＳＫ1026・ＳＫ1033（東から）
下・ＳＩ1010・1011竪穴住居跡（西から）

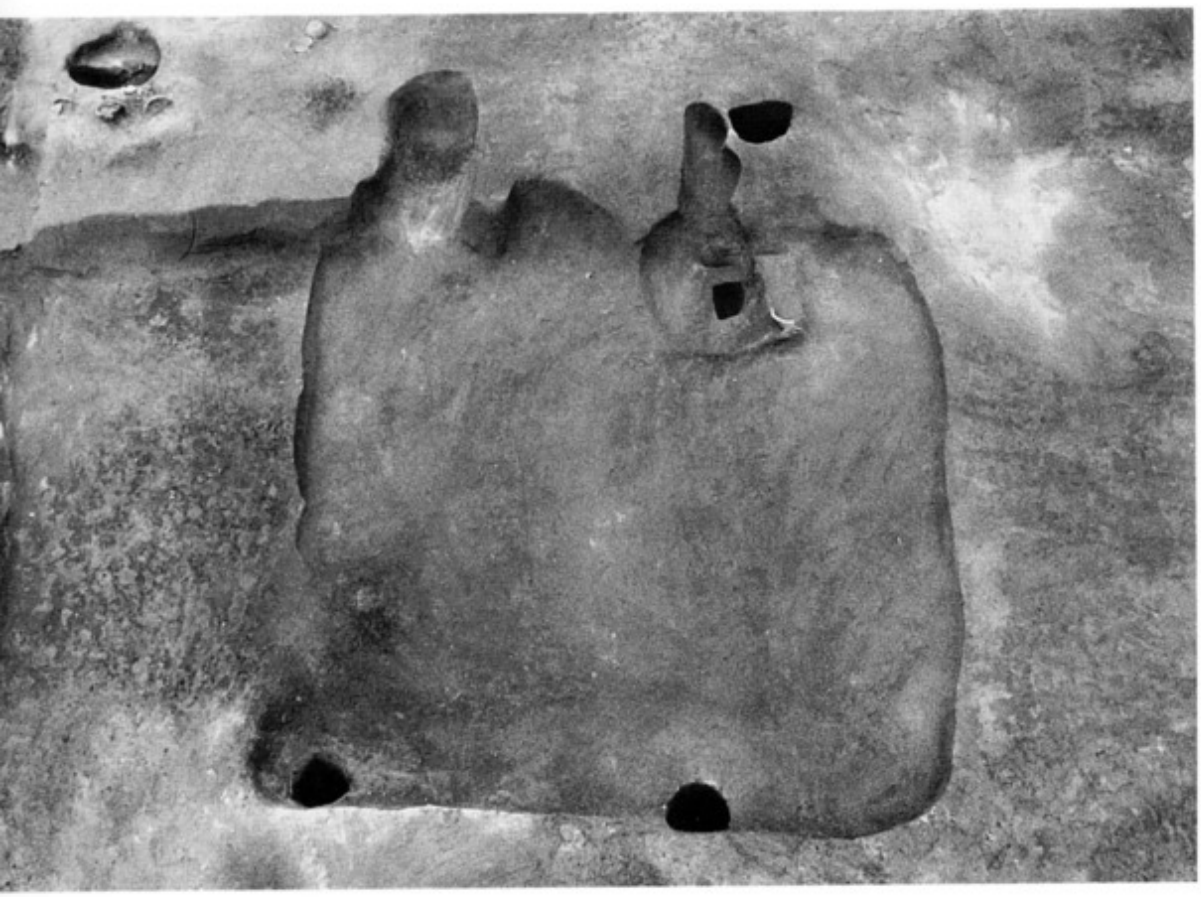

図版16　上・ＳＩ1013竪穴住居跡（南から）
下・ＳＩ1014竪穴住居跡（南から）

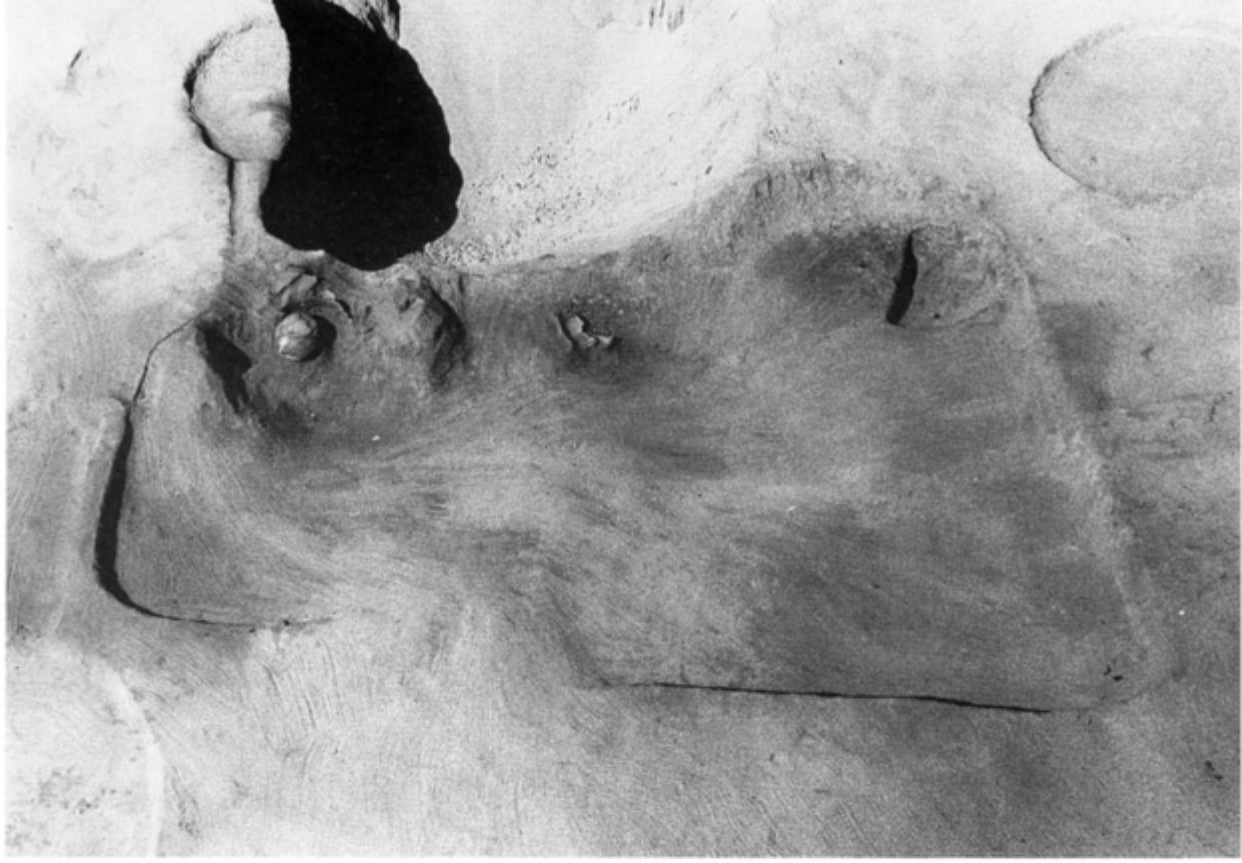

図版17　上・ＳＩ1015竪穴住居跡（南から）
下・ＳＩ1016竪穴住居跡（南から）

図版18　上・ＳＩ1019・1020竪穴住居跡・ＳＸ1034（西から）
下・ＳＩ1021竪穴住居跡（南から）

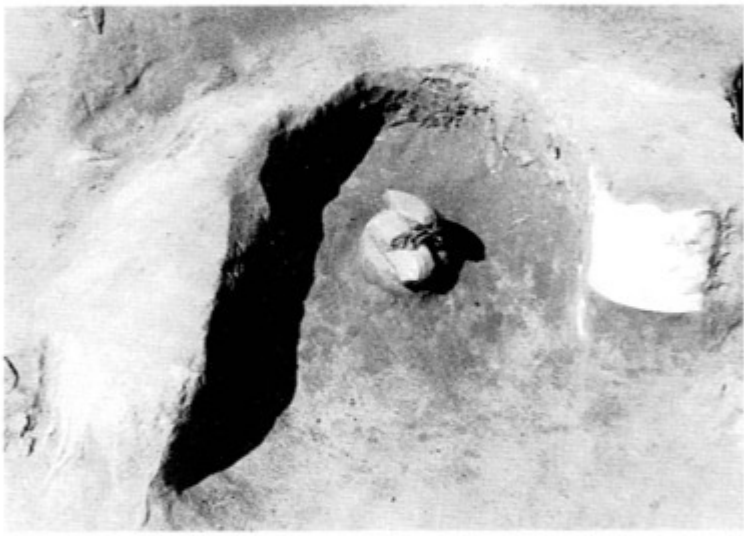

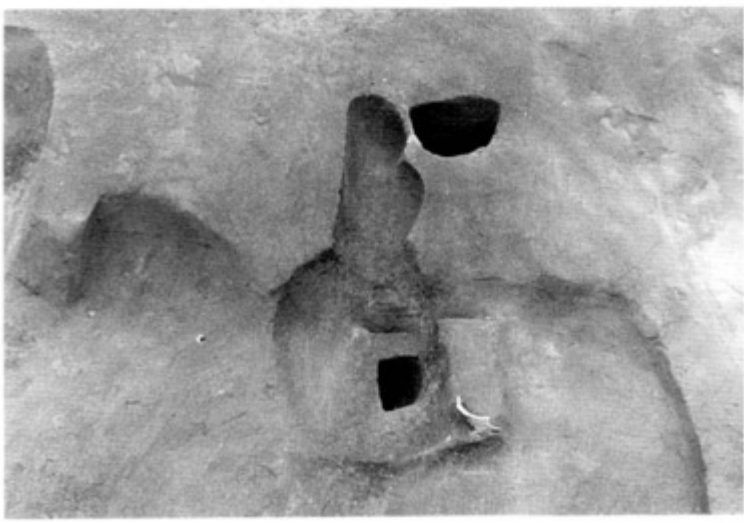

図版19　上・ＳＩ1022、1023
中左・ＳＩ1002カマド　中右・ＳＩ1013カマド
下左・ＳＩ1007カマド　下右・ＳＩ1014カマド

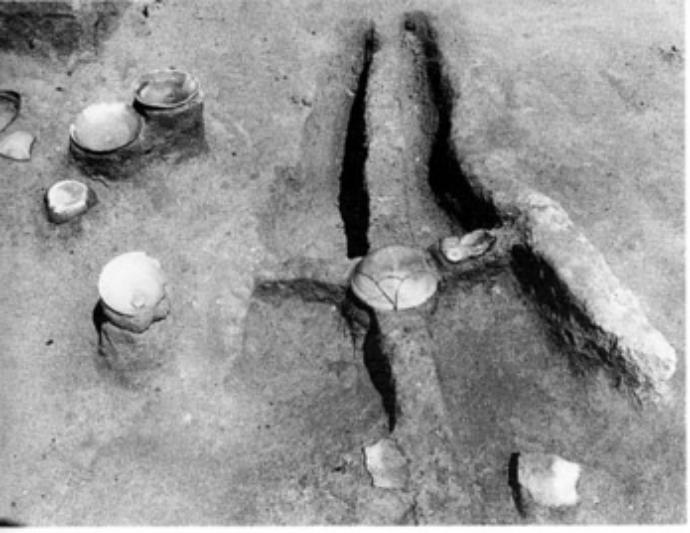

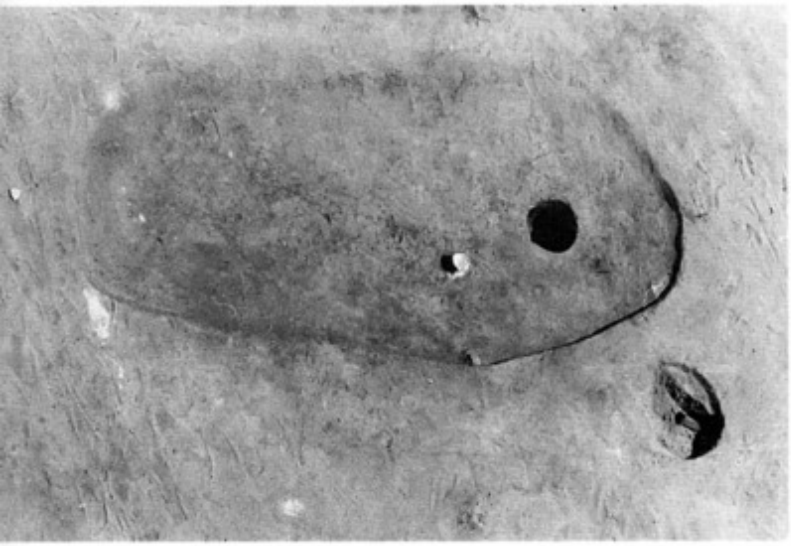

上左・ＳＩ1010カマド
上右・ＳＩ1020カマド
中・ＳＫ1025土壙
下・ＳＫ1026土器溜め

図版20

図版21　上・ＳＫ1027井戸状遺構（南から）
下・ＳＫ1027井戸状遺構断面

図版22　上・ＳＧ1031湿地全景（南から）
下・ＳＧ1031湿地全景・断面（北から）

1

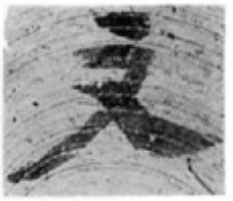
4

2

3

5

6

7

8

9

10

11

12

13

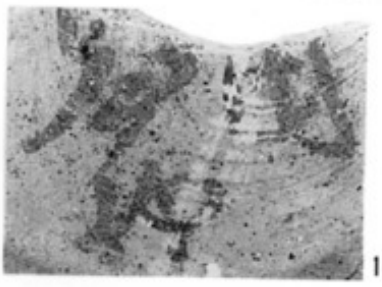
14

15

16

17

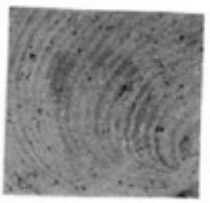
18

19

20

21

22

23

24

25

図版23　1～5　SD993～996溝出土
6～25　SB1001建物跡掘り方出土

1

2

3

4

5

6

9

7

8

10

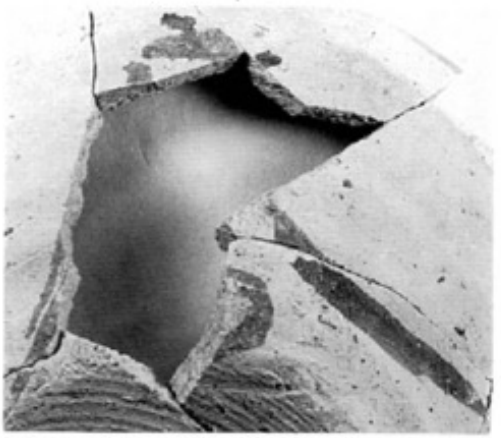

14

12

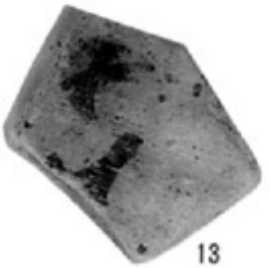
13

11

15

16

17

図版24　ＳＩ1002竪穴住居跡出土

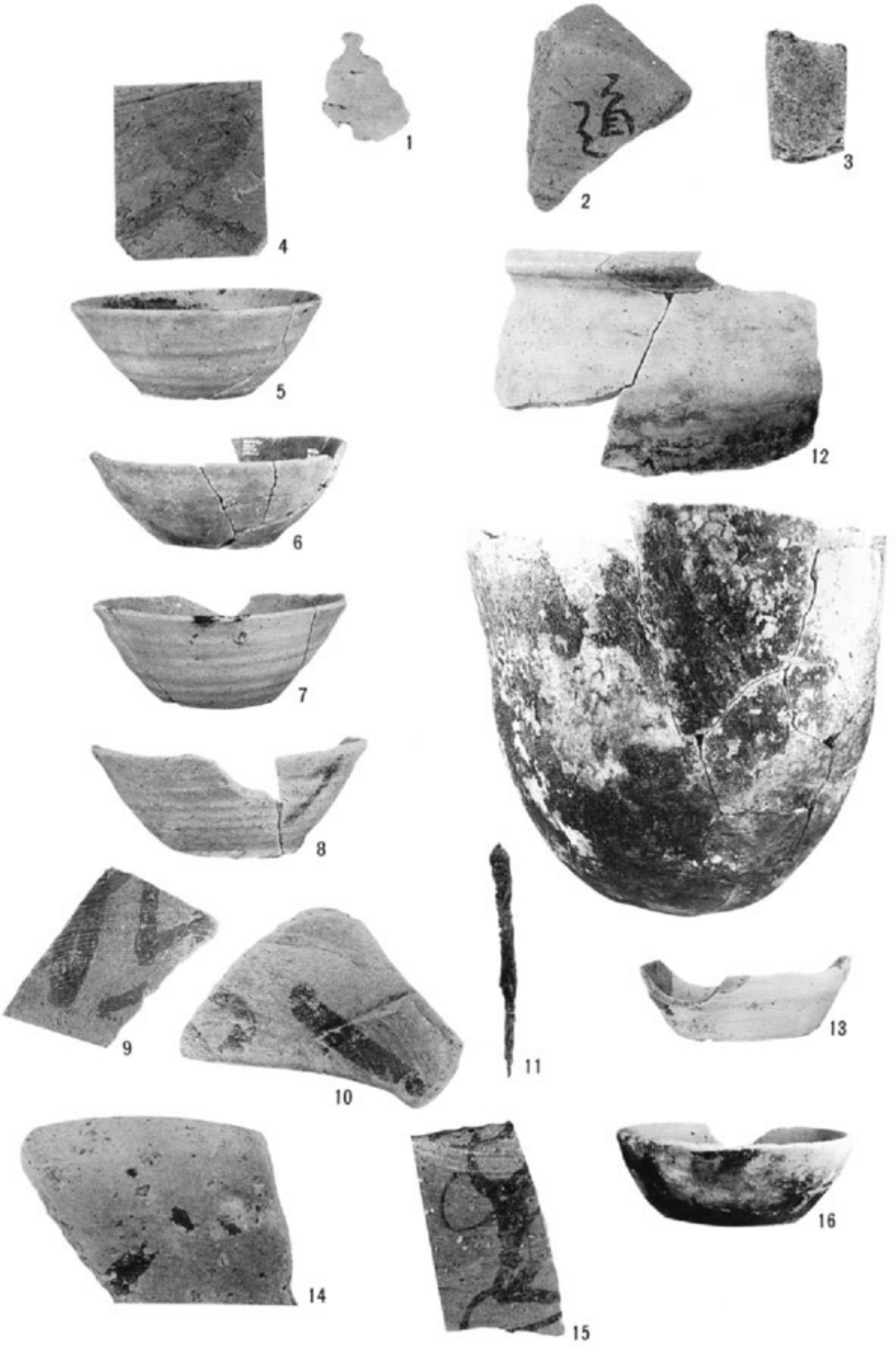

図版25　ＳＩ1003～1007竪穴住居跡出土

1

2

3

4

5

6

7

8

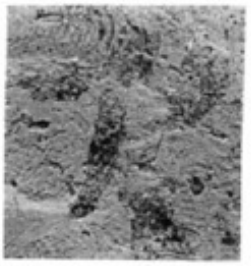

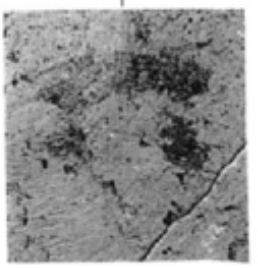

9

10

11

12

14

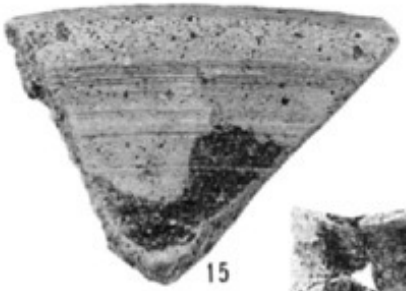
15

13

16

17

1～5　SI1009竪穴住居跡出土
6～17　SI1010～1012竪穴住居跡出土

図版26

図版27　S I 1013・1015～1017竪穴住居跡出土

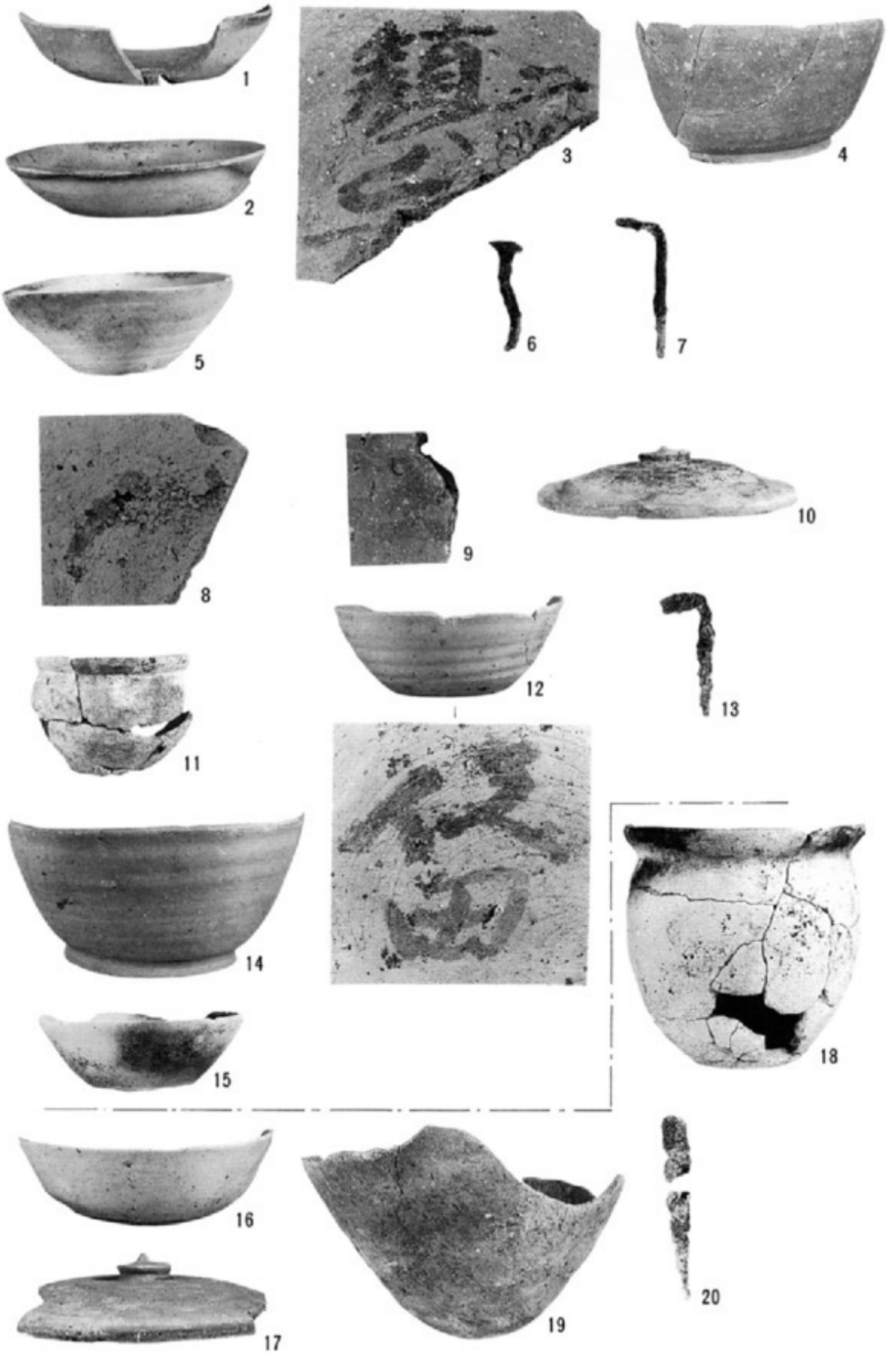

図版28　1～15　ＳＩ1019・1020・1021 竪穴住居跡出土
16～20　ＳＩ1022竪穴住居跡出土

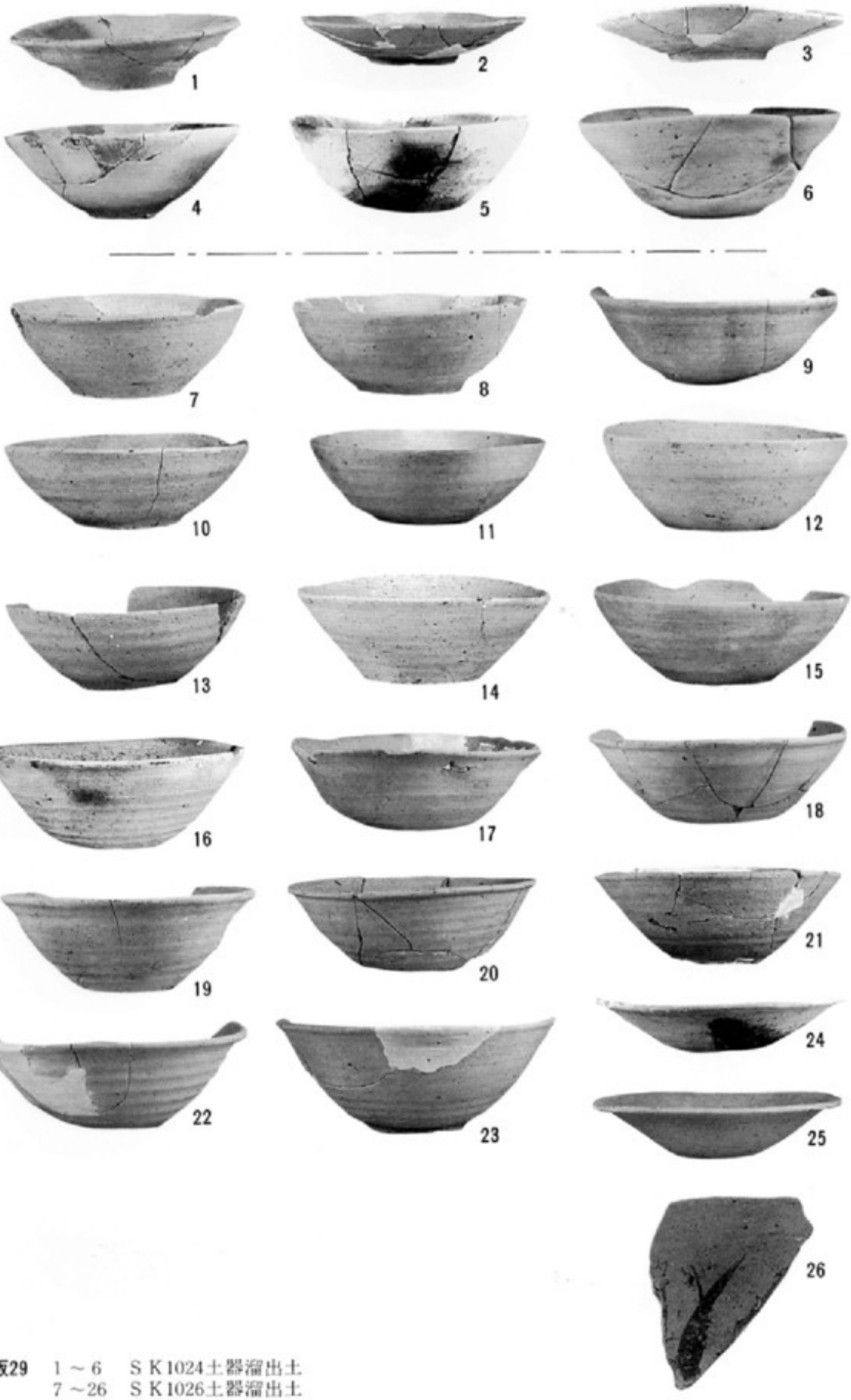

図版29　1～6　SK1024土器溜出土
7～26　SK1026土器溜出土

1

2

4

5

3

6

7

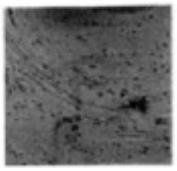

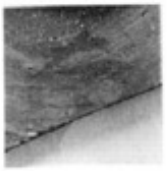

9

10

8

12

13

11

15

14

17

16

図版30　ＳＫ1027井戸状遺構出土

18

19

20

21

22

23

24

図版31　18・19　ＳＫ1027出土
20～24　ＳＸ1034土器溜，ＳＸ1035焼土遺構出土

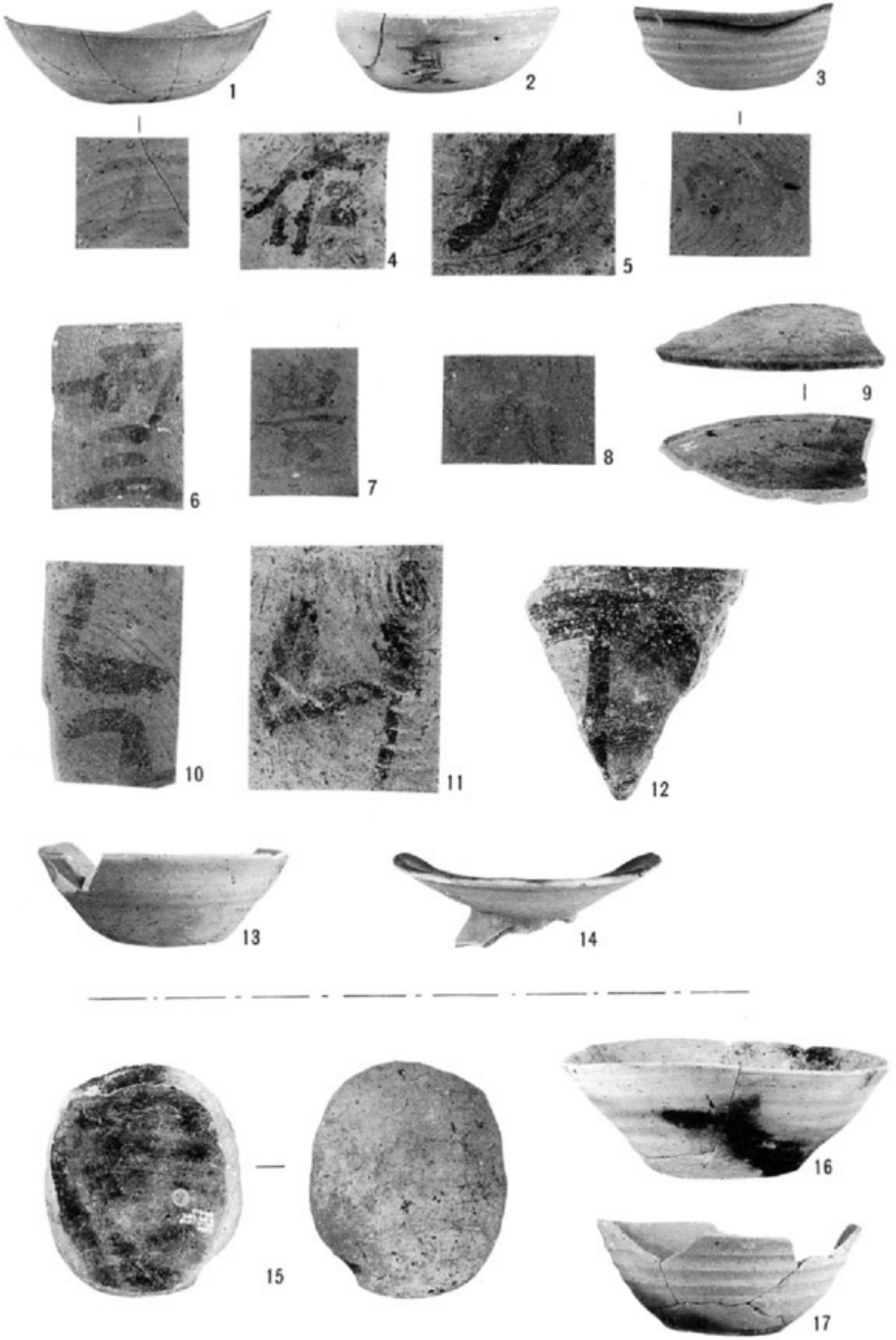

図版32　1～14　①グラウンド造成土　②旧耕作土出土および表採
15～17　③黄褐色砂層出土

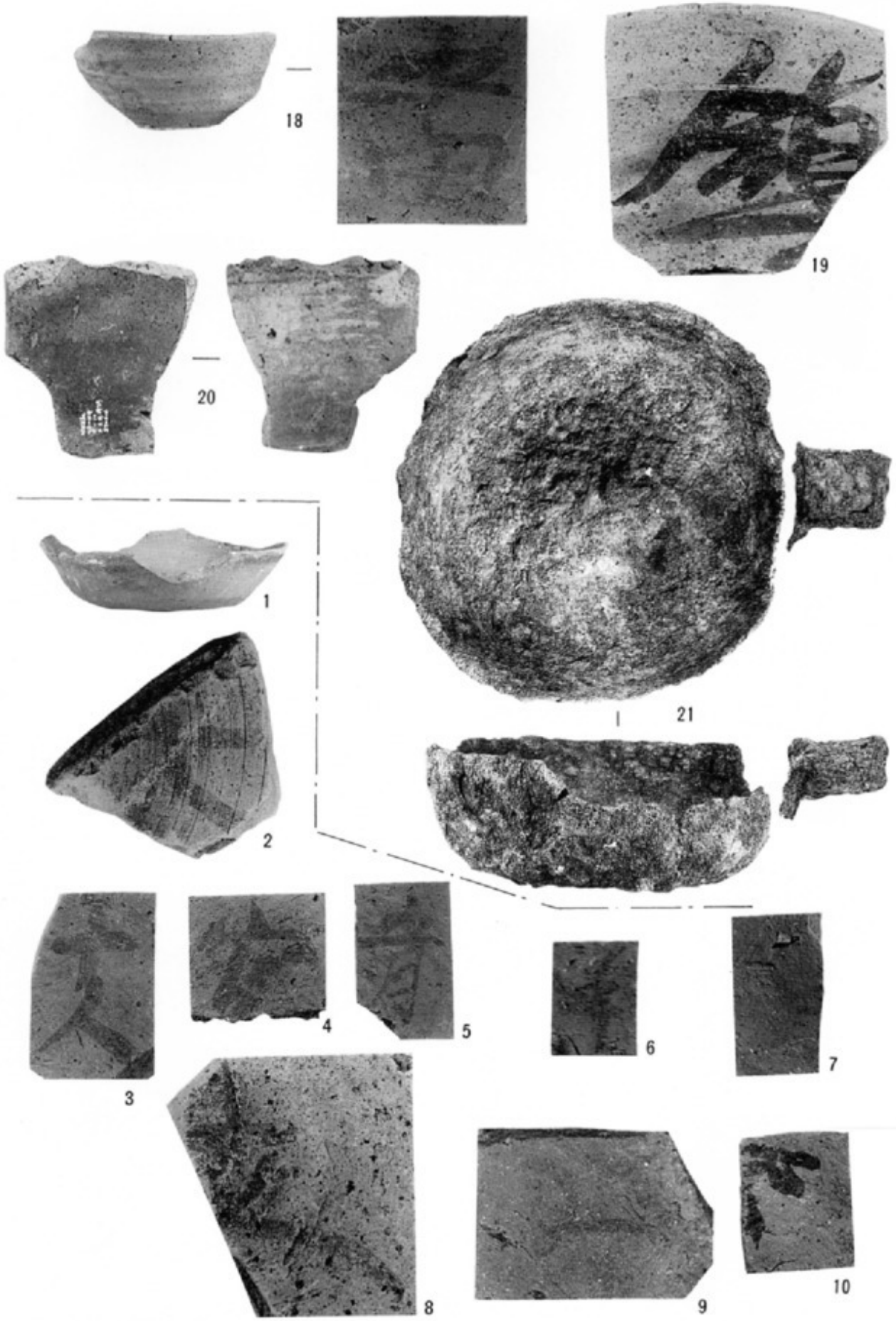

図版33　18～21　③黄褐色砂層出土
1～10　④褐色砂層出土

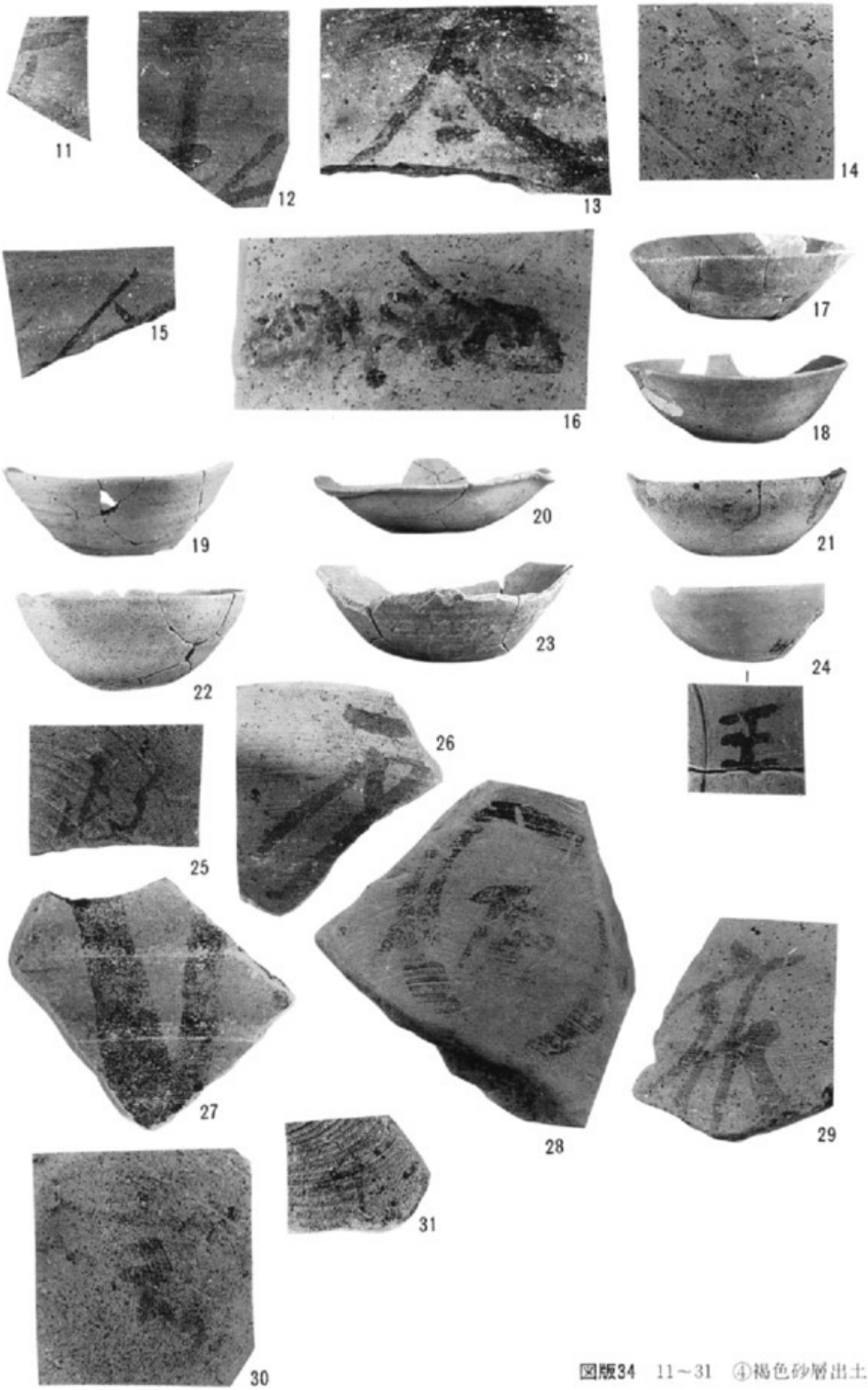

図版34　11～31　④褐色砂層出土

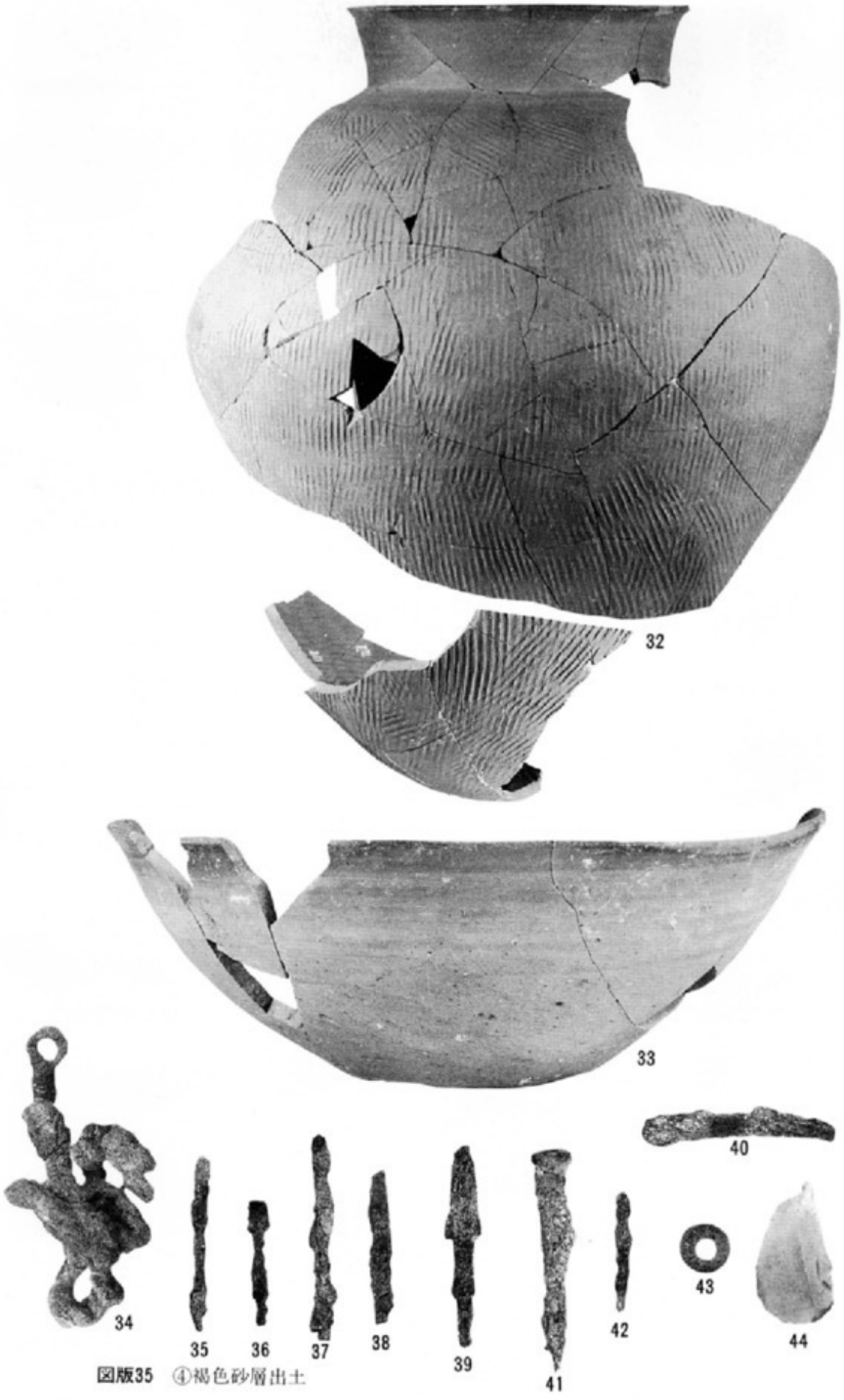

図版35　④褐色砂層出土

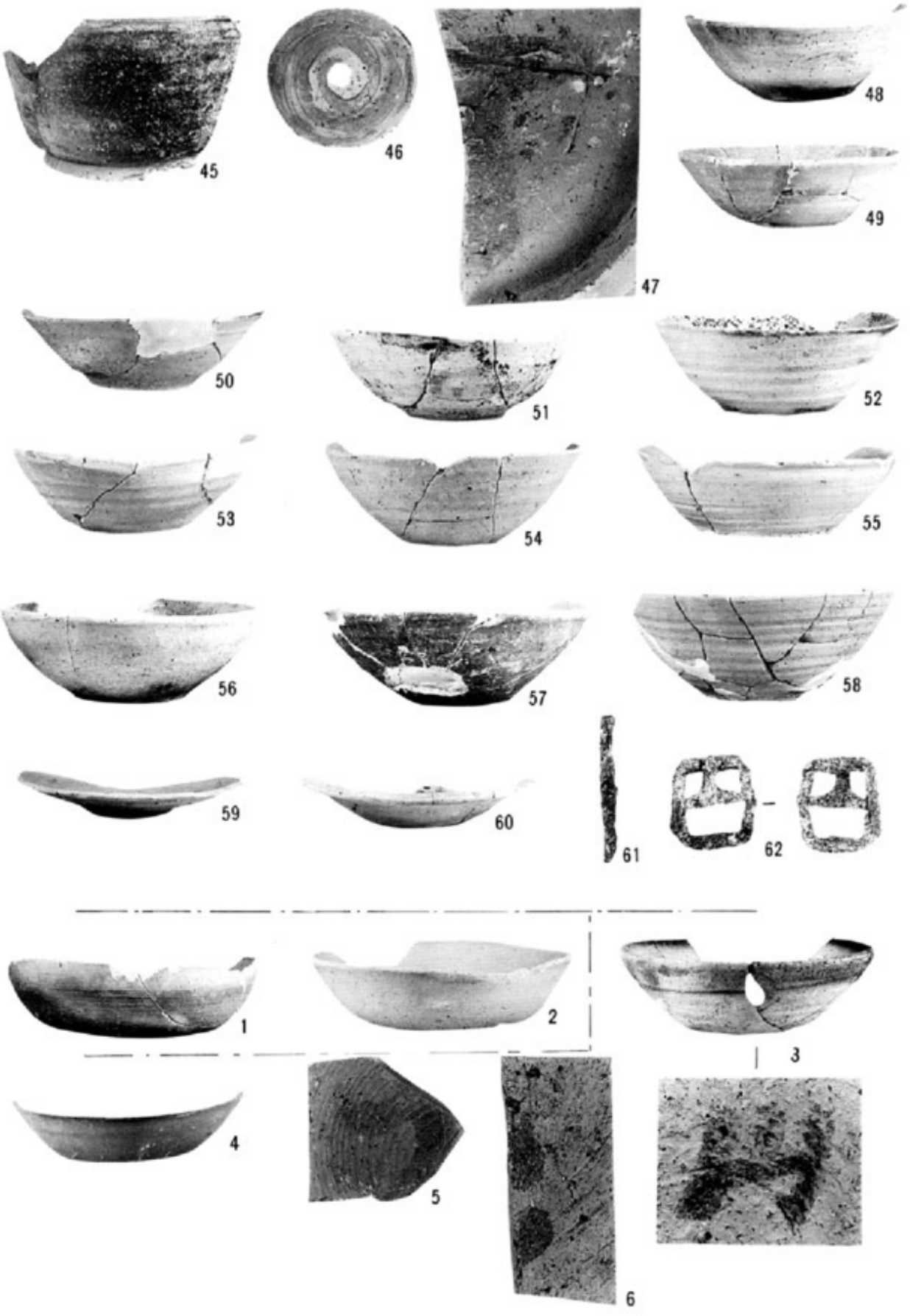

図版36　45～62　⑤暗褐色砂層出土
1・2　⑥赤褐色粘土層出土　3～6　⑦焼土・炭化物層出土

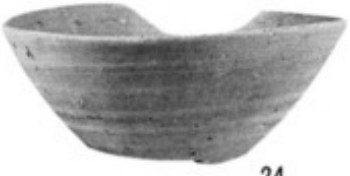

図版37　⑦焼土・炭化物層出土

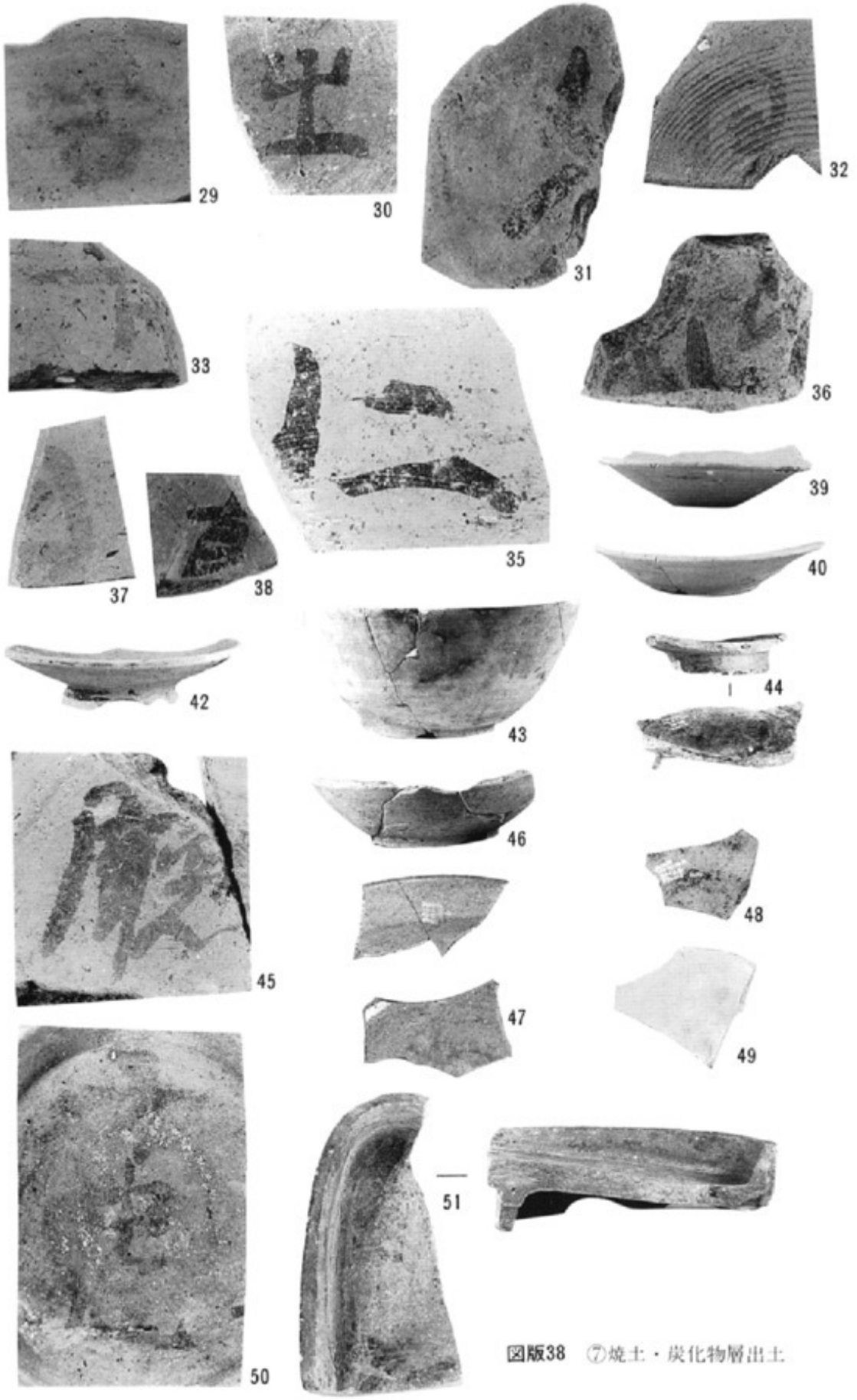

図版38　⑦焼土・炭化物層出土

52

53

54

55

56

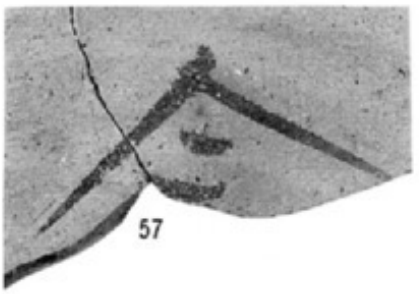
57

58

59

60

61

1

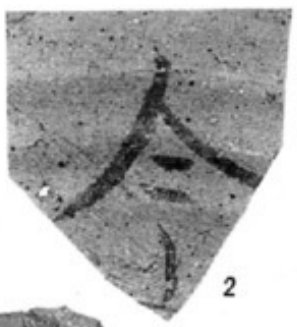
2

3

4

図版39　52～55　⑦焼土・炭化物層出土
56～61　⑧黒色砂層出土
1～4　⑨灰褐色砂層出土

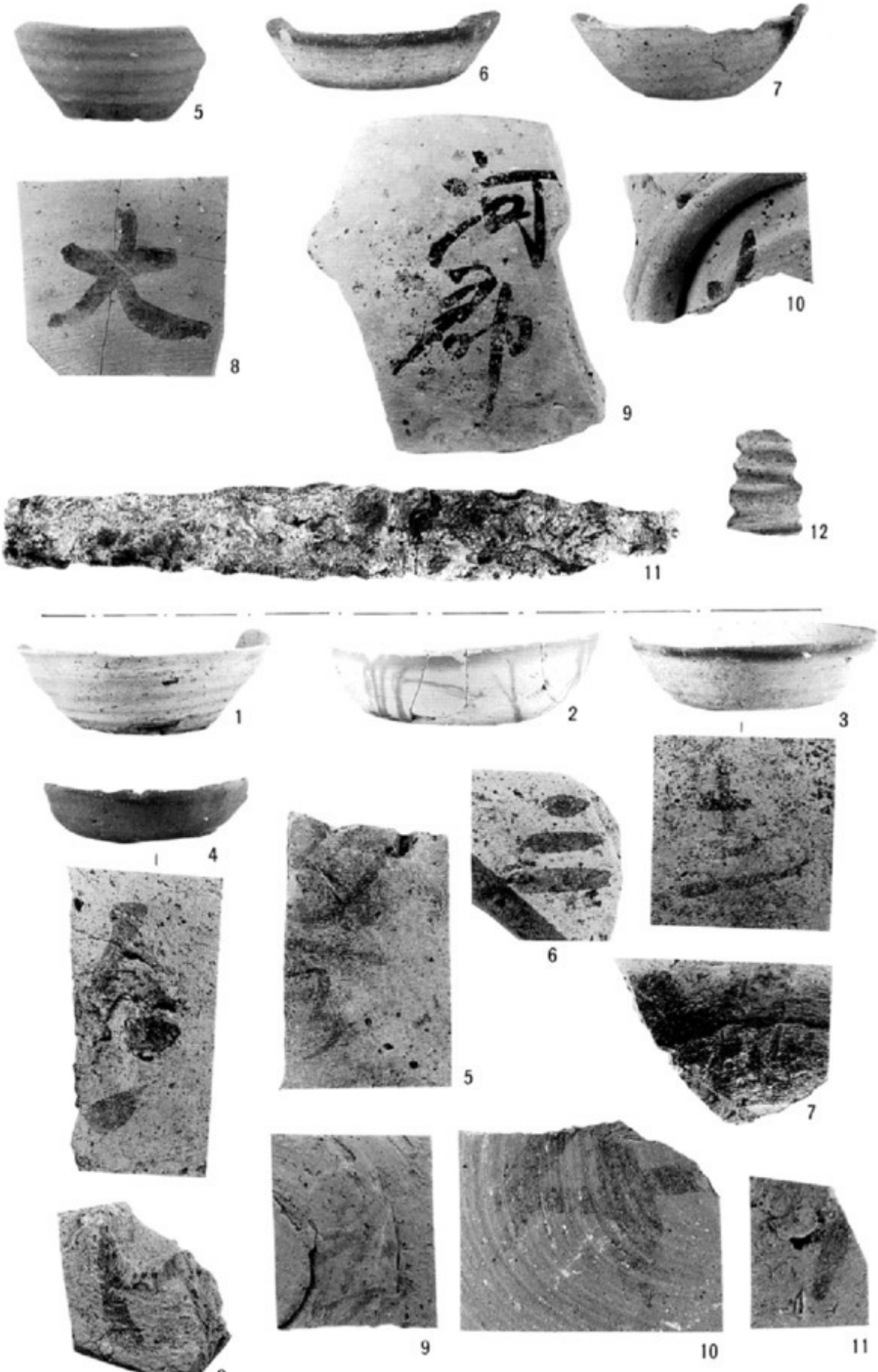

図版40　5～12　⑨灰褐色砂層出土
1～11　⑩褐色砂層出土

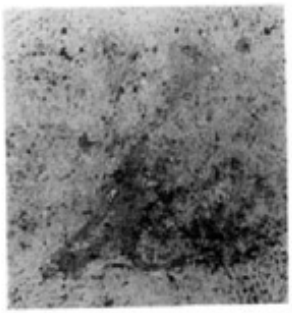
12

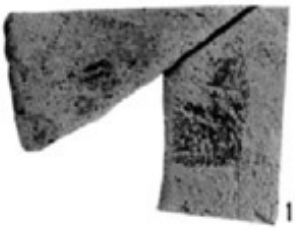
13

14

15

16

17

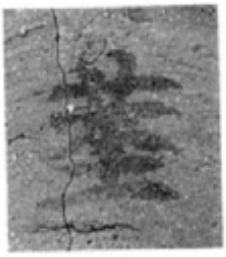
18

19

20

23

22

21

26

25

24

28

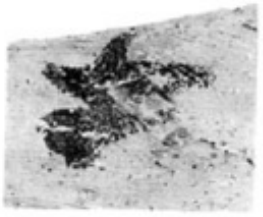
29

27

30

31

32

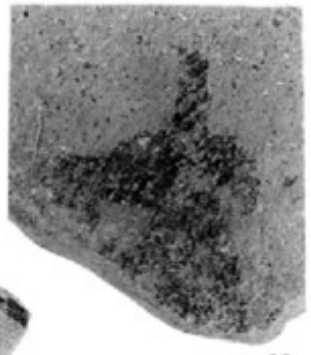
35

33

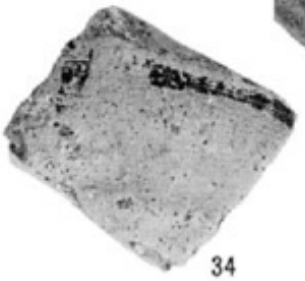
34

図版41　⑩褐色砂層出土

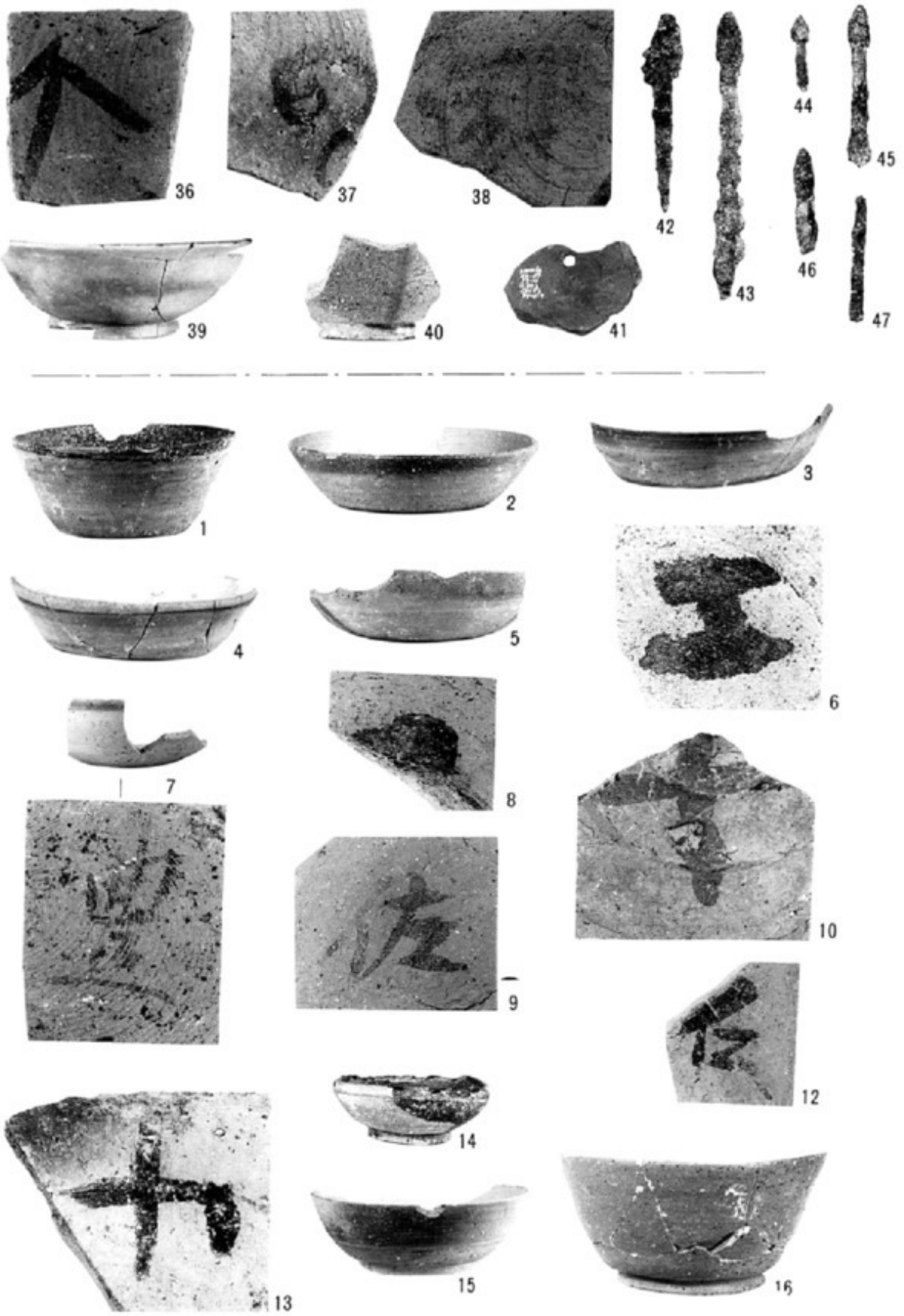

図版42　36～47　⑩褐色砂層出土
1～16　⑪暗褐色砂層出土

17

18

19

20

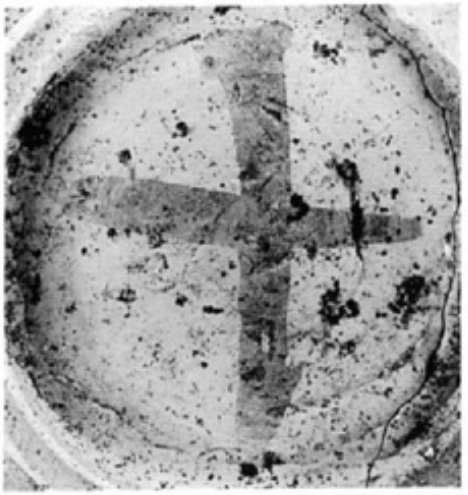

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

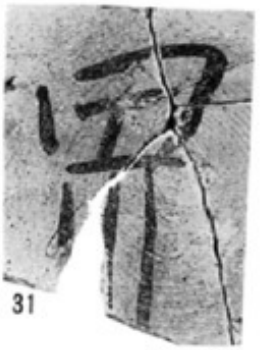
31

33

32

34

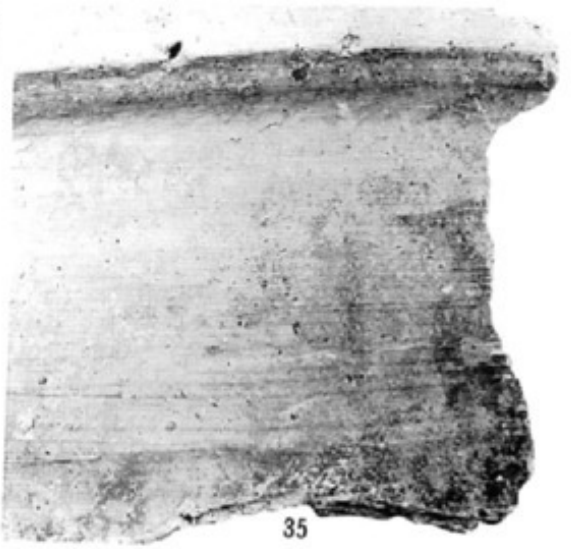
35

36

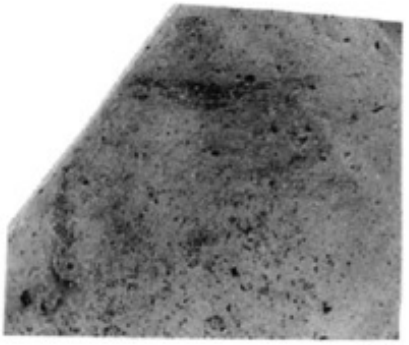
37

図版43　⑪暗褐色砂層出土

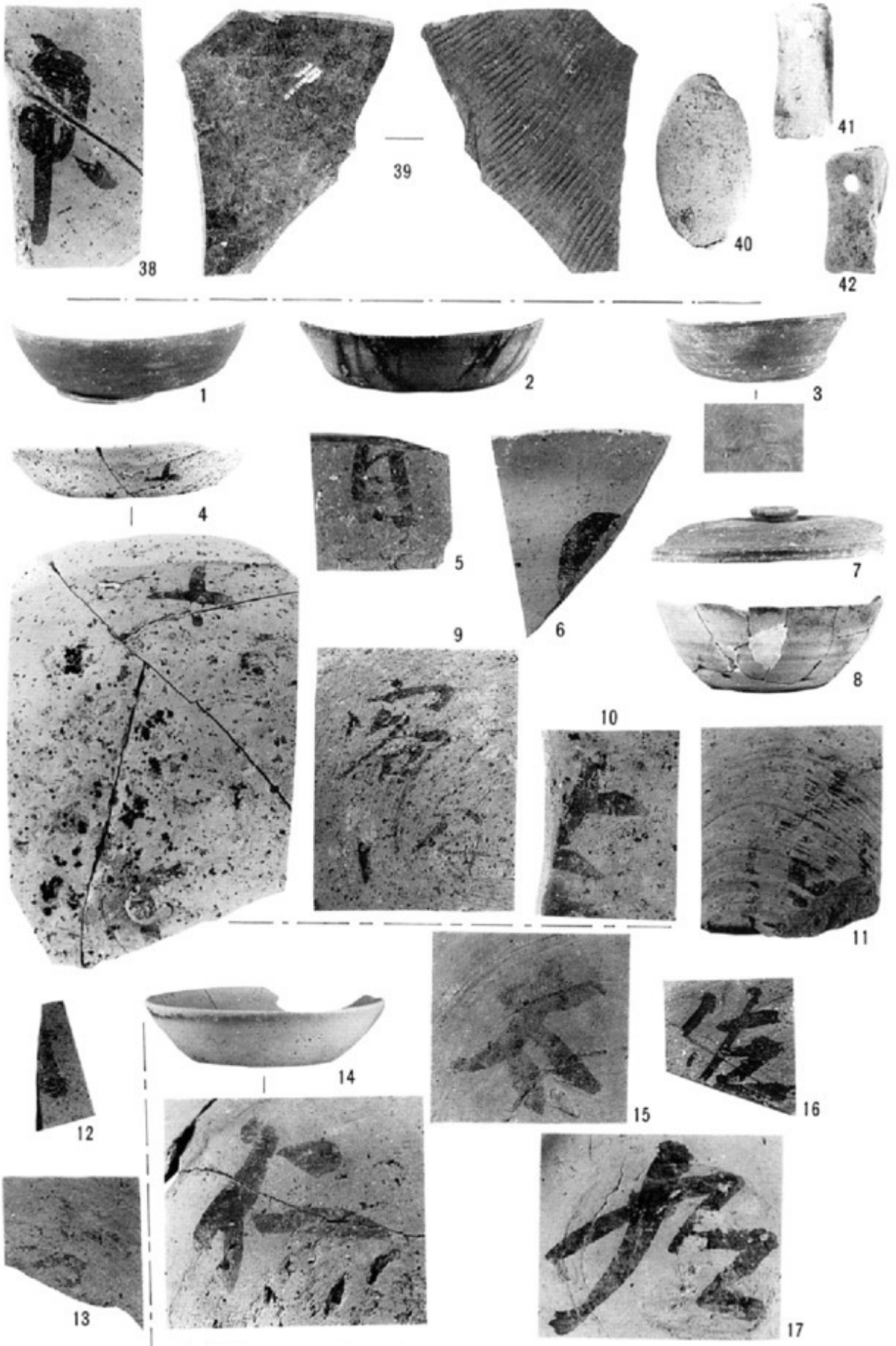

図版44　38～42　⑪暗褐色砂層出土
1～13　⑫灰黄色砂層出土　14～17　⑬赤褐色粘土層出土

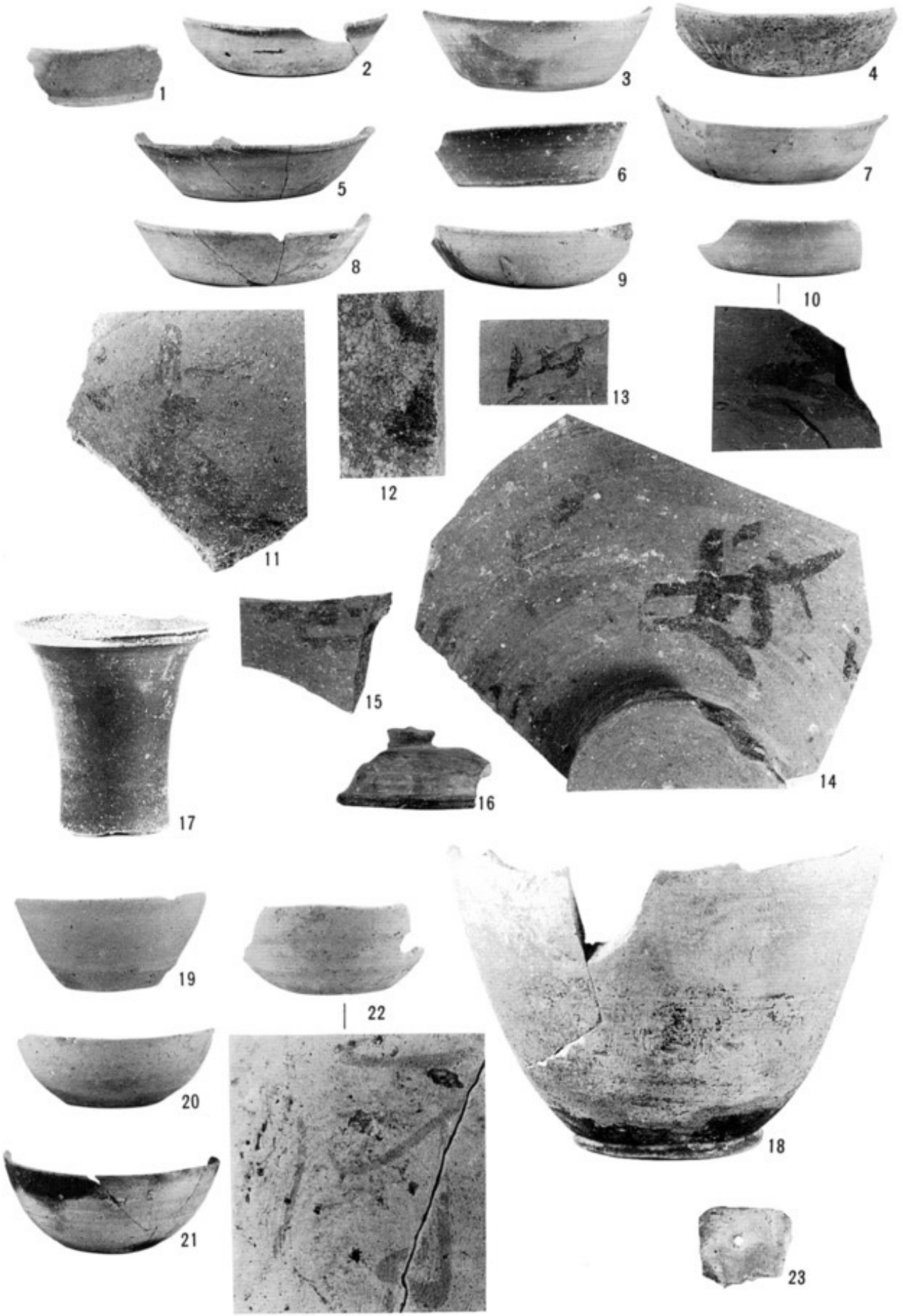

図版45　⑭灰黒(褐)色粘土層出土

秋田城跡第五四次調査地出土の漆紙文書
―「（出羽国）大帳案」様文書―

国立歴史民俗博物館
平川南

一、釈文

口 ×
口 陸 ×
口 伍 小 子
口 貳 年十七
口 〃壹 年十六

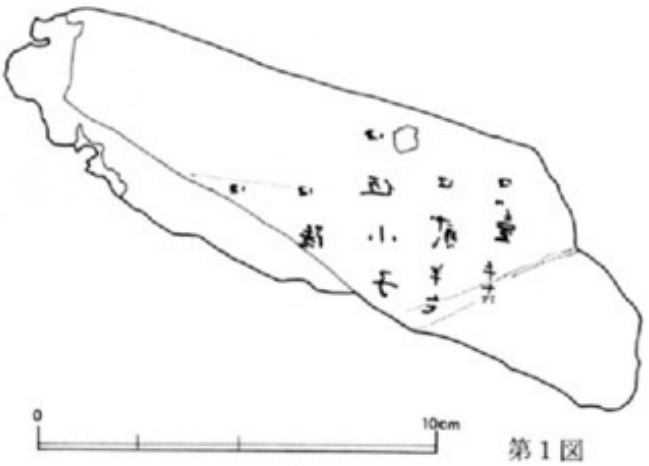

第1図

二、形状

本漆紙は内側に多量の漆液を包み込むように二つ折り状態で廃棄されたと思われる。〝ふた紙〟の周辺部は折りかえり、厚く漆が付着している。形状として特異なのは、通常、折りたたんだふた紙を展開すれば円形を呈するのであるが、この場合半円に近い状態となっていることである。推定径は約十八cm前後となる。詳細に観察すると、刃物で切断されており、切断面に漆液が付着していないことから考えて、ふた紙として漆液に密着させ、やや生乾きの状態で半円に近い形に切断したものと推測される。

漆液を厚く付着させたまま、内側に包み込むような廃棄の仕方は政庁北辺築地外側で発見された第二・三号文書と類似している。現状で内側には多量の土砂も含まれており（永嶋正春氏のX線透過写真による観察）、重量は三〇・六gである。

文字は現状では左文字で確認できる。調査当初、四行目の「貳」以下と五行目の「口」以下は文字が不鮮明であった。ところが「口伍小子」の「子」の部分を反対面から正字で墨痕鮮やかに確認できたことから、この漆紙文書は一紙であり、左文字部分は墨痕が滲み出た状態で見えており、紙の保存は良好であることが判明した。すなわち、このことから左文字で不鮮明な部分は表面を削ることにより文字を鮮明に確認できるはずである。削り取り作業を行った結果「口貳年十七」「口〃壹年十六」の二行を解読することができた。

三、内容

確認出来る文字はわずか五行十七文字、書体は楷書で、一文字の大きさは約七～八mmである。行間寸法は次のとおりである。

口 ×
口 陸 ×
口 伍 小 子
口 貳 年十七
口 〃壹 年十六

1.6 1.8 1.8 1.6

各行間は一・八cmをはかり、一・六cmの部分は一段下げた内訳部

分（のちに触れる『延喜式』の大帳式では割書部分に相当する）と判断できるであろう。下端は各行の途中で斜めに切断されているので不明であるが、各行の上部は全く文字がなく、余白となっている。

数字は「陸」「伍」「貳」「壹」と大字を用いている。

以上の点から考えて、本文書の性格は公文のうちでも口数の統計的文書と推測できるであろう。

本文書に最も近似したものは、『延喜主計式』にみえる大帳式と正倉院文書中の阿波国計帳と称される文書である。

まず、延喜式の大帳式の関係部分を抜粋すると次のとおりである。

（前略）

都合今年計帳新旧定見戸若干欠（乗）去年若干

戸若干不課

戸若干舊

戸若干新

（略）

戸若干賓人

戸若干耆老

戸若干小子（年十七若干　年十六若干）

戸若干寡婦

戸若干課

（略）

去年計帳定口若干

口若干不課

口若干死亡

（略）

口若干入課

口若干見在

口若干男

口若干八位已上

口若干伴部

口若干帳内

口若干耆老

口若干小子（年十七若干　年十六若干）

口若干篤疾

口若干廃疾

口若干放賤従良

口若干女

（略）

口若干課

（略）

口若干入不課

口若干見在

（略）

去年帳後已來新附口若干

口若干不課

口若干男

口若干八位已上

口若干耆老

口若干小子 年十七若干 年十六若干

口若干篤疾

口若干廃疾

（下略）

「小子 年十七若干 年十六若干」は本文書の

「口伍小子

口貳 年十七

口〃壹 年十六」の部分に相当するであろう。

大帳式は各郡ごとと国全体の総計部分から構成されている。本文書の小子の口数の少なさからいえば、各郡ごとの集計のうちの「去年帳後已来新附」の部分に該当しようか。

この小子の年齢について、『続日本紀』天平宝字元年（七五五）四月辛巳（四日）条によれば、中男が従来の十七歳から十八歳に新たに引き上げられたのに伴い、小子は大宝・養老両令において四歳～十六歳と規定されていたが、ここで四歳～十七歳に改定された。本文書において、とくに十七・十六歳の小子のみ年齢別口数が記載されているのは、彼らが進丁（進中男）直前で、その口数の動向は国家にとって重要な関心事であったからである。なお、「伍」の内訳が「貳」と「壹」で合計数が合わないが、「壹」の右肩の黒点がその誤記であることを示す校合を行った痕跡と思われる。

このような点から考えて、本文書はわずか数行の断簡であるが『延喜主計式』にみえる大帳式に該当するとみてよいであろう。

この大帳式を参照すれば、「口伍小子」の前二行は一段下げて記載していることから、この内訳は耆老の部分ではないかと推測される。耆老は大宝・養老両令によれば、老（六一～六五歳）、耆（六六歳以上）と規定されている〔天平宝字二年には老（六〇～六四歳）、耆（六五歳以上）に改定〕。したがって本文書の内訳は老と耆のそれぞれの口数を記しているのではないか。

参考までに、小子および耆老の内訳について、平安末期の史料であるが、九條家冊子本中右記の裏文書として知られる保安元年（一一二〇年）の摂津国大計帳案の該当部分をあげておこう。

□仟伍佰參拾貳　耆老
□貳仟柒拾貳　小子
□佰捌拾貳　年拾柒
□□佰□拾伍　年拾陸
□佰陸拾柒　年拾肆
□佰玖拾參　年拾參
□佰拾捌　年拾貳
□佰玖拾柒　年拾壹
□佰柒拾伍　年拾
□佰柒拾玖　年玖
□佰捌拾壹　年柒
□佰捌拾肆　年捌
□柒拾伍　黃男
（『平安遺文』第十巻六三頁）
都合肆萬貳仟伍佰肆拾柒次丁壹
□參萬柒仟玖佰伍拾柒　不課
□肆仟肆佰拾參　男
□參佰拾壹　八位已上

□肆仟佰貳　耆老
□玖佰拾□（伍）　（年伍歳已上カ）
□仟佰拾柒　年玖拾歳已上
□仟貳佰拾捌　年捌拾歳已上
□仟佰貳　年陸拾伍歳已上
□陸仟伍佰柒拾貳　大女
□陸仟捌拾柒　小女
（同書　六五頁）

延喜主計式に見える「大帳目録」の書式

（鎌田元一「計帳制度試論」「史林」第55巻5号1972年9月）

ただし、摂津国大計帳案は延喜式の大帳式と異なる記載が多いことから判断して参考にとどめておくこととし、ここでは延喜式の大帳式に基本的に拠っておきたい。

つぎに、正倉院文書中に京進された阿波国計帳（大帳）とよばれる統計文書の一部が遺されている。この文書は『延喜主計式』の大帳式の実例といえるもので、霊亀元年（七一五）～天平十二年（七四〇）の間に作成されたとされている。

文字の大きさおよび行間（約一・七cm）、数字の大字使用など、今回の文書ときわめて類似している。そこで、阿波国大帳を用いて、本文書の遺存状況を推定径約十八cmと仮定して復原すると、下記のようになろう。

四、計帳制度の概要

計帳制度について鎌田元一氏の代表的な見解がまずあげられよう（「計帳制度試論」『史林』第五五巻第五号一九七二年九月）。

鎌田説の大要は、次のとおりである。

①「大帳」と「計帳」は「目録」と「歴名」とから構成される総体としての同一実態を指す別称であること。各種計帳様文書の現存する神亀・天平年間以降の計帳制度が基本的にその二種の文書を一組として京進させるものである。

②計帳制度は養老元年の「大計帳式」の頒下によって開始されたも

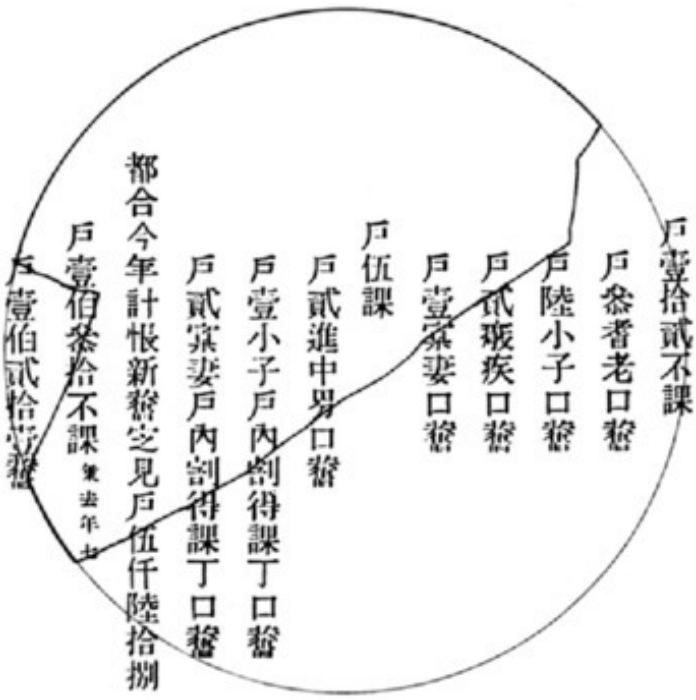

○阿波國計帳 正倉院文書

戸壹拾貳不課
戸叁耆老口稽
戸陸小子口稽
戸貳瘢疾口稽
戸壹寡妻口稽
戸伍課
戸貳進中男口稽
戸壹小子戸内割得課丁口稽
戸貳寡妻戸内割得課丁口稽
都合今年計帳新稽定見戸伍仟陸拾捌
戸壹伯叁拾不課 兼去年七
戸壹伯貳拾壹稽
戸壹八位
戸壹拾捌耆老
戸叁拾小子
戸伍萬疾

（大日本古文書 一ノ五四九～五五〇頁）

のであり、それ以前の計帳制度が単に「目録」のみを作成・京進させるものであったに対し、この時点で始めて「歴名」が作成された。

しかし、この鎌田説に対して反論も多く提出され、なかでも杉本一樹氏の見解は鎌田説の矛盾を鋭く指摘したものと評価できるであろう（「『計帳歴名』の京進について」『奈良古代史論集』第一集一九八五年五月）。

鎌田説の立論の中心をなす養老元年制の評価は、鎌田説以前の通説のごとく大計帳式を目録の書式整備とみることは極めて自然で、あえて歴名の京進を想定する必要は全くない。また正倉院文書の計帳様文書や大宝戸令造計帳条における歴名京進規定の不存在などの検討から、次のように結論づけている。

八世紀中葉の計帳は本来の機能からして毎年送進されるところに意義を認めるべきであろう。畿内からは目録と歴名が進官され、畿外からは目録のみが京進されたとしている。

いずれにしても、計帳は一国毎の戸数、口数に関する統計的文書（「目録」）と戸口歴名文書（「歴名」）との両者から成り立つものである。

五、むすび

本文書断簡について、その特色を整理すると、次のようになろう。

①楷書体で、数字は大字である。

②わずか五行十七文字確認できるだけであるが、一文字の大きさが七～八㎜程度の小さな文字、口数を列記した書式は統計的文書と判断してよい。

③小子の内訳「年十七」「年十六」の記載は、延喜主計式にみえる大帳式に類似する。

④小子の計「伍」に対して、その内訳が「貳年十七」と「壹年十六」では合わないが、「壹」の右肩に校合と思われる黒点が存在する。この事実から、本文書が国府作成の大帳の案文と判断できるであろう。

⑤小子が天平宝字元年四月、従前の十六歳から十七歳に延長されたことから、本文書の年代は天平宝字元年四月以降のものとみることができる。

以上の点を総合して考えるならば、きわめて小断片で本文書の性格を断定することは困難ではあるが、一応、現段階では「（出羽国）大帳案」様文書と推定することが可能であろう。

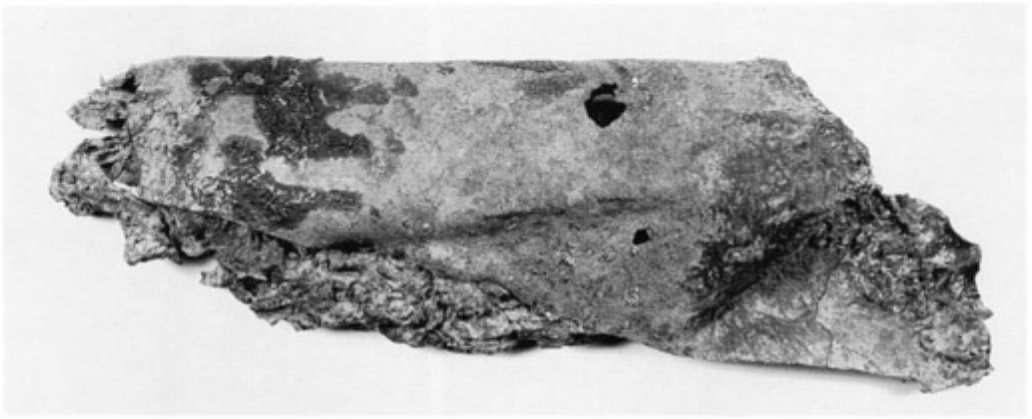

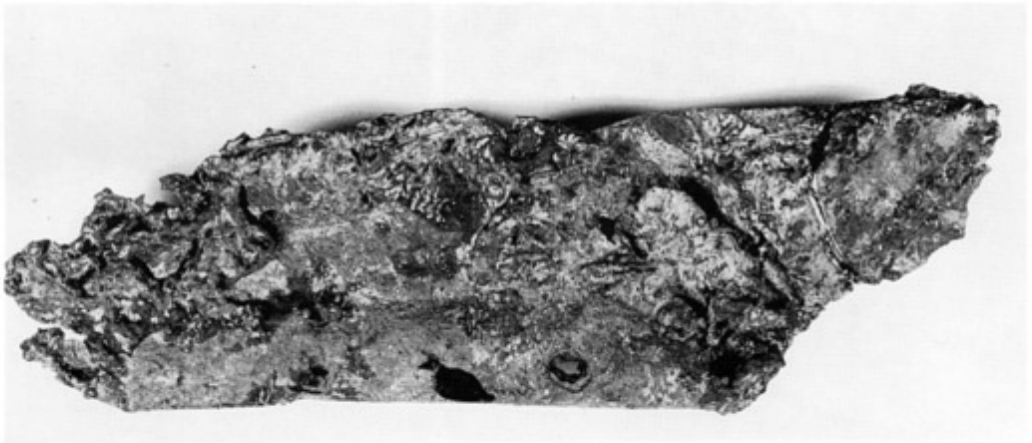

図版 1　　上・漆紙文書出土状況
中・下・漆紙文書（中・文字面）

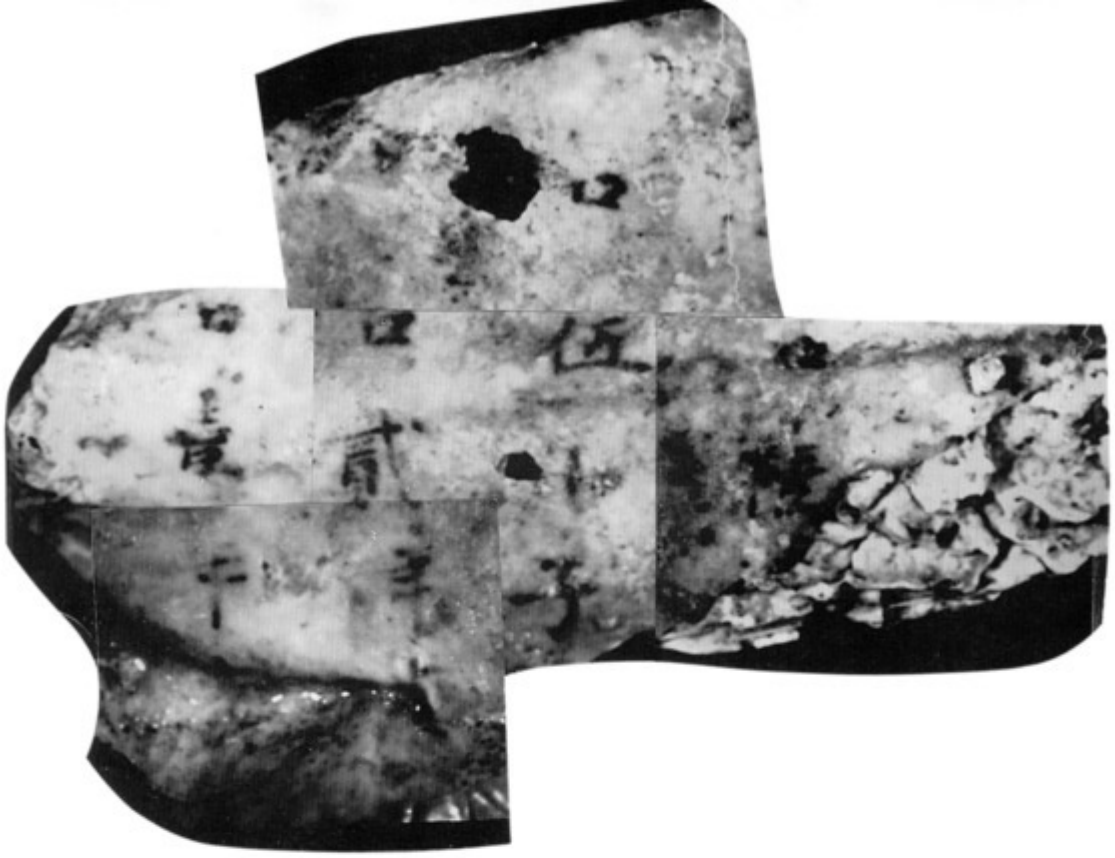

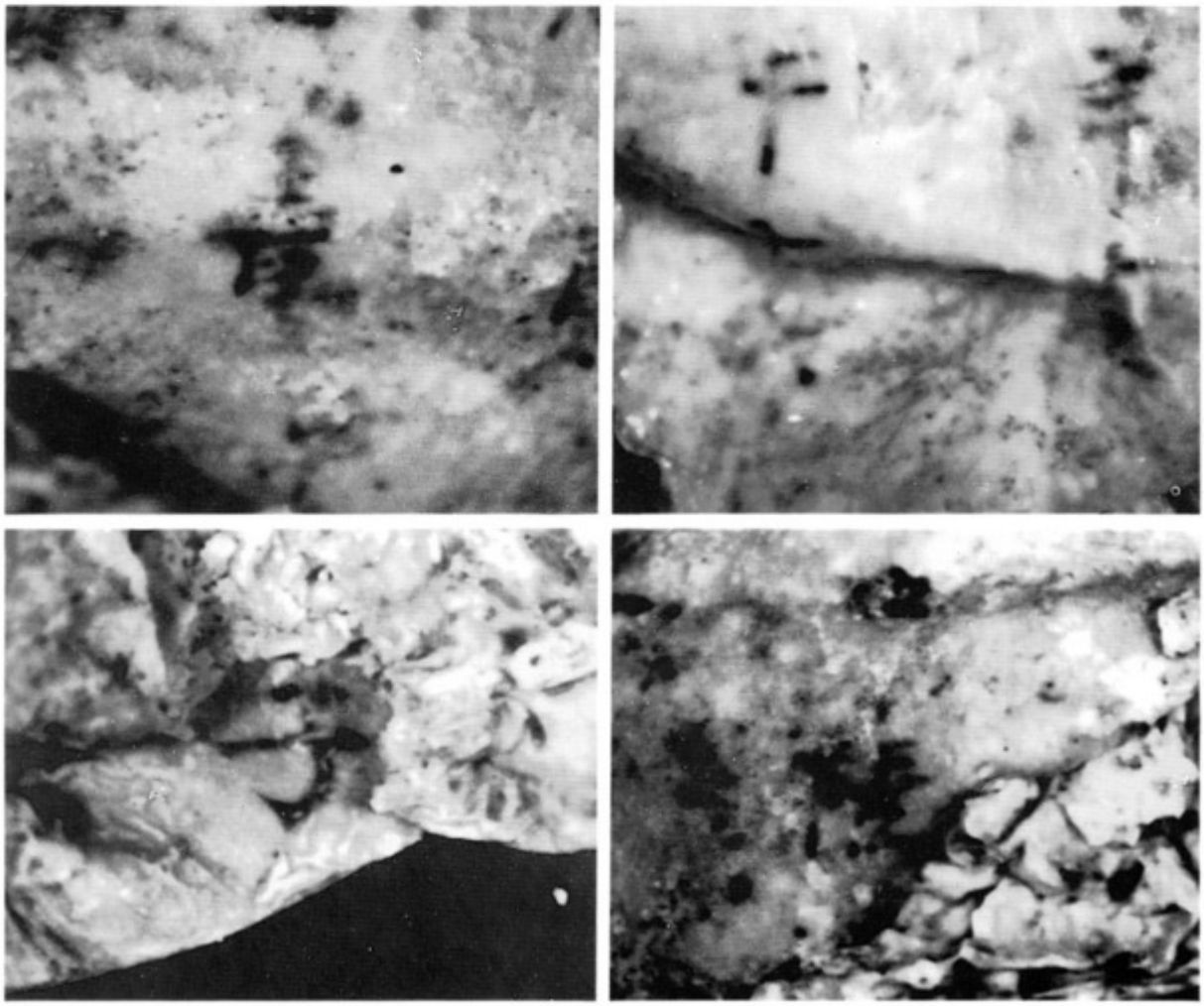

図版 2　上・漆紙文書（赤外線テレビカメラ＝裏焼き）
下・漆紙文書（赤外線テレビカメラ部分写真＝裏焼き）

発行　平成２年３月31日

秋田市教育委員会

印刷　秋田マイクロ写真印刷㈱